

0年度生産量が2万5,000立米で額は約8,200万円でございます。ですのでこの差額というものが大きく生じているということは、これ多くのチップ用材は木材のまま島外に運ばれているということ 为什么呢。

農政局長（田丸友三郎君） 御指摘のとおりだと認識しております。

8番（蘇 嘉瑞人君） こういう前提をまず皆様の頭に抱きながら次の質問に移っていききたいと思います。

次の質問は、チップ工場建設についてです。奄美市住用町山間にチップ工場を建設したいとある企業が計画しております。この件は新聞報道、議会においても大きな関心ごとになっています。その多くがチップ工場に対して難色をうかがわせるものが多いです。一方で、事業関係者は地元雇用を優先させると同時に適切な伐採を求め、山の更新を促し山を保護したいと新聞取材のコメントを残しています。

奄美市はチップ工場を建設することは、奄美における自然環境、産業、市民生活にどんな影響があると考えていますか。プラス面マイナス面両方加味してよい影響でとどめるにはチップ工場はどう存在すればいいとお考えでしょうか。

農政局長（田丸友三郎君） 住用町での事業計画や奄美市の対応につきましては、衆議員や三島議員、師玉議員の質問でもお答えしております。

チップ工場を建設することで奄美における自然環境や地域の産業、市民生活も含めてどのような影響にあるかについて、まず、お答えをしたいと思います。

自然環境への影響につきましては、まず、亜熱帯の照葉樹林の貴重な動植物を育んでいる生態系を伐採することによりまして、森への生態系の影響であります。さらに無謀な伐採がなされた場合は、赤土の流失、土砂災害が懸念されるところであります。国立公園指定や世界自然遺産登録であれば、森林保全区域や利活用区域のゾーン分けが明確になり自然環境の保全が図り易くなっていくものと考えますので、今後は国へ早急な国立公園指定に向けての対応をお願いしてまいりたいと考えています。

次に、産業への影響でございます。現在、森林、山での産業としましては、シイタケ栽培や炭焼き、森林の中でのエコツアーなどがありますが、シイタケ栽培や炭焼きは規模が小さいため大きな影響はないものと考えます。

しかし、エコツアーについては、森の生態系等はつながっておりますことから伐採面積が大きくなっていくと大きな影響を受けるものと考えます。

続いて、市民生活への影響についてお答えします。まずは、会社の説明のとおり、雇用の機会が発生することだとは考えます。

次に、業者のほうからは、環境対策を講じるとの説明はされておりますが、原木の搬入に伴う大型車両の交通量の増加による問題や騒音、粉じん、樹液の流失など公害問題が危ぐされるかと考えます。

雇用の機会が増えることにつきましては、確かにそのとおりだとは考えますが、世界自然遺産登録が実現することでも新たな観光やエコツアーなど、全郡にまたがる新たな産業の創出雇用の確保が図られるものと考えております。以上です。

8番（蘇 嘉瑞人君） 時間がおしえていますので、どんどん質問を進めます。ただ、今、おっしゃっていたのは、ほとんどマイナス面が多かったと思うんですけども、工場を設置することにプラスはないという考え方なんですか。

農政局長（田丸友三郎君） 雇用の面が生まれるということで、ただいま申し述べました。

8番（蘇 嘉瑞人君） その方にお伝えしたいんですけども、そのチップ工場を建設したとしてもプラス

にとどめる範囲のその調査や今、いろいろな調整をされていると思うんですけども、その結論は出ていないんですかね。

じゃそもそもチップ工場建設がないほうがいいというふうに考えているんですか。

農政局長（田丸友三郎君） 我々としては、師玉議員の質問にもお答えしましたように、自然保護・保全をする場所と活用する場所が明確の区別できるのであれば屋久島も同じようにやっておりますので、そういったことで共存共栄ができるものかどうかという見極めも必要だと考えております。

8番（蘇 嘉瑞人君） 先ほどの答弁でもございましたようにパルプ材の木材として運ばれているものが、すごい大量にありますので、既にチップ工場にだけすごくお声掛けをするのも申し訳ないことで、もしそのチップ工場がその島外に木材として運ばれているだけの木材を抱え込んで製品化するということができるのであれば、新しく独自に切る場所を増やさずにですね、であれば変化は小さいと考えて私はおりますので、さまざまな検討をよろしくお願いします。

さて、このチップ工場建設を予定する山間港なんですけども、こちら昭和62年から平成18年度まで約36億円をかけて改修をしています。

少し話は脱線しますが、港湾事業の奄振の補助率は10分の9です。自治体の持ち出しが少ないという理由だけではないでしょうが、36億円の改修を行った山間港です。完成後の利用計画があつてこそその公共事業です。どんな利用計画を考えての工事だったのでしょうか。その目的をお聞かせください。また、山間港でチップ工場を建設、運営することはその目的に沿ったものなのでしょうか。管理者としての見解をお聞かせください。ちなみにその36億円の財源までお答えいただければありがたいです。

建設部長（田中晃晶君） ただいま山間港の整備の経緯につきましては、議員の御案内のとおりでございます。整備等の目的と申しますか整備の理由につきましては、当時から山間港いわば戸玉地区におきまして、石材やチップ等貨物の積み出し港としまして活用しておりますが、取り扱い量の増加やそれから積み出し施設が狭あいだったこと等で安全面や施設改善の必要性から、物流機能の強化目的のために隣接するただいまの山間地区のほうに新たに港湾設備、港湾施設の整備を行っているものであります。

このチップ工場が目的になっているかということでございますが、山間港に隣接する、つまり区域には隣接するという意味でございますが、工場からのチップの野積場としての施設の活用についてでございますが、先ほど申し上げましたように、山間港の整備の目的が石材やチップ、木材等の積み出し港としての整備を目的としておりましたので、チップ及び木材の野積場としての活用につきましては、利用目的に適応した使用だというふうに考えております。

さらに、その補助率の話でございますが、基本的には外郭施設につきましては、10分の9それから係留施設につきましては10分の7.5、それから、用地施設につきましては10分の6というふうになります。その平均をいたしますと約29億1,000万円が補助率約81.3パーセント程度になります。それと単費と申しますか市費につきましては、6億6,700万円程度、率にしまして19.7パーセントというふうな計算になります。

8番（蘇 嘉瑞人君） 確認なんですけど、その29億円は全部奄振という理解でよろしいのかというのと、こちら700トンにも及ぶ港湾ですので大きな船、昔、定期航路で使っていたような船も入れるくらいの設備だというふうに聞いております。その利用実績まで、21年度の方ですね、あればお答えください。

建設部長（田中晃晶君） 利用件数につきましては、係船施設の利用件数につきましては、20年度が1

65件、21年度が210件となっております。それとこの岸壁、マイナス5.5メートル深さがございますが、総トン数にしまして約2,000トン級まで可能であります。

8番（蘇 嘉瑞人君） 大きな港なので、これから有意義に活用されることを望んでおります。年間120ヘクタールの森林を伐採し、月1,500トンのチップを生産すると、5月1日の南日本新聞に報道されていまして。適伐期を40年として単純計算すると持続可能な事業であるためには、4,800ヘクタールの森林が必要です。

5月18日に市はチップ生産を計画する企業から説明を受けていると聞いています。伐採業者ではないので、すべてが計画どおりとはいかないでしょうが、チップ工場に持ち込む森林伐採の区域はどこまでの範囲となるように認識されているのでしょうか。

農政局長（田丸友三郎君） 先般、行われました奄美市への説明の中で示された森林伐採区域はA3の紙面に奄美大島本島が地図上に掲載されており、番号を○で囲んだ状態で伐採箇所が示されておりました。

住用町内で8か所、瀬戸内町で4か所、合わせて12か所が示された図でありましたが、大まかな場所が分かる程度でございます。

現に、会社が確保している面積は200ヘクタールであるとの説明でありましたけれども、これについても場所と面積についても不明であります。市への説明会の資料として地名、地番を提出を求めましたが、個人情報のため明らかにしてはもらえませんでした。次に、伐採届けについてですが、5月10日に個人名で伐採届けがありました。地域は市地区で住用町市集落の広範囲の山林でございます。面積は3.27ヘクタールであります。新聞などで報道されているとおり6月4日には、伐採届けが取り下げられております。他町村からの運搬についての見込みですが、市への説明におきましては、住用町だけではなく他町村全島内からとの説明を受けております。

近隣町村に問い合わせしてみたところ、伐採届けが出ているところはあるようでございます。

8番（蘇 嘉瑞人君） 伐採届けが出ているところがあるというふうには、おっしゃっていたんですけど、その場所と奄美市に出された番号をふられた場所を含めて、奄美のクロウサギなど天然記念物へ与える影響はあるのでしょうか。

教育事務局長（里中一彦君） 森林伐採の受け皿となりますチップ工場、これが建設されとなりますと奄美大島や加計呂麻島における森林伐採が活発化するということは容易に考えられるところでございます。

森林伐採の対象となります計画地におきましては、国指定の天然記念物8種、それから県指定の天然記念物3種の生息が認められる可能性がありますので、森林伐採がなされることによってこれら生物に少なからず影響があるものと考えているところでございます。

8番（蘇 嘉瑞人君） 今度、市有林の扱いについて少しお伺いしたいんですけど、先ほどの企業も含めチップ用材及びチップ生産のために市有林を伐採する計画はあるのでしょうか。また、伐採業者から伐採したいとの相談があった場合の対応はどのようにされているのでしょうか。

農政局長（田丸友三郎君） 現在のところ、市有林への伐採届けは届け出はありません。市への説明会においても民有林を伐採することの説明があり、市有林の伐採についてはないと考えております。

また、仮に市有林の伐採相談があった場合には、市は世界自然遺産登録へ向けて取り組んでいる中、当然ながら出来ない相談だと考えております。

8 番（蘇 嘉瑞人君） ありがとうございます。私もですね、この世界自然遺産等も含めて、この奄美の生態系の保全を考えていく上で民間林というものは、やはり法律による縛りがございませんので、どうしても交渉が難しくなってしまうと、であるならば、そういった少しでも市が持っている林をロックすることによって生態系を保全できるんじゃないかという思いがありましたので、今のお答えを聞いてすごく力強く思っております。これまでの質問をとおしてチップ工場建設によって考えられる影響は、奄美市内だけでは完結できるものではないと考えます。世界自然遺産、国立公園など国を挙げて取り組んでいる最中でもございます。

本島内、群島内の自治体や鹿児島県・沖縄県、国の考え等も広く集め、今回のチップ工場建設に対して何を求め各自自治体は何をすべきなのか共通した認識を持ち、その方針を公表する必要があるのではないのでしょうか。

さらに言えば、環境保全の観点だけではなく奄美市も先ほどからありますように、林業の振興というものもございます。そういったことも含めて一度広域的に話し合われて公表したほうがいいんじゃないのでしょうか。どうでしょうか市長。

市長（朝山 毅君） 蘇議員のお話のとおり、世界に類例の少ない希少種を保有しているこの奄美の自然、その自然を保存・継承していかなければならないということが、国・県に叫ばれ、その前提としてまず国立公園化、そのエリアの中に自然遺産登録指定のゾーン形成という形になっていくであろうと思っております。

そういう中でございますから、我々といたしましては、県・国と連携を密にしながら、この自然を守っていく責任があらうと思っております。覆水盆に返らずという言葉があります。一度壊れたものは同じ形にはならないということでありましょう。したがって先人からいただいたこの自然を後世に残していくために我々は今やるべきことは優先して、その目的に向かって国・県と互いに連携を深めていくということであろうと考えております。

8 番（蘇 嘉瑞人君） 市長も申し上げているように、これはやはり奄美市だけでも治まらない問題です。となれば、ましてやこれは山間集落の住民だけに理解を求めるような説明では不十分ではないでしょうか。誰もが会場に入れる状態で、報道機関等も通して広く世間に知らせることができる体制での説明会を企業には求めたいです。

市から企業へ要望していただけないのでしょうか。

農政局長（田丸友三郎君） 議員の御提言のとおりだと我々も考えておりまして、山間集落や市への説明会において、この会社の皆様方が説明会で他の参加を拒んでおり、当初は山間集落、市への説明会も開く予定がなかった中での説明会でもあったこと、またこれ以上広く説明会を開く考えのないこと、これまでたびたびいろいろな場所で話していることを考えると会社としては難しいと考えておりますが、私どもは、今、議員がおっしゃいましたように、広く地域の住民の皆様方に知っていただくためにも今後も申し入れを行っていききたいと思います。

8 番（蘇 嘉瑞人君） 是非よろしく申し上げます。先ほどの方針の発表とともに以上の2点がすぐ対応すべきことだと私は考えております。

さらには、長期的に生物の多様性の損失を防ぐためには、絶対に開発を入れない地域と今、チップ工場がないにも関わらず大量に森林伐採がされています。ですので、人間活動が縮小・撤退することにより環境の質を大きく落とす可能性のある、分かりやすく言えば、山を切ってもいいエリアを指定し、それ以外の場所ですね、コアゾーンもしくは切ってもいい以外のエリアというのは、その都度検討していくような土地の利用、管理体制を奄美群島内で約束を作り上げていけばいいのではないかと、というのが私の考えです。市長、市長は今度のチップ工場に対して市としての思いは、今まで十分お伺

いしました。市長としてこれから何をすべきだとお考えでしょうか。

市長（朝山 毅君） 蘇議員御理解のとおりでございますが、目的をしっかりと見据えて自然遺産登録に向けた諸般の条件をクリアして群島民連携を図って、その形が整えればそれに一日も早く出来ればと願っております。

その前提の中で、林業若しくは事業としての住み分けがしっかり出来れば最上の形だと思っております。

もちろん、そのためには、今の状況を企業においても個人においてもしっかり理解をしていただくという啓発活動も行政においては必要だと思っております。

8 番（蘇 嘉瑞人君） 環境と保全というのは、やはり両方の視点から見て納得できるやり方を考えるのはとても大変なことです。しかし、奄美市の将来像にもあるように奄美に暮らしてきた私たちは、奄美の大自然と向き合いながら農業や漁業に取り組み、自然と取り入れた生活様式を作り上げてきました。自然を崇拝する伝統文化や精神を継承しつつ、人、自然、文化がともにつくるきよらの島を実現するために私も貢献したいと考えています。これからも市長の強いリーダーシップを御期待申し上げます。

次に、ヤギ特区についてお伺いします。5月26日に、開催された中央環境審議会において、地域を限って規制緩和する構造改革特区内で、鳥獣保護法に基づきノヤギを狩猟期間中に捕獲できる狩猟鳥獣に指定するように環境省に答申し、環境省は省令改正手続きに入ったと聞いております。その概要と今後の日程、また市が特区申請する意向があるのかどうかも含めてお答えください。

市民部長（有川清貴君） ヤギ特区について、これまでの経緯について御説明したいと思います。平成19年11月に本島内5市町村でノヤギの狩猟鳥獣の追加として特区提案をいたしました。対応は不可でございました。その後、今年1月、内閣府の構造改革特別区域推進本部の対応方針としまして、新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置の中にノヤギの狩猟鳥獣への追加が挙げられ、これに伴い中央環境審議会がノヤギを狩猟鳥獣へ指定するように環境省へ答申しました。

今後の日程、手続きについては分かっていませんが、当市としては本島内5市町村で足並みを揃え申請を行いたいと思っております。

8 番（蘇 嘉瑞人君） 申請をする意思があると聞いて安心しました。特区と認められるかどうかはノヤギとそうでないヤギの区別がはっきりしているというのが重要であります。こちらの中で条例について条例がちゃんと運営されているかどうか確認しようと思いましたが、担当職員と話したところ、運営されているようですので質問のほうは省略したいと思います。

これまでノヤギの駆除で手を焼いていたのが、ノヤギの主要な生息環境は急傾斜地のがけ地のため死体を現場に放置せざるを得ないケースが想定されるが、これは化製場法に反するため急傾斜地のがけ地での狩猟は及び腰になっていました。

今回の特区に認められることは、この点にもよい影響はあるのでしょうか。

市民部長（有川清貴君） ノヤギは急傾斜の斜面が続くところや外洋に接している岬等に多く生息しています。これまでは罠による駆除しかありませんでしたが、特区が認められた場合は銃による駆除が可能になり、効率が上がるものだと思っております。

8 番（蘇 嘉瑞人君） さらに、有害鳥獣としてのノヤギが少しでも駆除されることを願っております。4、5については同様な質問なのでいっしょにお伺いします。

以前、特区を申請した際は、奄美の自然保護と食文化継承特区で申請していました。今回も食文化

継承をテーマの一つにすることに賛成します。

市は狩猟鳥獣に認められることに加えて、食文化継承を推進するために取り組むべきことは何だと考えていますか。

市民部長（有川清貴君） 議員御提言のとおり奄美特有の食文化だと認識しております。食文化を保護・推進するためのヤギの伝統食材として活用を図ることがノヤギの駆除の促進につながるものと考えております。

イノシシ等と同じような取り扱いができるよう引き続き関係機関において協議を行い対応してまいりたいと考えております。

8 番（蘇 嘉瑞人君） 私も同意見でイノシシと同じようにということを申し上げようと思ったんですけども、ちょっと詳しく申し上げますと、イノシシと同じように、と畜場外と殺を可能にするための対応が必要だと思います。

さらに、もう一つ挙げると、以前、お願いを申し上げた奄美大島でも T S E 検査ができるようになることが、さらに効果を上げると考えております。こちらは環境省だけではなく、厚生労働省との相談が必要になってきますので難しい交渉にはなるとは思います。

こちらノヤギは生体でと畜場に持ち込み、食肉加工過程で T S E 検査をしなければいけないと法律に定められた獣畜です。

と畜場と殺をできるようにするためには、豚とイノシシの関係のようにノヤギを野生生物と認めてもらうことが必要です。加えて安全な食品が流通することが大事なので、野生のノヤギも食肉加工後に頭部を腐らないように保管し、検査にかけるなどの条件を整備する必要もございます。簡単ではないすり合わせですが、これが出来てこそその奄美の自然と食文化の継承特区だと思います。

そもそも所有者がいらない獣畜という考えは筋が通らないと思いますので、狩猟鳥獣にノヤギが認められた後には、相談もし易くなると思いますので、市長、どうか狩猟鳥獣特区に申請する意思がございますので、是非この実現に向けてもリーダーシップをとってもらいたいです。市長の考えをお聞かせ下さい。

市長（朝山 毅君） 努力をしてまいりたいと思います。

8 番（蘇 嘉瑞人君） お願いします。努力と申し上げるとですね、先日、師玉議員からありましたように食育という観点もございます。是非、教育委員会等でも T S E 検査をすると、たぶん市場が膨らむと思いますのでコストも下がってくると思いますので、その際には、是非、給食にもヒンジャをよろしくをお願いします。

それでは、そのまま教育行政についてお伺いたします。まずは、教育長御就任おめでとうございます。教育長の熱い思いは昨日の栄議員の一般質問の中でお伺いたしました。就任間もない時期ですので、教育長が行政の外から見てきた中で奄美市の行政がよくなっていくために4年間の中で、是非ともこれは取り組むべきだと思われる事業、制定すべき条例、一つ、何か具体的なものがあればお答えいただければありがたいです。

教育長（坂元洋三君） 教育長の方針と取り組むべき事業についてのお尋ねだと思います。私は、大きく四つ柱を立てて教育行政を推進したいということで、今、現場主義、こころの教育の推進、生涯学習の充実、文化財保護及び郷土教育の充実、この四つを掲げて教育行政を進めていきたいと考えているところございます。

この現場主義、こころの教育の推進、生涯学習の充実、文化財、それらについて申し上げますと、大変時間もかかりますので、端的に申し上げたいと思います。

学校は、何よりも校長のリーダーシップで運営されているわけでございます。そして、校長のリーダーシップによって学校は良くもなり悪くもなるということを認識しているところでございます。

したがって、私は、学校と緊密に連携をして学校の成果や課題等を的確に把握しながら校長先生や先生方と直接問題解決に当たり、そして、成果を上げていきたいと考えているところでございます。

第2のこころの教育の推進につきましては、あいさつができるとか、あるいは靴を並べるとか、そういった基本的なものが身についていないと、どうしても学業指導が的確に行われないと、ですからそういったものを徹底的に指導していく、基本的な生活習慣の上に立って学力は付くものだという考えから、これは家庭だけに転嫁するのではなくて、学校もいわゆる先生方もその基本的な生活習慣については、できることはしっかりやっていくと、家庭と連携しながらやっていきながらこころの教育を推進してまいりたいと、こう思っているところでございます。

次に、生涯学習の充実につきましては、市民一人ひとりのニーズに応えながら、すべての人たちがいつでも学習できるような状況をつくっていききたいと、こう思っているところでございます。

次に、4点目の文化財の保護及び郷土教育の充実につきましては、まず、文化財の分布調査、あるいはまたその他資料の作成等を充実していきながら、国指定文化財、あるいはまた県指定文化財等を十分把握してそれを子どもたちに実際教育してまいりたいと、こういうことでございます。

そして、奄美で生まれて育ったアイデンティティーを確立し、誇りを持って奄美の歴史を語れる子どもたちをつくっていききたいと、こう思っているところでございます。以上です。

8番（蘇 嘉瑞人君） その熱い思いをこれからも4年間ずっと継続して、学校教育含め教育行政頑張れることをお祈り申し上げます。

市内の多くの中学校が、入学式の日、平成22年4月6日に南海日日新聞において、1面に転校出来なければ死ぬ、自宅にいじめしていたメモと見出しが付けられた市内の中学校に関する記事が掲載されました。

お祝い一色とは言い切れない気持ちで入学式に出席した記憶が残っています。教育委員会においても記事になった中学校において、この件はいじめとして認知しておりません。市内の別の中学校の校長先生とお話したところ、いじめとして教育委員会に報告はしていないが、生徒間での暴力や恐喝に近い金銭強要も警察を含めて学校教育委員会ともに把握しているものもあるにも関わらずです。

ですので、私が気になっているのは、奄美市において教育委員会及び学校がいじめと認知する基準は何かということです。

市内における昨年度と今年度のいじめの件数及び概要とともにお示してください。

教育長（坂元洋三君） まず、いじめについて、いじめの基準はどうなっているかということについての質問だと思います。お答えいたします。

いじめとは、当該児童・生徒が一定の人間関係のある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより精神的なあるいは肉体的な苦痛を感じている。そういう状態だと捉えています。

第2に、奄美市内におけるいじめ発生件数ですが、平成21年度において5件報告を受けております。5件、内訳は友人関係のトラブルに起因するもの2件、学級での仲間はずれに類するもの1件、暴力行為及び嫌がらせによるものが1件、それから携帯電話のホームページによる書き込み等によるいじめが1件と報告を受けておるところでございます。

今年度は、現段階においていじめの発生件数はまだ報告を受けておりません。

8番（蘇 嘉瑞人君） 先ほども申し上げましたが、先ほどの新聞の件は、この5件のうちに含まれないというふうにお伺いしております。その理由はなぜなのでしょう。

教育長（坂元洋三君） 細かい報告が教育委員会に事故報告として挙がっていないということを認識しております。

8 番（蘇嘉瑞人君） 一応職員の方は、しっかり把握されているので後でお伺いしたほうがいいと思います。

こちらですね、生徒本人がいじめだというふうに言及しなかったがために、いじめではないと判断をされているというふうに教育委員会の職員に校長も申しおりました。ですので、これですね、生徒本人がいじめだと言葉にするかどうか、やはり大前提ではなくてですね、先ほどのいじめの基準を見てもですね、本人の立場になって肉体的精神的につらいかどうか、いじめの判断する基準だと私は考えておりますので、生徒がいくら言葉に出して言えなくても、いじめとして判断していいものもあると思いますので、そういった心づかいがあればありがたいと思います。

さらに、申し上げますと6月16日で新聞で報道された、いじめと、こちらはですね、教育委員会が先ほど、5件と言った中に含んでいるいじめの件なんですけれども、昨年の2学期に校内で新聞報道によると、昨年の2月、校内で7・8人の上級生が下級生を取り囲み暴行し、全治2週間の打撲を負わせました。しかし、これもですね、校長ははじめ、いじめだと認めず、本人の言葉でいじめと思うと伝えられてから、いじめと認められたと報道されています。これが事実でないことを祈りますが、全治2週間の暴行は本人が認めなければ、いじめに該当しない程度の身体的苦痛なのでしょうか。重ねて4月6日と4月16日に報道された、こちらの2件が、いじめなんじゃないかと懸念を持ってそれをどういうふうに察知して、それにどういうふうな対応をとったのかという経緯が両方分かれば御説明をお願いします。

学校教育課長（福永朗君） ただいまの件についてお答えをいたします。議員が御指摘ありましたについては、学校とも連絡を取りまして事実関係を把握しております。そして最も大事にしなければならないのは、被害を受けた子どもですので、その子どもに対してのサポートとそれから事実関係を確実に把握して保護者に対しての説明と指導も行うように校長に対して指導したところです。

そういう方向で、当該学校では取り組んだというふうに理解しております。

8 番（蘇 嘉瑞人君） こちら時間も少なくなってきましたので、③と④は要望のみでお伝え申し上げます。

こちらいじめに限らず各学校で見られる生徒間若しくは生徒教師間の暴行、金銭強要などのトラブルなど問題行動を調査整理しデータベース化し、それによりさまざまな立場の関係者が情報を共有できるようにし、いじめの早期発見や自殺、重大事件を未然に防ぐために活かしたいという私の思いがあります。

奄美市も旧名瀬市の頃からサポートチーム等地域支援システム事業を導入するなどして体制づくりを進めています。昨日、答弁などでもありましたようにサポート会議を開くなど、児童相談所や警察・支援を行う各種団体など、さまざまな関係機関及び地域の方々との連携も取り易い関係を築いてきておられます。

後は、情報を共有し易い仕組みと各種団体と学校との関係をコーディネートする専門員の仕事、この2点を確立することを進めることによりサポート体制をより充実すると思っています。

しかしながら、教育現場においては、先ほど、現場主義と言ったので、重々感じているとは思いますが、いじめを見過ごさないように子どもの小さな変化を気付くためには、教師が子どもと向かい合う接する時間を確保することが必要です。ですので、教師による文書事務、調査事務は増やしたくありません。ですので、先ほどの2点は、奄美市の子どものサポート体制整備事業において仕事をしているサポート支援によって役割を担っていただきたいと考えております。

今、こちら、1校に配置して個別に子どもの対応するような仕事をされています。確かに、こちら

その方がいらっしゃる学校は助かります。しかしながらですね、生徒間の問題行動、多くの学校が抱えています。ですので、例えば、このサポート支援員のコーディネートによって、今、サポート支援員が行っているような仕事を地域やPTA、教職員を退職された方々が図書館や空き教室において教室に入れない生徒の話し相手になったり、土日の図書室を活用した生徒の居場所づくりなどを市内に必要とする学校全部に体制づくりをしていく。そしてこの体制づくりをする仕事こそがサポート支援員の仕事になると思います。そうすれば支援員が一人の一つの学校で現場で入るより大きな人的支援になり得ると思います。そして、先ほど申し上げたデータベースを作成するにおいても市内各学校にその調査員が回って、担当職員の話を聞いたりしながら調査報告書をまとめていくという形でデータベースを作れば教職員の仕事にもなりません。

ですので、サポート、この本当に名前のとおり体制支援事業としてのサポート支援員の仕事を期待して、これを要望といたしまして、また、大変皆様には申し訳ないですが時間が短いので、次の質問はとばしまして、人材育成について、最後、教育長にお話をお伺いして終わりたいと思います。

こちら以前、決算特別委員会で教育長が、入学費用の助成をするような一時金の検討を発言されていました。ですので、これを今後も考えていただきたいという思いがございます。ふるさと人材基金の事業は、19年度の当初予算が3,000万円だった、まちがいました、20年度当初予算が3,000万円の奨学金の新規に配るお金として準備したんですが、その利用が少なくて今年は2,000万円まで落ちています。

この理由は、利用する人が少ないからだと聞いています。ですので、この基金活動を利用して入学支援金を準備するのは有効だと思いますので、これについてお考えがあればお聞かせ下さい。

教育事務局長（里中一彦君） 本市におきまして、現在、行っております奨学資金制度、これは継続を図りながらやっていきたいと思っております。

入学金制度につきましては、今後も検討させていただきたいと思います。

減ってきた状況でございますが、確かにこの数年、減ってきております。利用申し込みがですね、しかし、今年度は増えておりまして、今後、景気状況によりまして今後、増える予想もございますので、現制度をまずは利用させて、このまま制度として利用していきたいというふうに考えておりまして、議員御提案につきましては検討とさせていただきたいと思います。

議長（世門 光君） 以上で無所属・蘇嘉瑞人君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前11時45分）

○

議長（世門 光君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。新奄美橋口和仁君の発言を許可いたします。

3番（橋口和仁君） 市民の皆様、議場の皆様、こんにちは。新奄美の橋口和仁でございます。少々所感を述べさせていただきます。先週、古田町におきまして火災事故がありました。その火災により亡くなられた方々、また、被災された方々にこの場をお借りいたしまして御冥福とお見舞いを申し上げます。一日でも早い復興、復旧されますことを心より願っております。

さて、政権交代から早8か月余あまりにも早い党首交代という現実には驚く昨今であります。多くの国民が期待し、そして、この国の命運を託し誕生した鳩山政権、子ども手当、高速自動車道の無料化、さらに個別所得補償などさまざまなバラ色の政策提言を国民に示し期待をされた民主党、しかし、現実にはあまりにも遠く厳しく難題課題多くの壁に突き当たり、公約がうっすらと見えかろうとしている現実であります。

さらに、閣僚トップの政治と金の在り方についても常にやり玉に挙げられ、年明けには普天間問題に翻弄されこの8か月余り公約実現に向けての取組がいかにともし難い状況であります。

野党の時と違い、政権与党としての責任の重さ、普天間の問題に至っては、まだまだ解決の糸口さえ見えない中、今回の交代劇、あまりにも無責任であり近場に迫る参議院選挙ではたしてこの国の防衛、外交、さらに国民生活、経済としっかりと立て直してくれるのか不安であります。

ただ、この政権により生み出された事業仕分けにおいては、賛否がありますが、評価できる場所でもあります。

先般、4月に発生した口蹄疫に関しては、初動体制の遅れにより感染が拡大し、さらに今月になり都城に飛び火というニュースが報道されました。感染が拡大をしております畜産生産額日本一への感染は、農家への経済的影響も大きく、また、我が国においても両県の畜産県においても畜産の産業の根幹をも揺るがすものであり、国の早急な防疫体制を期待するところであります。

さて、本市におきましては、昨年、朝山市政になり、これまでマニフェストに掲げてきた公約に対し着実に履行されているように思います。雇用対策、庁舎内改革などなど、この8か月間、厳しい財政状況の中ではありますが、実行されてきたことは非常に評価するところであります。まだ一年を終えていませんが、今後とも地域経済振興並びに雇用対策に取り組んでいただきたいと思います。そして、今回、徳永教育長の退職に伴い、新教育長に就任されました坂元教育長には改めて御就任を心より祝福させていただきます。教育行政の舵取り役となりますが、今までの経験を十二分に活かして子どもたちの未来にさらに地域の中で教え学ぶ教育、文化のまちづくり実現に向け御尽力されますようお願いをいたします。少々前置きが長くなりましたが、通告いたしました点について質問をいたします。

先般、地元紙に永良部農業今という特集記事が掲載されました。土地改良事業と奄美と題して5回に分けて掲載されております。

昨年、奄振法が改正され奄美群島の自立的発展に向け、農業、観光、情報交流の柱が位置付けられ、そのキーワードをもって奄美の振興を図るとされております。奄振法は、群島民が一昨年、総決起集会を行い、群島民の総意を示し勝ち取った改正奄振法でもあると私は思っております。そして、振興法には離島振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法、そして奄美群島開発特別措置法があります。法整備の下、奄振法は特別に措置された法案だとも認識をいたしております。そのような状況で今回、奄振事業費が約30パーセントが削減されました。その大幅な削減額は土地改良事業の関係分だと。今、奄美群島においては、沖縄、与論の力もさらに徳之島ダムなど大規模な事業が入っております。そして今回、その事業費削減により多くの出稼ぎ者が休暇を出されたという話も聞こえてきます。新政権に対しての怒りと先の生活への不安と戸惑い、さらに自治体におかれては新交付金に対する不安と不透明感など、益々混迷を深める状態であります。外界離島である本島のまちづくりの原点は、農業にあるものだと思っております。これから先、農業振興にこそ明日があるものだと思っております。ほかの産業においても観光さらに漁業においてもしかりであります。今回、農業ということに限定させていただきますので、そういうことで農業振興にこそ明日があるものだと思っております。そして、土地基盤整備事業は農業の生産性の向上と安定的な生産を産み育てていく事業だと認識をいたしております。

まず1点目、今回の奄振の事業費が大幅に削減されましたが、奄美市における土地改良事業が今後どのようなことになるのか不安を感じております。これから進めていくであろう住用の中山間地域整備事業など、今後の住用、名瀬、笠利の土地改良事業の考え方また進捗状況はどのようなになっているのか、お伺いをいたします。

議長（世門 光君） 答弁を求めます。

農政局長（田丸友三郎君） 橋口議員にお答えいたします。議員御指摘のとおり今回の奄振事業費が、大幅に削減され、土地改良事業についても大変厳しい状況であります。

産業振興部とりわけ農政局におきましても事業が計画どおり採択されるよう中央要請活動も含めて取り組むとともに今後の農業・農村整備事業の進め方について国の動向を見ながら、県との連携を綿

密に深め事業執行へ向けて最大限の努力をしていきたいと考えております。まず、お尋ねの地区別の事業説明をしていきたいと思います。

最初に住用地区でございますが、現在、継続中の事業はなく新規事業として住用地区14集落を対象に県営中山間地域総合整備事業を平成24年度から29年度の事業期間で計画をいたしております。

次に、名瀬地区でございます。現在、継続事業といたしましては、県営の樹園地農道網整備事業を平成16年から23年度までの事業期間で農道の整備を行っております。現在の進捗率は、事業費ベースで約78パーセントでございます。次に、県営機関水利施設ストックマネジメント事業が、平成19年度から23年度までの間、大川ダム、大川地区幹線水路、須野ダム、笠利東部地区幹線水路の施設の機能診断、施設の保全計画の策定などを行っております。現在の進捗率は48パーセントでございます。

次に、新規事業でございますが、農村漁村活性化プロジェクト交付金古見地区を平成23年度から26年度までの事業計画で4路線の農道整備を行う予定でございます。同じく、県営農地環境整備事業安木屋場地区を平成24年度から28年度までの事業期間で計画しておりまして、農道整備、農業用水、イノシシ防護柵などを整備する予定でございます。

次に、笠利地区でございます。現在、継続中の事業が県営畑地帯総合整備事業あやまる地区が平成18年度から23年度までの事業計画で農業用水の給水栓の更新などの工事などを行っております。平成21年度現在の進捗率は63パーセントでございます。

次に、過疎基幹農道整備事業用安地区が平成19年度から平成24年度までの事業期間となっており、農道整備を行っております。現在の進捗率は約27パーセントでございます。次に、県営畑地帯総合支援事業屋仁地区が平成20年度から平成25年度の事業計画で農地の区画整理などを行っております。平成21年度現在の進捗率は14パーセントです。次に、新規事業でございますが、県営畑地帯総合整備事業笠利東部域を平成22年度から平成27年度で計画しておりまして、農業用水の整備を行う予定であります。次に、農村漁村活性化プロジェクト交付金第2和野地区が平成22年度から平成23年度までの事業計画で農道舗装を行う予定であります。同じく農村漁村活性化プロジェクト交付金の土盛地区でございますが、平成24年度から26年度の事業計画で農道舗装を行う予定であります。以上、3地区の説明を行いました。

3番（橋口和仁君） 各地域の考え方、また、進捗状況ということでは理解させていただきました。

1点だけ今後のですね、住用地域の改良事業と国道との連動性はどのように考えているのか伺います。特に城地域の状況であります。以前より城の字図混乱地域の問題は旧住用時代からの懸案事項であると、また、国道58号を城地区においては、急カーブで道幅そして歩道も狭く危険性をはらんでいると、その改善がなかなか図られないということでもあります。

そのような状況の中、今後、住用地区の改良事業が予定されておりますが、その際に、現状の国道の改善までの予定はあるのか、伺います。

農政局長（田丸友三郎君） 住用地区の土地改良事業につきましては、県が平成19年度から住用地区全域を対象にした県営の中山間総合整備事業の農業生産基盤整備のメニューの中で、城地区を実施するように計画しております。

御質問の土地改良事業を行うためには、対象となる土地の全員の同意が必要であります。なお、城地区内の対象区域が、字図混乱地域となっていることから、現在、本市におきまして登記簿の権利者調査を行い、城地区字図混乱地域解消推進委員会の推進員と協力して、ここが一番大事なんですが、三条資格者全員の事業に対する仮同意徴収を行っている状況でございます。

御質問の土地改良事業による国道の改善の予定につきましては、この中山間地域総合整備事業の補助整備が農林水産省の補助を受けて整備を行うため、農業との関連が非常に重要であり国道改善整備を取り込むのは難しい状況でございます。

なお、国道５８号の城地区におけるバイパス計画につきましては、県大島支庁建設課に確認しましたところ、この地域が字混乱地域であることから字混乱が解消され、地域住民の要望があれば県としても検討することをございましたので、本市といたしましても、この土地改良事業を導入することにより字混乱の解消・解決が大いに期待できることから、現在、取り組んでいますので御理解を賜りたいと存じます。

３番（橋口和仁君） 昨日ですね、当局の答弁によって世界遺産登録の会が平成２８年だと、そして網子トンネルにおきましては、現在、事業が推進されておりますが、おおむね４、５年ぐらいで完成するという回答を得ています。この時限的な中でどれだけ国道の整備が進むか非常にこの世界遺産、そしてこの網子トンネルが通ってくることによって交流人口のさらなる行き来が進んで来るだろうと、その際にどうしてもやっぱり城地域のところが危険性を非常にはらんでいるわけですね。ですので、その２８年はその付近までの改善が図られないのかと思って、再質問させていただいているところでもありますけれども、今後、この検討の中でそういうことを強くまた要望していただきたいなと思っています。

それでですね、字図混乱地域三条会員の同意が厳しいということでもありますけれども、これから先、中山間地域整備事業を進めるに当たってですね、どうしてもこの同意率って上げていかなきゃいけないということでもありますので、当局の取組を期待をしているところであります。

次に移ります。次にですね、笠利西部地域の灌漑事業について、どのように考えているのか伺います。

先ほど、笠利においてキビが基幹産業であります。このキビの基幹産業をさらに成長産業に導くためには、基盤整備と灌漑事業が必要であると思います。現在、キビは１トン当たり２万２、６７０円となっております。そして、富国の今期の生産量３万２、０００トン、金額にして７億３、００４円となっております。

これまでに平成１８年度から３万１、０００トン、１９年度が３万８、０００トン、２０年度が３万７、０００トン、順調に生産量を伸ばしていております。キビは畑作物であり畑作物は長い間雨が降らなかつたり、いつもより雨が少ない場合には土地が乾燥していき土の中の水分がなくなり作物が枯れてしまいます。

水は作物にとって命ともいえる大切なものであります。畑作物の生育に対し常に適切な水分を補給することが大事であります。そこで、西部地域の灌漑事業についてのこのことも踏まえてどのように考えているのかお伺いをいたします。

農政局長（田丸友三郎君） 次に、笠利地域の灌漑事業についての御質問でございますが、東部地区につきましては、これまでの事業として昭和６１年度から２８０ヘクタールの畑灌施設整備を実施してまいりました。今後の計画といたしまして、須野ダムの受益面積３４０ヘクタールに対する残り６０ヘクタールを節田地区と未設置地域が残る大笠利地区と年次的に整備実施する予定でございます。

お尋ねの西部地域の排水路、ため池、用水などの灌漑事業につきましては、団体営灌漑排水事業を昭和３１年度から赤木名地区、手花部地区、屋仁地区、佐仁地区及び喜瀬地区を順次整備を進めてまいりました。

同時に水田転換ほ場整備、農地開発なども順次整備をなされておりますが、議員お尋ねのとおり安定した営農用水の確保を目的とした灌漑施設整備がいまだに整っておりません。農業にとっては御指摘のとおり水確保は大変重要な課題と考えております。過去にも西部地域一帯を受益としたダム構想があり、農用水資源等調査の実施をいたしました。が、地質調査の結果から高額なダム建設費用が見込まれることなど事業効果を満たすことは難しいと判断され、平成１３年度の調査をもって西部地域のダム構想が中止された経緯がございます。

また、既設のミニダムや砂防ダムの利活用が考えられますが、家庭用水道の用水路に使用されるた

め余裕がない現状でございます。

新たに建設されました宇津ダムの貯水量は、8万1,000トンでございますが、西部地区の佐仁集落から喜瀬集落までの年間最大使用量は36万5,000トン、受益面積169ヘクタールを見込んでおります。不足分につきましては、平成9年度に県単農業農村整備事業で設置しました渇水対策取水施設など西部地区に7か所、東部地区に1か所設けてありますが、これらから取水し補うことになっております。

今後も営農用水の確保と灌漑施設整備は大変重要なことと考えており、国や県及び市の水環境課などと協議し、何らかの方策がとれないか事業導入に向けた取組を展開してまいりたいと考えております。

3番（橋口和仁君） 局長の説明である程度理解いたしましたが、西部地域の農業用水に向けては、いったん計画されたんですけれども、事業効果が難しいということで断念と。

そこですね、笠利東部には、御存じのことと思いますが、農業用水95万トンとあります。そして、西部には、農業用水はないのですが、先ほど、局長が話されたように宇津川ダムそして赤木名地区灌水ダム、第2、第3、第4ダム、そして緑ヶ丘地区の灌水があります。それは主には生活用水なんです、これが平成24年にですね、宇津川ダムそれと赤木名灌水ダム含めてパイプラインが通りましたら一部供用において佐仁、屋仁のほうに一部供用されると。平成28年には用安までの一括したパイプラインがされまして、この分の生活を満たすという話を聞いています。

その際にですね、使っております佐仁浄水場、そして屋仁浄水場、緑ヶ丘浄水場は廃止と伺っておりますが、その廃止に際してですね、その佐仁浄水場から何らかの形で水を供給できないのかなというところで、そのあたりは検討されていないのか伺いいたします。

農政局長（田丸友三郎君） 先ほどの答弁で説明がちょっと不足をしていたようでございますが、先ほど、答弁の中に水環境課を入れましたのはそういったことも含めてという思いがあったんですが、ただし、今、議員の御指摘のとおり、28年度まではどうしてもかかると、もしかしたら事業でそれ以降延びる可能性もあるということで、明快にはしなかったんですけれども御理解をいただければと。

3番（橋口和仁君） 再確認しますけれども、西部地域の水の容量が大体先ほど、35万トンと話を答弁をいただきましたが、実質的には28年にこのパイプラインが整備されてきますと、今既存使っている佐仁の浄水場これを廃止と伺っているんですね、使わないと、使わないのであるならば、これを農業用水で何とか検討できないかということなんです。もう一度ちょっと。

農政局長（田丸友三郎君） 確かに旧ダムの利活用など浄水場の活用などにつきましてはですね、施設自体が国・県の取水権の関係、水利権の関係、それから施設自体は水道を司っております水環境課の施設になりますので28年度に向けて、そういう協議も必要だというふうには認識しております。ただし、先ほども言いましたように、これが28年度どんぴしゃ終わるかどうかっていうのは、まだはっきり確定していませんので、この中で検討できるものは検討していきたいというふうには考えていますが、そういうことでございます。

3番（橋口和仁君） できるだけ前向きに検討していただきたいと思います。

先ほど、申し上げましたが、水は作物にとって命であると、その命の元を少しでもその農業振興に向けて取り組んでいただければなと思っております。

次に、土地が整備されますと生産者の育成が課題であります、今後、どのように取り組まれていられるのか、伺いをいたします。笠利地域には、研修生制度があり2年間の研修を踏まえて新規就農者としての農業に従事されます一般市民においては、就農の機会を創出する上で地域雇用創造推進事業、新パッケージ事業という事業であります、平成20年から22年度までの3年間事業が推進

されております。

今年度でこの事業が終了とのことではありますが、継続があるのか、またその成果はどのようなになっているのか、お伺いをいたします。

農政局長（田丸友三郎君） 新規就農者の育成に関わる地域雇用創造推進事業の成果についての御質問ですが、議員御承知のとおり、厚生労働省所管管轄の事業で、事業主体が奄美産業活性化協議会で財団法人奄美市農業研究センターが委託を受け、事業を実施いたしております。事業実施期間は議員が申し述べられたように、平成20年から22年度までの3か年事業で、事業内容につきましては、毎年、新規に農業を希望する一般市民から公募をしております、果樹部門15名、野菜部門15名の研修生を対象に1年間6回の講義実習を実施いたしております。その成果につきましては、平成20年度が30名に対し17名が就農し、平成21年度は11名の就農となっております。

続きまして、将来の担い手の育成についての質問であります、本年度は一年間を通した基礎研修を行う農業後継者育成事業について、笠利地区で実施しているのが基礎研修、その後、研修の終了後は、名瀬の農業研究センターで2年間の実習を行っております。また、一般市民を対象にした研修は、先ほど申し上げました野菜、果樹部門でそれぞれ区分をいたして、さらに就農促進ハウスの設置などを計画をしております。

このような施策の推進によりまして、新規就農者の育成、確保を図ってまいりたいと考えております。

3番（橋口和仁君） 申し込みが少ないということで、新規就農者はですね、今後またあらゆる形で増やすように、また取り組んでいただきたいなと思っています。

農家によってですね、生産された作物を今度はどのように消費させるかということが、次の課題ではあります、その消費の一つとして地産地消があります。現状での地産地消の進ちょく状況はどのようなになっているのか、お示ししていただきたいと思います。

それと併せて学校給食センターでの利用状況と、またホテル、食堂などの普及状況はどのようなになっているのか、お伺いをいたします。

農政局長（田丸友三郎君） 地産地消の推進状況につきましての質問でございますが、奄美市の地産地消率につきましては、把握することが難しいため出しておりません。参考といたしまして、名瀬中央青果の地場産品の取り扱い総量で申し上げますと、地場産品が50.2パーセント、移入品が49.8パーセントとなっております、昨年と比べまして21年度は、地場産品の割合が1.4パーセント増加をしており、若干ではございますけれども地産地消の推進が図られているものと考えております。

教育事務局長（里中一彦君） 学校給食センターでの地産地消の状況でございます。

現在、本市の学校給食につきましては、笠利地区における給食センター方式で1施設、その他の地区における自校方式は17施設で行われております。

昨日、師玉議員にも教育長が答弁を申し上げております。奄美産食材の利用につきましては、笠利地区の給食センターで平成20年度が23.4パーセント、平成21年度が24.9パーセントとなっております。

その他の自校方式におきましては、若干の違いはあれ、ほぼ同様の傾向を示しているものと考えております。

3番（橋口和仁君） 地場産品が1.4パーセント増えたということで、これからですね、益々地産地消ということにおいてですね、1点だけまた再質問をさせていただきますが、地消ということにおいて、その割合率から申し上げます、学校給食での消費が大きいところだと思います。以前全学校給食での

地消については、質疑をいたしました。先ほど、局長によって24パーセントだと、これだけ成果が上がっているということでもありますけれども、市内のほうにおいてですね、17校が学校方式ということでもありますけれども、その自校方式において、作物をですね、一括仕切っているところは、やっぱり栄養士だと思っております。栄養士がですね、この地産の状況をどれくらい把握されているのか、適地適量をしっかりと把握することによって、まだまだその率というのは上がってくるだろうと思っております。それで今後、生産者そして学校、行政との協議会は検討されないのか、その辺りちょっと。

教育事務局長（里中一彦君） 各自校方式におきましても食材発注の際には、取引業者に地場産物をできるだけ取り入れるよう指示をするなどして地産地消の充実を図っているところでございますが、この協議会をといいますと、現在、それぞれ青果店等から納入をしているところでございまして、私どものほうから直接農家とのタイアップというのは、現在のところは考えておりません。ただ地産地消の消費、これに向けての取組ということにつきましては、さまざまな研修会等でもお願いをしているところでございます。市場の原理主義ということもございしますので、ここからはまた農政局のほうからもまた協議があるのかなと思ったりしているところでございます。

3番（橋口和仁君） ただいま教育委員会のほうから一応答弁いただきましたが、農政局のほうで、どのように考えているか、お伺いいたします。

農政局長（田丸友三郎君） まとめて納入できるかどうか、
（「協議会はできないか」と呼ぶ者あり）

その農家を含めて、その協議会をいっしょに立ち上げてというふう話になろうかと思うんですけども、現在のところ、うちのほうでやっていますのは、その農家を含めての協議会は、現在、立ち上げておりません。

ただ、食材を取り扱ういろんな業者の皆さん方、それから無人、有人の直販所を経営されている皆さん方の連絡協議会というものは立ち上がっておりますので、その中で地産地消の推進を進めていくということは、従来からやっているところです。

現在、大島本島地区の地産地消推進協議会が主体になっておりまして、地産地消のマークの作成ですね、それから奄美大島産のシールや野菜袋の販売、広報啓発活動の実施を一応進めておりまして、その中で地産地消の推進に努めているところであります。

3番（橋口和仁君） では次に移ります。新しい卸売市場、公設市場であります。今年度開設されますが、どのように考えているのかお伺いをいたします。

農政局長（田丸友三郎君） 現在の卸売市場は、売り場面積が759平方メートルと狭く、タンカンなどの出荷のピーク時には、売り場内からはみ出しているのが現状であります。また、冷蔵施設も十分でなく生鮮野菜等につきましては、早朝に集荷できる範囲で品揃えをしている状況であります。

新しい卸売市場が整備されることにより、売り場面積が1,142平方メートルと1.5倍になります。

出荷ピーク時にも対応が可能になると思います。また、冷蔵冷凍設備が充実することにより、これまでの早期集荷を行っていた奄美市、龍郷町、大和村の生鮮野菜に加え、瀬戸内町や宇検村からの前日集荷分の取り扱いが可能になり、全体集荷量が増えることが見込まれます。

このことにより地場産の取り扱いが増加し、高齢化などで悩む農家の生産意欲にもつながるものと期待をいたしております。

3 番(橋口和仁君) 面積は1.5倍ということで、これから益々地場産品の振興に図られると思いますが、集荷体制を再整備する上でですね、今、市場で集荷をしている状況を確認しようとしている動きがあります。これは是非検討できないのか、お伺いいたします。

新聞記事の抜粋記事であります。中央青果は、1965年旧名瀬市が出資開業し、その後、1966年には龍郷町と旧笠利町も経営に参画しております。その後、公設市場として生産者が利用するようになったということでもあります。今回、大和、宇検、瀬戸内が経営に参画して新たに集荷体制が増えるということでもありますけれども、そこですね、大和においては、現在、民間の方にこの集出荷をお願いしているということでもあります。集出荷することによって、益々の市場への出荷増が図られると、それと併せて農家にとっても、そこまでの行く距離においてもですね、負担を軽減できると、さらに行政がすることによって、安心という保証が付くということで、今、農家の方々も少しずつ増えてきているということで、この奄美市においてもですね、今現在、中央青果のほうで集出荷を行っています。今現在、節田のほうまで集荷しておりますが、これをもう少し伸ばしていきたいと、笠利の北部のほうまで伸ばしていきたいと、そうする上において、どうしても財政的な面がかかってくるということで、その辺りをこの際、行政のほうにちょっと支援していただけないかということでもあります。その辺りはどうか、どうですか。

農政局長(田丸友三郎君) 集出荷の方法、体制支援につきましては、現在のところ検討いたしております。公設市場といえ株式会社の企業体をなしております、企業としての営業活動の範囲内で頑張りたいと思っております。

今後、私どもは、新しい卸売市場の機能を十分に活かしながら大島本島の核となる卸売市場としての運営ができるよう見守りたいと考えております。

3 番(橋口和仁君) 公設市場の意義はですね、生鮮野菜とそして農業振興と併せてそこに持ち込まれる安心安定した生鮮野菜を供給することが役割だと思っております。

今回、長浜のほうにできますけれども、局長が言われたように中央青果市場は、株式会社で民間であります。開設に際しては、助成しますけれども運営に対しては介入しないというのは、私も共感しますけれども、新しくできる施設において、まだこれから初動体制をつくらないといけないという状況においてですね、ある程度介入はできないのかと思っております。これは全額支援してということじゃなくて、ある程度は介入してほしいと、せっかく1市2町1村がですね、株式出資して農業振興を図っているというところでもありますので、その辺りは見守りたいじゃなくて少しでもやっぱり介入してほしいと思っておりますが、その辺りはどうですか。

農政局長(田丸友三郎君) 先ほども申し述べましたように、会社としての体を成しているところでございます。民間の会社としての営業また経営努力を優先をまずさせていただきたいというふうに考えておりますので御理解をいただきたいと思います。

3 番(橋口和仁君) これはちょっとまた答弁はきれいでないですけども、今後ですね、この農業振興ということにおいてですね、少しでも介入していただけたらと思っております。それでは次に移ります。観光振興についてお伺いをいたします。どのような観光振興を図られようとしているのか、住用地域、名瀬地域、笠利地域の3地域の長期ビジョンがありましたら示していただきたいと思います。

市長(朝山 毅君) 橋口議員にお答えいたします。議員御承知のとおり、今期、奄美群島振興開発事業の中でも、農業、観光交流、情報の3分野を軸に奄美群島の自立的発展を目指すとなっております。現在、観光分野がとりわけ重要な位置にあるものと認識しております。

本市においても、平成22年度施政方針の中で、自然や伝統文化等の固有資源を活用し癒しの観光

を核に通年型、体験、滞在型観光の定着を目標として掲げております。また現在、策定中の奄美市総合計画の中でも、当然その整合性が図られるものと考えております。併せて最速平成23年度中の国立公園化、また早ければ平成28年度中の世界自然遺産登録申請の予定もございます。

こうした具体性を帯びた新たな状況への対応等も含め、今後、議論をしていかなければいけないと考えているところでございます。

御質問の長期的ビジョンにつきましては、合併前の平成17年3月に策定した市町村建設計画がまずございます。その中で新市建設の施策の大綱の大きな柱の一つとして、癒しの観光を核とした産業振興のまちづくりを謳っております。癒しの島を基本理念として豊かな自然や伝統文化等の固有の資源を活用した癒しの観光を核にするということを謳っております。その上で、新市の観光レクリエーションの核として、奄美パーク、用岬、あやまる岬、蒲生崎観光公園、用安海岸、金作原原生林、マングローブなどを掲げ、それらを地域資源として再認識した上で、観光地の整備を図ってまいりたいと規定をいたしております。

述べましたとおり、国立公園化それから世界自然遺産登録と具体性を伴う状況に直面いたしておりますので、国立公園あるいは自然遺産登録地というブランドを観光にどう活用していくのか、つなげていくのか、今後の大きな課題でございます。これらの視点をしっかり見据えながら観光振興に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。そのため3支所が連携して名瀬、住用、笠利が持つ地域特性を活かしながら、国立公園化等を視野に入れた観光振興策を検討してまいる所存でございますので、議員の皆様はじめ、民間関係者の御意見等も拝聴しながら方向性をしっかり定めていきたいと考えているところでございます。よろしくお願いをいたします。

3番（橋口和仁君） 市長の答弁で理解をいたしました。その中で、今後、癒しの島観光振興ということでもあります。その中であやまる岬そして用岬、蒲生神社という地名が出ましたので、再度質問させていただきますが、今後、このあやまる岬観光公園の整備の在り方について、どのような考えを持っていらっしゃるか、お伺いをしたいと思います。あやまる岬観光公園については、北大島振興上、大きな拠点核であると思います。現在、奄美市におきましては、旧笠利町の奄美パークや住用のマングローブパークさらにタラソ奄美の竜宮等の個性的な観光施設が整備されております。

県大島支庁策定の奄美地域の将来ビジョンによりますと、奄美パークを観光の拠点施設と位置付け、そして奄美自然観察の森などの観光施設、地域のさまざまな観光資源を活用して周遊性のある観光づくりや情報発信に努めると掲載されています。

このことを踏まえて、奄美パークそしてあやまる岬観光公園それから最北端の用岬、蒲生神社さらに赤木名地区の街並みや城跡などあやまる観光公園が北大島を周遊する拠点核地域として新たに再開発をしていただきたいものであります。

そこで園地の再開発においては、施設整備もありますけれども、グラウンドゴルフ、魚釣り公園などの検討は図れないのか、お伺いをいたします。

産業振興部長（川口智範君） 北部奄美地域につきましては、議員おっしゃいますように、あやまる岬をはじめ、笠利崎、蒲生崎、土盛海岸、崎原海岸などの自然景観が大変すばらしいものがございます。また、その中には動植物など珍しいものもまだございます。歴史的な部分としまして、宇宿貝塚、赤木名城遺跡などの歴史文化の豊富な地域資源に恵まれております。

本市といたしましても、あやまる岬を北部観光の観光拠点として、これらの地域資源を活用した観光ルートを提供するだけでなく、一集落1ブランドを含めた各種観光資源と連携した体験型観光の受入窓口として、その機能を発揮できるように整備することで検討を行っているところでございます。

3番（橋口和仁君） 検討しているということですので、是非前向きに検討していただきたいと思っております。

これは先のですね、5月の連休中においてですね、その時に公園の上のほうで見えていましたら下の駐車場が満杯状態だったんですよ、帰りも1台往復交差する際には非常に苦勞されていたと。できるならば収容できるような整備が出来ないのかと。それでまた、食事ができるような施設整備は出来ないのかという、いろんな方々の要望がございます。なぜならば、せっかく北部の奄美十景の一つであるあやまる遊園地に訪れて、じゃ終日を過ごしたいなという時に、食事するところがなかなかないと、ゆったりとした形で過ごしたいけれども回っていけないといういろんな状況があつてですね、この食事の施設できるような環境整備を是非検討していただきたいと思っておりますので、是非お願いしたいと思います。

それでは次に、教育行政についてお伺いいたします。

昨日来より、教育長の考えというのはお伺いをいたしました。1点だけお伺いをいたしますが、今後、この本市においての学力向上に対して、どのような考えを持っているのかお伺いをいたします。

教育長（坂元洋三君） 本市独自の学力向上の施策についての御質問と伺います。

議員御指摘のように、市独自で教材を作成し活用することの意義は十分認識しているつもりでございます。ただ本県においては県独自で鹿児島チャレンジ、鹿児島ベーシックが作成されております。

鹿児島チャレンジは、小学校5・6年生の国語と算数、鹿児島ベーシックは、中学校1・2年生の国語、数学、英語を対象としたものです。

いずれも指導のまとめや確かめに利用できるほか、発展的な学習にも活用できるワークシート形式となっております。正に、金沢版おもしろ算数副読本と狙いを同じくするものと考えております。

さらに、奄美市内の小・中学校におきましては、自校の課題を把握し各教科の単元内容や児童・生徒の実態に合った問題やワークシートをその都度作成し、よりきめ細かな指導を行っているところであります。

以上の取組を充実させることで学力の定着・向上に努めたいと考えております。

議員御指摘の学力向上の施策については、今後、本市の実態や学校現場の声を踏まえて研究していきたいと考えております。

3番（橋口和仁君） 質問する前に答弁をいただきましたので、一応その上においてですね、再質問させていただきますが、最終的な自分の考えはなんですが、まず、子どもたちが、どこまで理解力を示すか、理解力、学力向上によってですね、まず、理解力だと思っております。その上において、先ほど、教育長が話されたように、学習内容に準じた副読本、これは学校においても活用し、また、家庭において保護者が分からない問題をしっかりと同じような学習を指導するという事で非常に、このことが今後の学力向上においては大事なことでなかろうかなと思っております。

先に答弁をいただきましたが、是非このことは検討していただいて今後の奄美市の子どもたちの学力向上に向けて取り組んでいただきたい。特に市内の大規模校、朝日、奄小、名小ですかね、大規模校においては、なかなか分からないまま中学校に上がっていきますので、どうしても授業自体が面白くないという事例があります。小学校時代で基礎的なものをしっかりと育む上においてですね、学校でも家庭でも同じような形で学習できるような体制づくりをつくってほしい。そのためには、副読本というのは、私は必要だと思っております。学習内容に照らし合わせた副読本、これは親が見てもしっかりと指導できるわけでありますので、是非今後4年間のうちに是非見出していきたいと思っております。それで私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（世門 光君） 以上で新奄美橋口和仁君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。2時45分再開いたします。（午後2時30分）

○

議長（世門 光君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き一般質問を行います。

公明党 叶 幸与君の発言を許可いたします。

26番（叶 幸与君） 市民の皆様、議場の皆様、こんにちは。私は公明党の叶 幸与です。本日の最後の質問を行います。後、1時間のお付き合いをよろしくお願いをいたします。

はじめに、去る6月12日の古田町の火災では、お亡くなりになられた方をはじめ被災に遭われた方々に心からのお見舞いを申し上げますとともに一日も早い復旧をお祈り申し上げます。また、奄美市におかれましては、罹災者にできるだけの支援を申し上げるところであります。

さて、民主党鳩山内閣もたった8か月半で幕引きとなりました。新聞報道によれば歴代6番目の短命内閣とのこと。これには鳩山、小沢氏の民主党トップ二人の政治と金の問題や米軍普天間基地移設の問題が大きく関わったためであろうか、もう一つ挙げれば、昨年の民主党が掲げたマニフェストがことごとく実行出来なかったということでありましょう。そして、鳩山内閣の後を継いだ菅政権もほとんどの内閣閣僚は変わらず、総理と幹事長の首を据え変えただけであり小沢色を外したということだけで民主党の支持率が19パーセントから64パーセントに跳ね上がったということであり、菅政権も政治と金隠し政権、経済政策不在政権、国民騙し政権であるということです。ひいては今国会でも急ぎょ、予算委員会も開かず国会を閉会したことは、選挙のためには、なりふり構わない権力むき出しの政権であると断定せざるを得ないのであります。

また、一番許せないことは、米軍普天間基地移設問題で徳之島へ訓練基地を持ってくる案がいまだ消えていないことでもあります。このことには今後とも断固反対をしてみたいと考えます。所感が長くなりましたが、それでは通告にしたがいまして一般質問をさせていただきます。

まず、施政方針の1、口蹄疫対策についてをお伺いいたします。4月20日に宮崎県都農町で発生した家畜伝染病口蹄疫はあっという間に川南町、新富町、高鍋町へと広まり、いまや5市5町へ広がりを見せており大変深刻な問題になっております。

これだけの甚大な被害が出た原因の一つに国や県の対応が遅すぎたことが原因と言われ、政府の初動の遅れによる人災とまで言われております。

公明党は、4月20日発生後、党宮崎県本部からの要請により4月29日に宮崎入りをし、現地農家の話を聞き、即公明党口蹄疫対策本部を立ち上げました。5月10日2回目の現地入りをし、県知事から陳情を受け被害が甚大な川南町、高鍋町への両町長から実情を聞き、5月12日に首相官邸と農水省へ1,000億円規模の緊急対策費予算確保を強く申し入れました。

政府は、5月17日になって鳩山首相を本部長とする対策本部を設置、なんと発生から27日後でありました。いかに危機管理に乏しい内閣であったかがお分かりでしょう。公明党は、5月25日に特別措置法案を国会へ提出、26日に公明、自民、民主案を一本化させた口蹄疫対策特別措置法を政府の反応があまりにも鈍いため、議員立法化で5月28日に全会一致で成立いたしました。そしてこの特別措置法は、ほとんど公明党の主張が取り入れられております。このように公明党は常に、現場第一主義で全国3,000名の地方議員とのネットワーク政党として、常に国民目線で取り組んでおる結果だと思えます。

前置きが長くなりましたが、口蹄疫は、終息するどころか鹿児島県境の都城市にまで広がっており、鹿児島県にとってもゆゆしき事態になってきました。口蹄疫とはどのような病気か、今回の発生原因と感染経路は何か、予防の方法はあるのかどうか、また、奄美市の対策と畜産農家への支援策はどのようなになっているのか、そして競り市がいまだ開かれていないが、今後の見通しはどのようなになっているのか、お尋ねいたします。

後の質問は、発言席よりいたします。

市長（朝山 毅君） 叶議員にお答えいたします。口蹄疫対策についてのお尋ねでございますが、私のほうで②と③について答弁をさせていただきます。

御案内のとおり、４月２０日に宮崎県の都農町で第１例の口蹄疫の発生以降、宮崎県各地で発生が相次いでおり、これまでに牛や豚その他の家畜など約１９万７、０００頭が殺処分されておるようがあります。また、６月１０日には、国内で最大の規模の畜産地である都城市で発生いたしておりますが、御承知のように鹿児島県の曽於市とは非常に近接しておりまして、曽於市の財部町が宮崎県の発生農場からの搬出制限区域であります。半径１０キロから２０キロ圏内に入ったため、鹿児島県は準非常事態を宣言しております。さらに昨日は、宮崎県北部の国富町で新たに発生との報道がございました。いよいよ鹿児島県への口蹄疫侵入リスクが高まってまいりました。

もし万が一、日本一の畜産県であります本県で発生いたしますと、本県はもちろん離島地域における子牛生産農家においては死活問題であり、その影響は計り知れないものが想定されます。そのため本市におきましては緊急に自衛防疫体制を構築するため、奄美市自衛防疫協議会を開催するなどして、万一発生した場合の初動体制から連絡、作業体制のシミュレーションなどを含めた準備を進めているところであります。

既に、鹿児島県家畜保健所、県経済連、奄美農協大島本部、農業共済事務組合、奄美市家畜自衛防疫協議会などと連携し、空港や港湾などの待合室に抗菌用足ふきマットの設置や５月１７・１８日に県家畜保健所の職員と市の畜産担当の職員が畜産農家へ塩素系消毒液クレンツェなどを配付いたしております。併せて蓄圧式噴霧器１７０台を配付し、畜舎入り口、畜舎に立ち入り禁止看板の設置やチラシ、パンフレットによる啓発活動をいたしております。

今後は、県の現地防衛対策本部であります県家畜保健所と警戒本部の奄美市家畜自衛防疫協議会で協議をいたしながら、奄美市に対策本部を設置して対応してまいりたいと思います。

農家の支援についてでございますが、奄美市における畜産農家の支援につきましては、口蹄疫の発生により、子牛の競り市が停止していることを受け、中止になった５月分の競りに出荷予定の１０２頭を飼育している農家に対し、早急な支援を行うために予算の予備費を流用させていただき、１頭当たり３万円の見舞金と１か月分の飼料２袋を支給いたします。

また、７月の競りが延期された場合も同様の支援策を実施するための予算を本６月の定例会に補正予算に計上いたしているところでございます。

口蹄疫が終息するまでの間、奄美市におきましては、関係機関と連携を図りながら侵入防止に努めてまいりたいと考えておりますので、皆様方の御理解御協力をよろしくお願い申し上げているところでございます。

農政局長（田丸友三郎君） それでは、私のほうからは口蹄疫とは、どういう病気なのかについて御説明をいたします。

口蹄疫の原因といたしましては、口蹄疫ウイルスという病原体であります。感染する動物には、牛、水牛、羊、ノヤギ、豚、鹿、イノシシなど蹄が二つに分かれている動物がかかかりますが、人への感染はいたしません。症状といたしましては、突然、４０度から４１度の発熱、元気消失、多量のよだれ、口・蹄などに水泡ができるものであります。治療法につきましては、現段階ではありません。そのため発生した場合は家畜伝染予防法に基づき、まん延防止のためにと殺が義務付けられております。

次に、口蹄疫の現在の状況について御説明いたします。平成２２年４月２０日宮崎県児湯郡都農町にて第１例目の口蹄疫が発生し、６月１６日現在における発生件数は、２９０戸となっております。

その内、牛は２０７件で３万７、０３０頭、豚は８６件で１６万８８０頭、水牛は１件で４２頭合計１９万７、９５２頭が殺処分されております。

発生原因につきましては、調査中でありいまだ確定はされております。

６月１０日に鹿児島県曽於、肝属地区に近い宮崎県都城市に発生したため鹿児島県は準非常事態を宣言していることは、先ほど、市長が申し述べたとおりであります。

当市におきましても、早急に関係機関と協議の上、口蹄疫侵入防止対策を講じております。４月２７日に県口蹄疫対策本部が設置され、翌、２８日には全家畜保健所に現地対策本部を設置しております。

す。

奄美市におきましても、奄美市家畜自衛防疫協議会などを開催し、各課関係機関と連携して、既に口蹄疫侵入防止発生時の初動体制、指針及び対策マニュアルの作成を終えたところであります。

万一、奄美市に発生しますと、ほとんどが20キロの搬出制限範囲に入るため万全の態勢を整えるよう準備を進めております。

特にお互いの情報が錯綜しないように命令系統や連携体制も併せて準備を進めているところでございます。以上です。

競り市の開催見通しについてであります。6月10日11日金曜日薩摩中央家畜市場子牛競り市が延期、それから同じく13日、7月13日は成牛競り市については中止という連絡が入っておりまして、本島内笠利市場におきましても、対象市場県内すべての市場が当面の間、延期となっております。現在のところ見通しは立っておりません。

26番（叶 幸与君） 競り市の見通しが立っていないというふうなことでございますが、奄美市の支援の中に5月6月の、5月せり出荷予定子牛に対して102頭に対してのこの対策事業が、組み込まれておりますが、4月にもまだ要するに中止と、そして今後の見通しも立っていないということでございましたら、この後残りこの6月7月に対してですね、その残りの4月までの間のこの農家への支援という部分は、どうお考えなのか、ちょっとお尋ねいたします。

農政局長（田丸友三郎君） 先ほど、市長が答弁しましたように、今議会に8月分までの支援体制の費用をすべて計上をいたしておりますので御了承いただきたいと思います。

26番（叶 幸与君） 分かりました。次に、対策本部のマニュアルの中を見ますと、農家が入っていないんですね、これはどうしてなのか、最近、イギリスの例をとりまして、イギリスでは、この初動体制が一番大事だというふうなお話をお伺いしております。初動が1日遅れる度にどんどん広がっていくというふうな感染力が非常に高いというふうな病気と伺っておりますが、イギリスでは農家から直接国への緊急連絡、こういったことができるようなこういうシステムが組み込まれて、発生から1日でその対策がとれるように、そういうふうな形になっているというふうにお聞きしておりますが、日本の対策はどういうふうになっているのか。

最近、遺伝子検査から写真判定というふうな形で迅速な判断を設ける、そういう仕組みもできつつあるというふうな話も伺っていますので、その件に関してどうお考えなのか、ちょっとお尋ねします。

農政局長（田丸友三郎君） 今回の対策本部のフローチャートに農家が入っていないのはなぜかという御質問でございますが、今回は、行政関係の作業チームの体制で、農家をサポートするフローチャートを作っております。ここに農家を交えますと発生者側である農家を一緒に活動させることにより接触行為その他いろいろと逆に問題を呈するというので、我々としては隔離を含めた指導することにあるため、あえて外してあります。さらに国の対応などにつきましては、法律で定めております口蹄疫に関する特定家畜伝染病予防指針が定められておりまして、その中で農家の皆さん方から異常家畜等の通報義務などを含めて定めておりますので、これらにつきましては農家の皆様方直接ですね、地域の家畜保健所なりに通報する義務を負わされておりますので、そういうことで御理解をいただきたいと思います。さらに、写真判定ということがありましたので、そういったことが対処可能であれば、こちらのほうでも同じような方法を取り入れたいというふうに思っています。

26番（叶 幸与君） 宮崎県で19万7,952頭という大変甚大な被害が起きているわけでございます。奄美市においても、今、奄美市畜産も盛んに行われておりますし、農家にとっては、もし仮にこれが入ってきたとしても、また、入らなくても競りが止まっているというようなそういうふうな中で、

農家は本当に死活問題であるということでもございますので、市としても十二分な処置や対応をとっていただきたい、このようにまず支援のほうもよろしくお尋ねしたいと思っております。

次に、和光園の将来構想についてお尋ねいたします。平成14年8月28日旧名瀬市議会に第1回和光園の将来を考える会が発足して、かれこれ8年になります。当時も私も委員会のメンバーでありました。当時は在園者76名平均年齢で78.6歳、また外来診療も行われておりました。簡略に経過を述べますと、平成15年9月30日正式な奄美和光園の将来検討委員会を発足して、数回に亘り会合がもたれております。平成16年7月8日厚生労働省、地元選出等国会議員へ奄美和光園に関する要望書が提出され、平成20年6月11日ハンセン病問題基本法が成立しました。平成20年12月24日奄美和光園に関する要望書に対する報告のため厚生労働省から指導官が来島して、仮称国立長寿検証センター設置についての計画はないとの白紙回答でありました。

平成21年3月25日に平成20年度第1回和光園の将来構想検討委員会が最後にもたれ、今後も継続して検討していくとして現在そのままになっております。

この度、奄美市議会でも和光園の医師不足の問題と外来診療の早期再開へ向けて、そして国立の療養所存続に向けて再度、仮称奄美和光園の将来を考える会が発足いたしました。第1回を4月26日に奄美和光園の視察と在園者代表との懇談、第2回目は5月24日和光園問題勉強会がもたれました。現在の入園者は48名で平均年齢82歳と聞いております。国は一人になるまで面倒看ると言っておりますが、48名が10名5名となった時にはどのようなになるのか、恐らく考えられることは、別の園に統合して奄美和光園は閉鎖閉園になる可能性は大であると思われれます。

あるところからの情報によれば、この1、2年うちに結論が下されるかもしれないとも聞いております。奄美市としてどのように考えているのか、また、奄美和光園の将来構想検討委員会はいつ頃再開を考えているのでしょうか、お尋ねいたします。

市民部長（有川清貴君） 和光園の将来構想について、旧名瀬市で行った要望に対する白紙回答を受け今後の検討委員会の予定についてのお尋ねだでございますが、平成21年3月の検討委員会において、回答に対する報告と今後の将来構想について継続して検討していくことが確認されましたが、その後、検討委員会は開催には至っておりません。

平成21年4月1日ハンセン病問題の解決の促進に関する法律が施行され、地方公共団体は基本理念に則り地域の実情を踏まえ、ハンセン病の患者であった者などの福祉の増進等を図るための施策を策定することとなりました。

本市といたしましては、休会中の和光園入所者自治会の再開に向けてのお願い、和光園との協議、園の現状についての学習会など将来構想策定のための検討委員会の開催に向けて、現在、準備を進めているところでございますので、御理解賜りたいと存じます。

26番（叶 幸与君） 平成20年の12月24日に厚生労働省から指導官が2名来島されて、旧名瀬市で挙がりました国立長寿研修センター構想はないという白紙回答でありました。奄美市として新たな構想はどのようにお考えか、案がございましたらお示してください。

市民部長（有川清貴君） 私ども、和光園のほうにもお伺いしまして、入所者の方とお話したり、和光園の担当職員とも話して、一番何がいいのかということで、今、勉強中でございますが、また、この前、2、3日前にも和光園の担当職員を呼びまして現状を確認して、これからどのように進めていくかということで検討中でございますので御理解を賜りたいと思っております。

26番（叶 幸与君） 検討中はいいいんですが、この本当に今現在、この前第1回目に行った時は、49名だと聞いたんですが、その後、1か月足らずでもう1名お亡くなりになっているんですね、本当にこの状態でいけば本当にここ1、2年で、しかも82歳というふうな高齢の平均年齢でありますの

で、これはもう早急に考えていかなければならない問題じゃなかろうかなと、こういうふうに思っております。

国立の療養所、国の施設がなくなるということは、奄美市にとっても大きな問題になるんじゃないかなと、雇用の問題にしてもまたあれだけの広い敷地をですね、本当にそのまま閉鎖するというふうな形になれば、これは奄美市にとっても大きな損失だと、私そんなにも考えるわけです。そういった面では、なんとしても早くですね、ここ1、2年といわず今年度中には、是非立ち上げをしていただきたいと、そしてあらかたやっぱりどういうふうな形が、結局長寿医療研修センターという部分は、完全にアウトになっているわけですよ、やっぱりさっき部長がおっしゃったように、その和光園の在園者とともに歩めるようなそういう施設じゃないと、なかなか国は受け入れができないというような話も聞いております。そういった面に向こうの施設は重度の障害者が100パーセント十分に機能できるようなそういう施設もございますし、また、奄美は杉の木がございませぬ。花粉症もあります。そういうふうなこの最近、何て言いますか花粉症やあるいはまたアレルギー対策そうった感じで、やっぱり和光園の患者さんと共に歩めるようなすばらしい施設が考えつくれないんじゃないかなというふうにも私は思いますので早くこれを立ち上げていただきたい。

議会でもですね、もう既に立ち上げてそして早くやっていこうというふうなことで、もう2回目の会合もたれました。そういう面では当局は遅れないようによろしくお願いしたいと思います。それでは3番目に、チップ工場問題については、4名ぐらいの同僚議員から質問がございましたので、今回は割愛いたします。

後次に、中心市街地活性化についてでございます。末広・港土地区画整理事業が、いよいよ本格的に始動し始めました。10年度予算に移転補償費やA i A i 広場と周辺住家の解体費とその跡地で計画している観光交流拠点施設の設計費等が計上されました。この区画整理事業計画は、もう既に10年以上前から続いております。その間、経済の冷え込みもあり次々と空き店舗が多くなって中心商店街も下駄の歯のように虫食い状態になってきました。このままでは益々中心市街地の低迷は避けられない現状であります。まず、市長も先頭を切って4月27日夜に地権者並びに建物所有者への説明会に御出席されたようでございますが、どのような内容の話がされたのか、これをお尋ねいたします。

建設部長（田中晃晶君） 市長は、27日の4月の27日の土地建物所有者の説明会に参加いたしました。

この中でこの区画整理事業につきましては、先ほど、議員のほうからもございましたように約10年来の経緯を経て踏まえて進めてきた事業であり、将来の奄美市を構築するために早期に完成を図る必要がある事業だということと、それからその中で移転補償の質疑応答の中での財産権や生活圏のかかった切実な思いが出された、それと関係権利者の対応については、誠心誠意をもって当たらなければならないという思いを強く持ったということ等の中で、今後とも関係権利者や地域住民の皆様方と御理解、協力を得るために時間の許す限り話し合いの場をつくってまいりたいというふうに申し上げます。

26番（叶 幸与君） 我々も去年の選挙では、市長を推薦して応援したところでもございますが、その中で是非市長自ら先頭に立ってこの問題は早く解決をしていただきたいと、とにかくまず、話し合いが一番大事だというふうなことで、我々要望もしてまいりました。そういう面で市長も臆することなく是非この問題を早くこの皆様方に納得できるような、そういう説明を自らが先頭に立ってやっていただきたいというふうに要望いたします。

それでは、一番大事なことは、ハードの部分、道路建設と同時にそれ以前にどのようなまちづくりをするか、その具体的な市の構想は出ているんでありましょか。中心市街地活性化への設立は、どうなっているのか、お尋ねをいたします。

産業振興部長（川口智範君） 具体的な市の構想についてのお尋ねですが、まず、今年度市街地活性化基

本計画の中で中心市街地の構想策定を予定しており、現在、庁内で策定委員会とワーキングチームを組織し、基本計画策定の準備と具体的な活性化策の検討を行っております。その際には、平成19年度報告のありました中心市街地活性化に取り組む市町村に対する立ち上がり支援助言事業の報告書を踏まえ、中心市街地活性化基本計画の中で商業の活性化をはじめ、町中居住、福祉の強化、町中観光の推進、都市機能の整備、公共交通機関の利用促進、市民への活動支援、連携の強化という視点から総合的な活性化策を検討いたします。

具体的には、居住人口を増やすために商業店舗や共同住宅の建設促進、高齢者の買い物対策、観光客を呼び込むための交流拠点施設の設備、買い物客のバス利用の拡大等により商店街の振興策を検討したいと考えております。このようなことをいたしまして、将来ビジョンとして特色ある活性化目標と施策を策定してにぎわいのある中心市街地及び商店街づくりを目指したいと考えております。

次に、中心市街地活性化協議会の設立についてでございます。今回、異動によりまして前任の部長から最大の案件ということで引き継ぎを受けておりまして、4月の26日と30日に商工会議所のほうをお伺いいたしました。その際に、商工会議所としても前向きに取り組むということの回答をいただいております。できるだけ早い設立をお願いし私どもとしても極力協力をしてまいりたいと考えております。

- 26番（叶 幸与君） 極力、極力、極力なんですけど、本当に私はこのソフトが一番大事だと思うんですね、このソフト、ここの中ですもんね、一つ提案といいますか、例えばA i A i 広場周辺と永田橋末広市場との連動性は考えられないのか、というのは、A i A i 広場周辺も取り壊しになりますよね、そして今、末広永田橋市場でカンモレー市とかいうふうな形でやっているんですけど、あの一帯が取り壊したら長続きするような感じになるんで、例えば新しい観光交流拠点施設は下はずっと市場関係みたいな感じでパーと通して永田橋末広市場まで通すような、そして、あと2階3階に何かそういう交流施設をとそういうふうな考えはないのかなというふうに考えているんですけど、いかがでしょうか。
- それともう1点は、大島商工会議所の10年度事業計画の中で謳われている、奄美経済公社仮称と奄美市中心商店街活性化協議会設立というようなのは今年度から始まる土地区画整理事業との関係性があるように、私は思うんですけど、どのような公社か、市のお考えをお示してください。

産業振興部長（川口智範君） 何点かございまして、順番が違っているのはお許しいただきたいと思えます。

まず、A i A i 広場広場の件でございますが、現在、市民の休憩所やイベントスペースとして年間平均5、6万人の市民に利用されております。中心商店街における集客、滞留、交流拠点施設として重要な役割を担っているものだと思っております。

そのために中心市街地活性化の一翼を担う重要な施設として位置付け、平成17年度の通り会連合会からのまちづくり提案書や平成19年度、20年度に実施した市民ワークショップの意見を踏まえ、町中観光交流拠点施設としての整備を検討いたしております。現時点での具体案につきましては、議会でも見られている方いろいろございますので、今後、議会等に正式にお示しをし、皆様方からの御意見も伺いたいと思っております。現在の案について、説明はこの際、割愛させていただきますが、いずれにせよ先ほど申し上げましたように、平成19年度20年度のワークショップでのその御意見を基に私どもとしては、案を作っているということでございます。

次に、末広市場と永田市場の連動性についてでございます。A i A i 広場については、立地的にも近接しておりますので、互いの施設が機能的連携を図ることで中心商店街の活性化拠点として相乗効果が期待できるものと考えております。

そのためには、先ほど申し上げた市民ワークショップにおいても、市場とA i A i 広場の活性化方策について一体として検討を行ったところであります。

市場につきましては、市民の台所機能、観光拠点機能といった方向が望まれていたところなんです。

A i A i 広場を観光交流拠点施設として整備を図るとともに、今、申し上げた市場のほうを市民の台所として機能強化を図ることで、市民や観光客も含めたにぎわい拠点が創設できるものと考えております。

しかしながら、市場の機能強化を図っていくためには、どうしても老朽化した施設をどうするのかといった根本的な問題がございます。

併せましてカンモレー市場、金曜市の継続実施の方法も含め検討を重ねていかなければならないと考えております。

いずれにしても、今年度策定予定の中心市街地活性化基本計画において、中心商店街活性化協議会の御意見も伺いながら、その方向性を示してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから商工会議所での(株)奄美経済公社のお話がありました。これと中心商店街、中心市街地活性化協議会との関係でございます。中心市街地活性化協議会の中で行政も出資したまちづくり会社を設立する予定でございます。

このまちづくり会社との比較ということで答弁させていただきたいと思います。

株式会社奄美経済公社は、平成22年度商工会議所の事業として、議員おっしゃったように位置付けられております。その目的として奄美の活性化を目指すという崇高な使命をもっており、大変評価しております。

その設立に、私たちも大いに期待もしているところです。ただ、中心市街地の活性化のための各種の事業を担い、そのために特化して設立されるまちづくり会社とは、今後、整理をしていく必要もあるのではないかと、私どもは感じております。

今後、商工会議所と率直な意見交換を重ねてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

26番(叶 幸与君) どうぞよろしくお願いをいたします。

続きまして、教育行政について、徳永前教育長の退任に伴い新しく坂元洋三先生が教育長として任命されました。御就任誠におめでとうございます。

坂元新教育長は、教育現場出身ですので、経験豊かな現場の声を現在の奄美市の教育行政に新たな視点でお力を発揮していただきたいと、このように思います。

そこで、私の第1番目の質問は、既に二人の議員からも質問がございましたので割愛いたしまして、1点だけ、先生の答弁の中に、学校は校長のリーダーシップで良くも悪くもなるというようなお話がございましたが、そういうことであれば、荒れた問題があるその学校は、校長のリーダーシップに欠けると、こういうふうに解釈していいのかどうか、その1点だけちょっとお聞かせください。

教育長(坂元洋三君) 奄美市の児童・生徒の問題行動や不登校の現状に取り組みたいと私は常に考えております。そこでまず、問題行動についてお話いたします。現在、市内のすべての学校において、落ち着いた雰囲気の中、それぞれ教育活動が充実に推進されていると捉えております。

ただ、落ち着きのない生徒あるいはまた、ごく一部ではございますけれども風紀を乱している生徒等がいるのも事実でございます。このことにつきましては、当該学校では、校長の指導の下、学年、生徒指導部が連携しながら対応に当たっております。

P T Aやおやじの会など連携して登校指導も始まっております。

教育委員会といたしましても、4月当初から子どもサポート支援員を学校に駐在させ、児童・生徒への指導や教職員への支援に当たらせているところでございます。

先ほど、議員御指摘の学校は校長次第で学校は変わるということがございましたけれども、正しくそのとおりでございまして、熱意と情熱を持って校長が職員指導に当たり保護者と連携しながら学校経営を推進していけば、必ずやいい学校が出来上がると私は信念を持ってお伝えしたいと、こう思っ

ておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

26番（叶 幸与君） ありがとうございます。私もそのように感じておる一人でございます。それでは次に、2番目に奄美市の学校内の安全は大丈夫かというふうなことなんですが、この4月9日付地元紙に霧島市の小学校での男子3年生児童が屋上の天窓から転落して重傷を負ったというような報道がございました。

奄美市としては、どうだったんでしょうか。簡単にお問い合わせいたします。

教育長（坂元洋三君） 本市では、天窓を設置してある学校が小学校で3校、中学校で4校ありますが、その内設置してある屋上等への立ち入り可能な学校が、小学校2校、中学校で1校ありますが、これらはいずれも防護柵を設置してあり、安全を確認しております。

私も先だって、全学校の天窓を点検してまいりまして、防護柵を付けたりして安全が守られていると、こう認識しております。

26番（叶 幸与君） ありがとうございます。3番目の学力テストの結果については、先ほど、橋口議員のほうから質問がございましたので割愛したいと思います。

次に4番目の奄美市の子ども条例の制定について、現在、子どもを取り巻く家庭、学校、社会の中で子どもたちがさまざまな虐待、いじめ、不登校、殺人、事故、麻薬、誘拐、餓死と数えればきりがありません。さまざまな状況下におかれております。

最近のニュースでは、生まれたばかりの赤子がプランターの中に埋めるというような痛ましい事件もありました。そのような中で未来の子どもを守るためにも断片的にいろいろと施策は取られているものの基本的な家庭、学校、地域、企業、行政これらのすべてにおいて、この根っこになる子どもの幸せと健やかな成長を図るための社会の役割に関する条例、いわば奄美子ども条例の制定は考えられないでしょうか。お尋ねいたします。

教育長（坂元洋三君） 本市において、金沢市が制定している子ども条例を制定する考えはないかという質問にお答えしたいと思います。

本市におきましては、条例を制定するという状況は今のところ準備は進めておりませんが、奄美市においては、家庭、地域、学校、企業、行政等がそれぞれの立場で子どもの健全育成のために鋭意努力しているものと捉えております。

本年度からは、子どもを家庭や地域に返すという意味から青少年育成の日、家庭の日の原点に立ち返り、その機運を盛り上げて行きたいと、こう考えているところでございます。以上のことから先ほど申し上げましたように、現段階においては、今、行われている取組の充実を図っていくことを通して議員御指摘の青少年の健全育成を図ってまいりたいと、こう考えているところでございます。

26番（叶 幸与君） 分かりました。奄美の場合は、どちらかというともまだ恵まれているんではなかろうかなというふうにも感じておりますが、最近のニュース等事件・事故を考えてみますと、子どもが犠牲になっているというのが、すごく痛ましいそういうふうな記事やニュースが目を覆うわけですが、出来れば是非この子ども条例、こういったものも後々は考えていただければと、こういうふうに思っております。

次に、時間ありませんが、5番目にこの男女、女子生徒と書いてありますが、男女生徒に和装帯締め教育をというようなことで、1、400年以上も続く奄美の伝統産業の大島紬も09年、1万反、1万384反と辛うじて1万反割れは免れたものの前年度比2割以上も減産、厳しい状況が続いております。

全国的な和装離れではございますが、東京で産地と販売大手が協力して、この4月2日から11日

まで週末6日間で200反の目標を上回る313反、約1億円の売り上げがあったとのうれしいニュースもありました。

売り込み作戦は、もちろんであります。産地においての大島紬の伝統産業としての認識を高めることがもっとも大事ではなかろうかと考えます。

昔、母から子どもへと引き継がれた技術も今の子どもたちは着物を付け方も帯の結び方も知らない、せいぜい1月5日の成人の日ぐらいか、着物を付けたことがない、そういうそれぐらいの認識しかないのではないのでしょうか。

島唄や三味線教室は、最近、どこの学校でも取り入れられておりますが、和装の和服の付け方、帯締め教室、こういった話はあまり聞きません。

そこで、伝統産業を守る育てるためにも是非学校の総合的学習の中に、和装帯締めの教育を取り入れてはどうでしょうか、お尋ねいたします。

教育長（坂元洋三君） 議員御指摘のとおり、子どもたちが奄美の貴重な伝統工芸である大島紬の学習を通して故郷奄美の良さを学び、自信と誇りを持つことはとても大切なことだと考えております。現在、市内の中学校においても総合的な学習の時間で大島紬をテーマにした学習を行っているところでございます。

紬の製造過程を体験し実際に紬を着用し、さらには紬の歴史を学ぶことを通して生徒たちは、先人の工夫と苦勞を忍び故郷奄美へ誇りをそれぞれ心に育んでおります。

しかしながら、このような学習すべての学校で実施することは、人材確保、教材、教具の準備その他の問題から難しい面もあります。

そこで管下の小・中学校においては、主に総合的な学習の時間で地域の素材を基に郷土の自然、伝統、文化、産業などについて学ぶ学習を各学校の実態に応じて行われております。

具体的には、サトウキビ栽培、黒糖作り、島唄、島口、八月踊り、琉球アユの観察、郷土料理など地域の素材を活かした学習が行われています。

そのような学習を通して学習内容や教材等に違いはあるものの子どもたちは、故郷奄美の良さに触れ奄美のことを誇りに思う心が育っているものと考えています。

今後、各学校における郷土教育が、より一層充実するよう管理職研修会を含め、各研修会等で指導していきたいと考えております。以上です。

26番（叶 幸与君） この帯締めとか、この和装関係の授業は奄美市はどこも1か所も取り入れていないんですかね。

教育長（坂元洋三君） 赤木名中学校のほうでは、着付け教室、総合的な時間で女生徒に着物の着付け、それからまた男生徒には袴の付け方なども取り入れているようですが、まだ学校数は少ないですので、そういった総合的な学習の時間に議員御指摘の大島紬を使った着付け教室等なども取り入れてまいりたいと、こう考えております。

26番（叶 幸与君） どうぞよろしくお願いいたします。それでは、市民の安心・安全について、1の子ども見守りカメラは、一応今回は割愛いたします。

2番目の湾岸道路の街灯設置について伺います。現在、佐大熊地先に埋め立てに伴い湾岸道路が山羊島側佐大熊入り口から名瀬漁協の新港橋まで海岸線伝いにできております。特に、名瀬湾岸橋からは名瀬湾が一望でき景観がよく歩道も広いので早朝や夜間には、多くの市民が散歩やジョギングに利用しておりますが、ただ、早朝や特に夕刻には、街灯がないため足元が悪くて、つまづいて倒れケガをしたとの話も聞かれ、何とか佐大熊側から名瀬湾岸橋の間と、それと火力発電所側からダイエーのところまで街灯の設置はできないもののでしょうか、お尋ねします。

それから、3番の下佐大熊住宅の市道の舗装についてであります。昨年度から緊急対策事業として市道の舗装等がなされておりますが、下佐大熊市営住宅地の間の道路と各住宅に入る道路が非常にデコボコができ、あちらこちら補修の跡が見られますが、簡便な素人補修のためか、なおさらデコボコが目立ってひどくなっております。

下佐大熊住宅に住んでおられる方々は、お年寄りの方は多く杖をついたり手押し車を借りなければ歩けない人が多く、雨の日などは水たまりを避けて倒れてケガをしたと訴えて来られた人もおり、お年寄りにとっては大変危険であります。なんとか舗装をし直してはいただけないでしょうか。また、舗装の計画はないのでしょうか、お尋ねいたします。

建設部長（田中晃晶君） 2点いただきましたが、まず最初の臨港道路の臨港大橋周辺のことにつきまして御答弁申し上げます。

議員からの御指摘があり、現地のほうを確認いたしましたが、その区域につきましては、無電柱化、つまり電柱がなく防災面にも、それから景観的にも整備された地区だというふうに思いました。さらに、朝夕の散歩道としての多くの市民に利用されていることにつきましても認識しているところであります。

このようなことを踏まえまして、街灯の設置につきましては、管理者である県と相談してまいりたいというふうに思います。

次に、下佐大熊住宅の通路、あれは住宅の管理道路でございますが、今回、また改めて現地の確認の結果、路面の状態不良箇所が確かにございました。その中で適時に補修を行ってまいりたいというふうに考えております。

全体的な改善策につきましては、財政的な面も検討しながら年次的に改善を図って安全・安心な地域づくりに努めたいと思います。

次に、隣接します市道の舗装や側溝整備につきましては、老朽化の程度や交通量などの調査をし、優先順位をつけて考慮した上で、そちらのほうも年次的に整備を行っているところであります。議員の御指摘のその佐大熊の市道につきましても確かに舗装の劣化が見られますので、これも次年度以降になります。整備してまいりたいというふうに考えております。

26番（叶 幸与君） 本当に佐大熊住宅は高齢人口が進んでいまして、今回の一般質問の中にも40パーセントぐらいもなされているんじゃないかというような話もあります。そういった面で、お年寄りは小さな段差でもつまづいて倒れるというようなことであります。倒れたらもう骨折して1か月の入院とか、そういったのざらになってきましてでね、あとは認知症になっていくと、益々ひどい状態になっていきますので、なるべく早くこの舗装のほうをお願いしたいのと、こういうふうに思っております。

続きまして、総務行政の1.佐大熊住宅集会所の増改築について、上佐大熊町の県営、市営住宅に住んでいる住民の方々も高齢化が進んでおり、足腰の不自由なお年寄りが増えております。

敬老会等で集会所に行きたくても階段がきつくて手すりもない、また、庭のほうから行っても段があり車いすが通らない。通りはというと、昔の古い和式トイレが男女兼用で一つしかない。まして足腰の弱いお年寄りはしゃがむに大変苦労する。夜は階段に電気がないので危なくて行きたくても行けない状態である。などなど要望が多く出されております。

昨年来、緊急雇用対策事業として、各集落集会所の増改築補修が行われておりますが、上佐大熊集会所の増改築等の計画はないのでしょうか、お尋ねいたします。

建設部長（田中晃晶君） 上佐大熊の件につきましては、自治会からの要望等もありまして、建物の診断などの結果、やはりおっしゃるようなこと等がございますので、集会所が安心・安全で利用できますように今年度、改修工事を行いたいというふうに考えております。

26番（叶 幸与君） 分かりました。じゃ一つ今年度中によろしくお願いしたいと思います。続きまして、地上デジタル対策進ちょく状況はについて、国の方針で来年7月11日から日本全国一斉にテレビの電波がアナログ放送から地上デジタル放送に変わりますが、奄美市の笠利、住用、名瀬地区の進ちょく状況をお尋ねいたします。

産業振興部長（川口智範君） 地区別に申し上げますと、笠利地区は中継局2か所、共聴施設4か所、共に整備は完了しています。住用地区では、中継局2か所の整備は完了しており、共聴施設が2か所未整備でございます。今年度中に整備予定です。名瀬地区は中継局6か所中2か所が未整備となっており共聴施設7か所中3か所が未整備となっておりますが、いずれも今年度中に整備される予定となっております。

26番（叶 幸与君） はい、分かりました。住用、名瀬、未整備があるというふうなことでありますので、今年度中には是非お願いをしていただきたいと思います。

後は、アナログ放送のテレビはチューナーがないと見られないということではありますが、市営住宅はどのように対応をしておりますか。

（「アナログ、地デジだ」と呼ぶ者あり）

ごめんなさい。地デジですね、地デジ放送、この対応についてどういうふうにしているのか、お尋ねいたします。

建設部長（田中晃晶君） 昨年度から地デジ対策については、住宅関係は行っております。ただ、今、おっしゃる、個人のチューナーと申しますと、個人の所有することだと思いますので、これらの機器につきましては、入居者自身が対応するということになります。以上です。

26番（叶 幸与君） 生活保護世帯は。

議長（世門 光君） 以上で公明党 叶 幸与君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

明日午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後3時45分）

第 2 回 定 例 会
平成22年6月18日
(第4日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1番	師 玉 敏 代 君	2番	多 田 義 一 君
3番	橋 口 和 仁 君	4番	奈 良 博 光 君
5番	戸 内 恭 次 君	6番	平 田 勝 三 君
7番	向 井 俊 夫 君	8番	蘇 嘉瑞人 君
9番	朝 木 一 昭 君	10番	竹 山 耕 平 君
11番	伊 東 隆 吉 君	12番	里 秀 和 君
13番	泉 伸 之 君	14番	関 誠 之 君
15番	三 島 照 君	16番	崎 田 信 正 君
17番	奥 輝 人 君	18番	平 川 久 嘉 君
19番	渡 京一郎 君	20番	竹 田 光 一 君
21番	栄 勝 正 君	22番	世 門 光 君
23番	平 敬 司 君	24番	大 迫 勝 史 君
25番	与 勝 広 君	26番	叶 幸 与 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君		
教 育 長	坂 元 洋 三 君	住 用 町 地域自治区事務所長	高 野 匡 雄 君
笠 利 町 地域自治区事務所長	塩 崎 博 成 君	総 務 部 長	松 元 龍 作 君
総 務 課 長	前里 佐喜二郎 君	財 政 課 長	安 田 義 文 君
企 画 調 整 課 長	東 美佐夫 君	税 務 課 長	中 英 信 君
市 民 部 長	有 川 清 貴 君	健 康 増 進 課 長	嘉 原 孝 治 君
福 祉 部 長	福 山 治 君	福 祉 政 策 課 長	重 久 春 光 君
福祉政策課参事	浦 口 一 弘 君	高 齢 者 福 祉 課 長	小 倉 政 浩 君
高齢者福祉課参事	元 優 君	産 業 振 興 部 長	川 口 智 範 君
産業情報政策課長	則 敏 光 君	紬 観 光 課 長	日 高 達 明 君
農 政 局 長	田 丸 友三郎 君	農 林 振 興 課 長	熊 本 三 夫 君

産業振興課長 (笠利)	伊地知 辰 夫 君	産業振興課長 (住用)	澤 修 平 君
土地対策課長	奥 正 幸 君	建設部長	田 中 晃 晶 君
都市整備課長	東 正 英 君	土木課長	砂 守 久 義 君
建築住宅課長	大 石 雅 弘 君	水道課長	義 岡 出 君
下水道課長	川 上 一 弥 君	水環境課	里 良 也 君
教育事務局長	里 中 一 彦 君	教委総務課長	白 坂 稔 君
市民体育推進室長	山 名 純 二 君	地域教育課長	島 名 亨 君
監査委員事務局長	里 忠 文 君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	赤 近 義 治 君	次長兼 調査係事務取	山 崎 實 忠 君
参事兼議事係長	橋 本 明 和 君	議事係主査	麻 井 庄 二 君

議長（世門 光君） ただいまの出席議員は26人であります。会議は成立いたしました。
これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（世門 光君） 本日の議事日程は一般質問であります。日程に入ります。
通告に従い順次質問を許可いたします。
最初に、日本共産党崎田信正君の発言を許可いたします。

○

16番（崎田信正君） おはようございます。日本共産党の崎田信正です。質問に入る前に、12日に発生をいたしました古田町の火災では、尊い人命1名が亡くなり、1名の方がけがをされております。亡くなられた方の御冥福をお祈りするとともに、一日も早い復興を願うものであります。更に、皆さん方に御協力をお願いをしたいと思います。私、千年松自治会の事務局長をしておりますけれども、私たちの自治会の一人である椿源隆さんですね、6月の7日に県病院の受診を終えた後、行方が分からなくなって、関係者の方々が懸命に捜索をしておりますけれども、まだ見つかっていないということであります。是非皆さん方に心当たりがあれば、是非、情報を提供していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、自公の前政権が作り出した泥沼の中に高い支持率を持って船出を果たした鳩山政権でしたが、わずか8か月で退陣することになりました。結局、政治と金の問題、普天間基地は辺野古へと、前政権と同じ道をたどっては当然の結果とも言えます。菅内閣が誕生しましたが、菅総理も鳩山政権では副総理の立場にあり、いわば共同責任を負う立場にあった人であり、脱小沢の演出を図ってみても、財界主導の消費税増税論議、国民の合意よりもアメリカの合意を優先させる、このような政治の中身を変えることなしに、国民が明るい展望を見出すことはできません。余りにも早い鳩山内閣の退陣、その事実が示しております。

特に米軍普天間基地問題では、鳩山内閣が退陣に追い込まれた日米合意を押し付ける立場に立っており、許すことはできません。奄美では、5月29日に5島がそろそろ超党派の徳之島への米軍基地移設反対奄美群島民大会が開催をされました。この大会では、与野党問わず、沖縄基地問題の第一人者である赤嶺政賢衆議院議員が、日本共産党を代表してあいさつに立ちました。あいさつの一部が先日の南海日日新聞14日付けに掲載をされておりますので、この場でご紹介をしたいと思います。

群島民大会で沖縄出身の赤嶺政賢衆議院議員の言葉が印象に残る。赤嶺さんは、日本復帰闘争を闘い実現した奄美の皆さんは、沖縄を忘れることはなかったと指摘し、沖縄がサンフランシスコ条約により、日本から切り離された後、海を挟んで沖縄辺戸岬と与論島で行われたかがり火集会を振り返った。お互いの闘いを励ましたのがかがり火であった。奄美の復帰が実現した後も、沖縄を返せと連帯をした。今度は普天間基地は徳之島に来るな。普天間からも無条件に撤退せよ。辺野古の新基地反対。このスローガンで連帯して、共に闘い抜こうではないか、こう呼びかけました。

赤嶺議員は、今月29日には徳之島に入る予定にしております。この問題では、政党の枠組みはありません。日本共産党市議団は、群島民の皆さんと一緒に、基地反対運動の一翼を担って奮闘する決意であります。と同時に、私たちの日常生活、足もとの問題もひっ迫をしており、生活を支える諸問題も山積みとなっております。住みよい生活環境を作る、この立場で通告にしたがって質問を行います。

まず、教育行政についてであります。奄美市の教育行政の課題は何かということでもありますけれども、首長であれば所信表明、あるいは施政方針などが示されます。今回教育委員の任期満了により、お二人の方が新たに教育委員に選出をされ、樺山教育委員長、坂元教育長が誕生いたしました。重責を担われる訳でありますけれども、就任おめでとうございませう。教育委員会というところは、役所の総務部、市民部などという一部署ではありません。行政から独立をした存在でもあります。それは過去に日本国民を戦争に総動員させた暗い歴史の反省に立ったものであり、子どもたちの健全な成長を促すために、教育が時の権力に利用されないためだと理解をしております。

そこで、新たに教育委員会の責任者として就任されましたのでお伺いをいたしたいと思いますが、教育行政の課題については、これまで同僚議員の質問に丁寧に答えられておられます。現場主義、心の教育、生涯学習、文化財保護など四つのことを述べられました。それらの思いを進めるためにも、開かれた教育行政が今求められていると思います。私たち議員も、今議会に議会基本条例を出し、議会の公正性・透明性を確保することにより、市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会を目指しております。教育行政についても同じだと思いますが、そのことについて思いがあれば、お聞かせをいただきたいと思います。

次からは発言席で行います。

議長（世門 光君） 答弁を求めます。

教育長（坂元洋三君） 就任についての大変励ましの言葉、本当にありがとうございました。諸課題につきましては、議員御指摘のとおり、今までに述べてきましたので、今回は開かれた教育行政についての思いということで御質問を拝聴いたしました。

この件につきまして、現在奄美市では、定例教育委員会を月1回開催しております、公開を原則として協議を行っているところでございます。また、通常市役所内で実施されておりますが、昨年度は場所を移して実施しております。この定例教育委員会では、市民から教育委員に対して寄せられた声などを元に、施設や事業についての助言が行われる他、教育行政全般に対する意見交換が行われております。

また、各教育委員は、学校訪問を行い、学校経営全般に対して、学校長に助言を行う他、入学式や体育大会などの学校行事等にも出向き、児童生徒の様子を参観したり、保護者や児童生徒と直接話をしたりするなどして、学校の実態の把握に努めているところであります。また、平成20年度からは、教育行政評価会議を実施し、教育委員会活動の評価、点検を行っております。ここでは、第三者である6名の委員にご意見をいただき、教育委員会活動の改善に努めているところでもあります。

今後も、開かれた教育行政を目指し、奄美市の教育の発展、振興に向け努力していく所存でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

16番（崎田信正君） 今答弁をいただきました。日本の教育制度というのは、国連子どもの権利委員会の中で、極度に競争的な教育制度だということで、改善勧告を受けるという異常な状況が続いている訳であります。すべての子どもの成長、発展を支える教育にしていくなためにも、今教育長がおっしゃられた教育委員会の開かれた内容ですね、これはもっともっと発展をさしていただきたいと思うわけです。地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、原則公開ということですから、公開されているということですが、議会のほうですね、もともと公開なんです、改めて議会条例を作ろうというのは、それをきちんともっともっと発展させるという意思の思いなんですね。そういった意味では、まだまだ不十分だと、傍聴できるようなところをもっと広げるとかね、中には教育委員会を夜間に開催をして、働いている、正に子育て世代の人が傍聴できるというような工夫をしていることもありますので、是非そういうことにも取り組んでいただきたいと思うんですね。

それと先日からの教育長の答弁の中で、やはり校長次第というのがありますので、これだけを取ると、誤解を生みかねないんじゃないかなと。それはですね、今どこかの市長さんがいろんなことやってますよね。あれはトップのいわばリーダーシップとも言えるわけです。また、大分県教育委員会でもいろいろ不祥事がありました。そういった意味では、校長次第ということで、いろんなことをやられるとですね、これはとんでもない方向にいく心配がある訳です。そういった意味では、教育委員会というのが公正・公平に公開されてやっていくというのは重要だと思うんですね。

それともう一つは、昨日、蘇議員の質問の中でも、いじめの報告が5件だということですが、ここにおられる方は全部それで済んでるというふうには思ってる人はいないんじゃないかと思うんで

すよね。それはやっぱりいじめがあった時、芽の小さい時ですね、いろんなところで報告できる、そういう体制がやっぱりできていない証拠じゃないかなと。まずここからきちんと改善できる、何でも言いたいことが言えるというような学校教育の場であっていただきたいと思うんですね。そういったところで、もう一度教育長の思いというか、その校長次第ということだけでは、ちょっとだめじゃないかなと思うんですが、よろしくお願いします。

教育長（坂元洋三君） 学校経営にはいろいろな潜在があるわけで、もういろいろな環境とか、あるいは地域性とかいろいろな要因があるわけですが、その中でも、私が申し上げたいことは、校長はすべての校区内の情報を収集して、そして正常な学校運営をしていただくと。そういった意味で、ただ校長一人に責任を転嫁するんじゃないくて、校長のリーダーシップをいかに発揮して、いい学校を作るかという願いが込められていたものですから、ああいう表現になったと御理解いただければ、大変有難いと、こう思います。

16番（崎田信正君） そうですね。是非頑張っていたきたいと思います。子ども、保護者、教職員らの意見を反映をさせて、みんなで決めたこと、それをリーダーシップを持って校長が進めていくということで、頑張っていたきたいというふうに思います。

じゃあ次に移ります。医療福祉行政ですが、あの笠寿園の民間譲渡の方針についてです。先日の全協で、全員協議会ですね、特別養護老人ホーム笠寿園の民間譲渡の方針が示されております。このことについて伺いたいたいと思います。今回の譲渡方針というのは、建物の建て替えと人件費負担による経営の厳しさをその理由に上げられております。確かに現在の笠寿園は、人員構成が少々というか、かなりいびつな状況にあります。

笠寿園は介護保険対応の施設であって、特別養護老人ホームは、これまで介護を必要とし、家族介護が困難な人たちの最後の住みかということで、その役割を果たしてきております。笠寿園が旧笠利町の昭和46年に建設がされ、その後いろんな自助努力を続けながら、自治体直営の施設として市民の福祉施設として今日まで存在をしてきたものだと思います。

問題の一つに上げられている職員構成ですが、正規職員が8名、臨時職員が42名ということは、明らかに不正常的な状況だというふうに思います。こうせざるを得ないという今の仕組みというかですね、それが一番根底にあるんだと思いますけれども、介護保険制度は、平成12年に施行され、10年を迎えました。発足当時から何かと問題の多い制度が介護保険です。国も走りながら改善するとしておりましたけれども、改善ではなく、改悪の方向に進み、社会的介護とのうたい文句も、いつしか変節をされてまいりました。

しかし、国民は改悪に甘んじて受け入れるのではなく、改善を求めた運動も粘り強く続けられてきたわけであります。その成果は、まだまだ不十分でありますけれども、例えば下げ続けられてきた介護報酬、わずかとは言え、介護従事者の賃金改善を目的に引き上げられたわけであります。これも全国各地の運動の成果でもあります。

このように、介護保険制度はまだまだ改善の途中であり、高齢化が進み、老老介護、認認介護という言葉や、介護難民という言葉も生まれております。政府は長期療養型のベッドの削減を強行するなど、施設介護の選択肢を狭めているのが今の現状ではないでしょうか。介護を巡る国の対応が極めて不安定な時に、今慌てて民間に譲渡することは、公の機関としての責任を放棄するものだと言わなければなりません。効率化だけの面で判断するのではなく、福祉の在り方全体を見据えた判断が必要だと思いますが、御見解をお示しいただきたいと思います。

福祉部長（福山 治君） 今回の結論に至った経緯につきまして、市町村合併以前の旧笠利町時代より笠寿園の運営の在り方について検討がなされており、奄美市におきましても、介護保険制度の動向を見据えながら、市町村合併当初より検討を重ねてまいりました。現状におきましては、限られた介護報

酬により運営をしていく上で、退職した市職員の不補充を多くの臨時職員の雇用により何とか赤字を計上しないよう運営をしている状況でございます。

今回の民間譲渡により、民間活力を活用することによって、入所者及び利用者に対するサービスの向上が図られるものと考えております。併せて、笠寿園勤務職員の雇用の安定を図り、また、施設改修や建て替えに係る費用が節減できるようになると考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。また、受け入れ困難なケースや、緊急性のあるケースが出た場合には、市による措置入所やそれぞれの施設における特例枠を利用した入所の制度があり、市直営及び民間のどちらにおいても、変わるものではございませんので、市民へのサービスが低下するものではないと考えております。

なお、市として現行の第四次介護保険事業計画の変更で、介護保険施設等の増床を認めて、施設入所の待機者の解消にも努めておりますので、併せて申し添えておきたいと思っております。

16番（崎田信正君） すいません、笠寿園の開園は昭和55年8月1日ですね。先ほど46年と言いましたが、訂正の助言がありましたので、訂正をいたします。

それで、介護保険制度ですけれども、それで基づいて検討されたということですが、今国の制度は、介護保険じゃなくて、医療制度も大きく変わる可能性があるんですね。我々はもちろんいいほうに変えようという運動を続けておりますけれども、そういったのはまだ国保でも平成25年だと言ってるわけでしょう。何かそれを待って検討すべきじゃないかというのが私の思いなんです。

介護保険制度の特養の運営には、特別養護老人ホームですね、この運営には民間では厳しい状況が出ることも想定をしなければならないのではないかと。現状では何とか対応できるという答弁でしたけれども、先のことは分らんわけですからね。例えば特養の入所申し込み、入所待ちの状況は、一向に改善されていないのが現状だと思います。そうですね。改善されてないでしょう、まだ。以前の措置制度の順番待ちではなく、緊急度の高い人から入所させることになっております。これは当然の措置だと思いますけれども、根本的な解決にはなりません。特養の増設なくして解決にはならない訳です。

そこで問題となるのは、入所待機者でニーズが高いという人は、医療の必要性も高い人ではないかと思っております。私の父親も介護度5で、寝たきり、それから吸引器を使い、胃ろうを増設をして、在宅で訪問入浴を導入し、住宅の改修など介護保険のいろんなサービスを利用させていただきました。これは大変助かったというふうに感謝をしておりますけれども、それができたのは、身障手帳で肢体不自由で1級を持っておりましてから、医療費は払い戻しがあったんですね。少ない額でありますけれども、厚生年金でした。国民年金よりは少々多くもらっていた。妻が家におりましたので、献身的にというか、介護したから可能だったわけであります。そういうことができない人が、特別養護老人ホームに頼りにされるわけですね。その待ち状況が改善をされてないと。

言いたいのは、この間、介護保険制度の変遷の中でね、特別養護老人ホームに入所して、病院にかかった場合ですね、私の父親も誤えん性の肺炎とかということで、ケアマネジャーの方に夜中の1時、2時に来てもらって、救急車で病院に運ぶと、そういう状況を何回か繰り返してる訳ですよ。そういった人が特別養護老人に入るということは、当然施設の人の職員の負担も大きいんです。それと入院してベッドが空くと、そのベッドは空きベッドとして入院された人が帰って来るのを待つ訳ですね。そこは収入が止まるんです。そうしたら、民間の場合は、それで経営が維持できなくなるというような状況があるのではないかと。そういったことがこれから介護保険制度の中でどうなっていくのか、まだはっきりしていない状況の中で、民間に今譲り渡すのはだめだというのが、未来永劫ダメだということは言いません。今この状況で慌ててやる必要はないということになります。

長期入院用の病床療養型の病床ね、減らしたのは国の制度、だけど、長期療養型のベッドを作れと言ったのも国だったんですよ。そういった状況を見ると、まだまだどうなるか分からないということで、本当に困った人が、公の施設で緊急避難的にでも入所ができる。50床ということですから、

どれだけの要望に応えられるか分かりませんが、それでもあるということは、自治体としての責任でもあると思うんですけれども、もう一度御見解をお伺いをいたします。

福祉部長（福山 治君） 先ほども御答弁申し上げましたが、最後に追加で申し上げたことなんですが、その待機、施設待機者のその解消を図るために、先般、第四次の事業計画の第五次の計画の前倒しで各施設の増床を認めたところでございます。これによって、議員が懸念されるようなこの待機者というのは解消されるものと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

16番（崎田信正君） それだけで安心できるということでないのが国の制度の、もうどんどんどんどん変わっていくわけですから、後期高齢者医療制度も、あんなもの作ってね、もう止めざるを得ないと。障害者自立支援法も一緒じゃないですか。生活保護で言えば、老齢加算はなくした、母子加算はなくした、けども、母子加算は復活をする老齢加算は廃止をしたのは憲法違反だという判決まで出ている状況ですから、今後どうなっていくのか分かりません。これはいいように変わってきた事例でありますけれども、そういったことを考えると、人件費が大変だと。それで正規、臨時の職員42名で何とかやっていってると。そういうことでないと、経営できないという仕組み自体がおかしいわけでしょう。だからそういったところも改善さしていくということも同時に追求していかなければ、本当に市民のニーズに応えることはできないということを申し上げておきたいと思います。これから問題になると思いますので、その都度問題提起をしていきたいというふうに思います。

じゃあ次に、在宅酸素療法患者への電気代補助の拡充と、医療費助成が実現できないか、このことについてお伺いをいたします。これはこれまで何回も議会で取り上げていて、昨年から非課税世帯に対して1か月2,000円の電気代補助が実現をし、喜ばれているところでありますけれども、これは大変な成果だと思いますけども、これに満足せずというのが私の質問であります。更に充実したものにすることが必要だとの立場で何点かお伺いをしたい。まず、在宅酸素療法患者さんの実数が分かれば示していただきたい。現在の補助の対象者数は何名になっているのか。更に電気代補助の増額はできないか。3,000円でやってるところもあるんですね。更に所得制限、非課税世帯に限っておりますけれども、この所得制限をなくすことが必要だと思いますが、これに係る財源がどの程度必要なのか、示していただきたい。

次に医療費助成についてであります。医療費助成のうち身障医療については、身障の手帳1級、2級の所持者は、医療費の払い戻し制度があります。3級は対象外ですね。在宅酸素療法の患者さんは、慢性呼吸疾患による場合が多く、身障手帳は1級の方もおられますけれども、3級止まりになります。在宅酸素療法の医療費というのは、指導管理料があり、装置の加算料、それから携帯用の酸素ボンベを持てば、その装置の加算料などがあって、本人負担が高額になるものであります。自治体によっては、障害者医療費を3級まで認めているところがあります。また、全部でなくても、疾患を特定して認めたり、全額でなくても半額を助成するなどの対策を取っているところもあります。奄美市で助成できないか、御見解をお伺いをいたします。

福祉部長（福山 治君） 在宅酸素療法患者への電気代補助及び医療費助成についてということでお答えを順次したいと思います。

まず1点目の在宅酸素療法患者さんの実数でございますが、身体障害者手帳の交付状況や市内の医療機関や医療用酸素ガス取扱い業者への照会結果から、約50名が在宅酸素療法患者さんと思われております。

2点目の現在の助成対象者数でございますが、6月9日現在で20名でございます。地区別内訳としまして、名瀬地区が14名、笠利地区6名、住用0となっております。

3点目の電気代補助の増額はできないかということでございますが、この制度は御承知のとおり、昨年度からの実施で、鹿児島県内では鹿児島市と本市のみとなっております。助成額の月額2,000

0円は、酸素療法機器の電気使用料金の約半額で、鹿児島市と同額となっております。お尋ねの増額につきましては、まだ制度運用2年目ということもあり、当分の間は制度の周知や利用促進を図っていきたくて考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

4点目の所得制限をなくすことについてでございますが、在宅酸素療法患者さんは、多くの方が高齢であり、その両方の性格から様々な基礎疾患を抱えて、経済的にも厳しい状況にあることも理解はしております。現在の助成対象者は、大半が市民税非課税世帯となっておりますが、所得制限をなくすことにつきましては、他の福祉医療制度にはすべて所得制限を設けていること、負担と給付のバランスを保つために、一定以上の所得がある方にはご負担をいただくのが適当であること、もう一つは、先進地、先例地の鹿児島市においても、所得制限を同じように設けていることなど、このようなことから、一定の所得がある世帯にはご負担をいただくことが必要であるとの考えでありますので、御理解をお願いしたいと思います。

5点目の身障手帳3級の医療費助成についてということでございますが、現在助成を受けておられる20名のうち、11名の皆さんが身障手帳1級保持者で、残りの皆さんは3級となっております。1級保持者につきましては、重度心身障害者医療費助成制度によって、自己負担分の医療費助成がなされていますが、議員御指摘のように、身障手帳3級の皆さんは対象外となっております。この重度心身障害者医療費助成は、鹿児島県と市で2分の1ずつ負担して実施しており、3級保持者の助成となった場合には、市の単独事業となります。このようなことから、障害3級を含む障害者への医療費助成や、特定疾患の助成制度につきましては、国、県の対応を見極めながら、今後の検討課題とさせていただきますので、御理解を賜りたいと思います。

16番（崎田信正君） もう時間がないので、これについてはまた引き続きいろんな機会に取り上げていきたいと思いますが、よろしく願いいたしたいと思います。

次に、福祉避難所の設置に向けた具体的な取組ということですが、福祉避難所の設置条件については、3月議会で取り上げたところであります。その時の答弁では、86か所の災害時の避難所があるが、福祉避難所の設置には至っていないと。検討するということでありました。先日奄美でも震度3の地震があり、13日は東北で震度5弱の地震も起きております。3月議会でのことなので、まだ準備もこれからだと思いますが、どの程度検討されているのか、また、今後の方針についてお示しをいただきたいと思います。

総務部長（松元龍作君） それではお答えをいたします。現在議員御指摘のとおり、奄美市では災害時の避難箇所が86か所ほどございますが、現在のところ福祉避難所については、まだ設置はされていないところでございます。福祉避難所につきましては、日本赤十字社が作成いたしました福祉避難所設置運営に関するガイドラインによりますと、福祉避難所の指定要件といたしまして、施設自体の安全性が確保されていること、施設内における要援護者の安全性が確保されていること、要援護者の避難スペースが確保されていることなどとなっております。

具体的に申しますと、安全が確保されて宿泊できる施設であり、介護サービスなどを行うための人材の確保がなされていることや、高齢者や障害者の方のためのバリアフリー化やスロープ等の設備の設置がなされていることなどがございます。以上のことから、社会福祉施設等が適しているとされておりますが、ただいま申し上げましたのは、ガイドラインによりますと、地域における拠点的な福祉避難所の話でございます。それともう一つには、地域による身近な福祉避難所として小中学校、公民館、こういった場所でもできることになっております。ただし、その場合には、介護や医療制度の相談ができる空間を確保できれば、指定ができるというふうになっておりますので、この二つを相まって福祉避難所とするのが望ましいのではないかと考えております。それから、先ほど申しました拠点施設に関しましては、市内に数か所ある民間及び公立の社会福祉施設等の指定が考えられますけれども、その際には施設への移送方法、避難スペースの確保などの協議が必要であるとともに、また、避

難期間に発生する費用の問題などもございます。しかしながら、いずれにいたしましても、災害時の福祉避難所の必要性につきましては、十二分に認識をいたしておりますので、今後これらの問題も含めまして、市内の市民部、福祉部、更には民間の施設の方々とも検討を十分取りながら、前向きに検討をしてみたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

16番（崎田信正君） 十二分に必要性を感じてるといいますので、前向きにということではなく、これはもう設置しないといけない施設ですので、是非早く進めるようにお願いをしたいと思います。

次に乳幼児・子ども医療無料化の拡大に向けた展望、展望ということにしました。これもいろいろな運動の結果ですね、前年度、前年度というか、今年からですね、乳幼児医療費の無料化が実現をいたしましたけれども、全国ではもう乳幼児医療といったらですね、子ども医療だと言ってますね。だから小学校、中学校までを対象にすると、広げていくということが重要だと思うんですが、始まったばかりですから、すぐやれということじゃなくて、どのように取り組んでいくのか、展望を示していただきたい。夢のある展望をしゃべってください。

福祉部長（福山 治君） この乳幼児医療費制度の無料化につきましては、先ほど議員から説明がありましたように、今年度から全額無料化ということになりました。この件につきましては、市長が新しく就任されて、マニフェストの中でも述べておりますとおり、これが実現できたことについて喜んでところでございます。この乳幼児医療費の全額無料化につきましては、現在の財政事情を勘案して、現状における可能性のある最大限の努力をした結果でございます。今後の無料化の拡大につきましては、まだ制度改正を行ったばかりでございますので、これから出てくる実績等を見極め、可能な限り努力をして、今後もしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

16番（崎田信正君） 最大限の努力ということですが、他では小学校卒業までとか、中学校卒業まで、あるいは高校生までというふうに制度が広がっておりますけれども、だけど、私は本来はやっぱり国の制度としてきちんとやるべきだと思うんですよ。そうすると、自治体の負担は要らないわけですから、子ども手当どうのこうのと言ってますけれども、今は現物支給が必要なのは、いろんないっぱいありますから、これはその方向でもまた我々も国に対して要求するし、自治体としてもそういった取組をやっていただきたいというふうに思います。

次に、子宮がん、子宮頸がんワクチンへの助成ということであります。この事業は、昨年12月から任意で始まったということで、まずワクチン接種を勧める場合の対象者、奄美市での対象者人数はどの程度になるのか。個人が負担する費用がどのぐらいかかるのか。奄美市での現在の実施条件についてお伺いをしたいと思います。ワクチン接種に当たっては、公費助成を実施する自治体が増えております。奄美市でも助成をして、接種を増やすことが必要だと思いますが、御見解をお示してください。

市民部長（有川清貴君） 子宮頸がんワクチンの対象者の人数について御質問でございますので、お答えしたい。このワクチンは、既に感染してるHPV、ヒトパピローマウィルスと言いますが、それを排除したり、がん細胞を治す効果はなく、あくまで接種後のHPVの感染を防ぐためのものであるために、早い時期に摂取することが推奨されております。奄美市における対象者は、11歳の女子238名、12歳の女子237名、13歳の女子251名、14歳の女子264名の合計990名でございます。

続きまして、個人が負担する費用でございますが、子宮がんワクチン代は、消費税込みで1回分1万2,600円になりますが、初回接種から1か月後、6か月後の合計3回接種が必要になりますので、ワクチン代が3万7,800円と、接種手数料合わせて合計4万5,000円程度になります。次に実施状況ですが、奄美市内での実施状況でございますが、薬品業者に問い合わせたところ、現在ワクチンの注文はないとのことですので、実施はないものと思われまして、以上でございます。

16番（崎田信正君） これはワクチンで予防できるがんだということですが、今お話がありましたように、高額なんですね。もう3回やれば5万円ほどかかるということが、全国的に広がっていないのが実態ではないのかと。また、周知のほうもまだほとんどされていないのではないかなと思うんですが、病気の発生をワクチンの接種率とそれから検診ですね、検診率を高めることで少なくなれば、当然医療費を抑制することができるわけですから、こちらのほうは国に全額公費負担での早期実施を求めることも必要だと思いますけれども、今実施しているところは、県が半分補助するとか、そういったやり方がされてるんですね。東京都も同じですわ。鹿児島県はどうなっているのか、分かれば。

市民部長（有川清貴君） 現在、鹿児島県内では助成はございません。

16番（崎田信正君） そうですね。だから、鹿児島県にもしっかりと要望して、市民といえども県民ですから、それと将来の背負っていく、11歳から十代前半の女性が対象ということになってますから、是非薦めるように啓蒙活動と財源の確保等についてもご尽力いただきたいというふうに思います。

次に、認知症サポーター100万人キャラバンの実施状況と成果についてお伺いをしたいと思います。100万人キャラバンというふうに銘打ってありますが、既に全国ではその倍に近い人がこれに参加をしているということでもあります。奄美市でも20回近い、20回前後の講座が開かれて、多くのサポーターが誕生しております。大変心強い思いをするわけでもありますけれども、この活動の実施状況ですね、どのようなことがされて、成果がどうなっているのか、お伺いをしたい。また、今後の方向性もあれば、一緒にお示しをいただきたいと思います。

福祉部長（福山 治君） 認知症サポーター100万人キャラバンは、認知症サポーターと呼ばれる認知症について正しく理解し、認知症の人と家族を温かく見守り、支援する方を全国で100万人養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指すものです。全国では平成22年3月31日現在、既に170万人を超えております。本市の認知症の方の割合は、平成22年3月末現在で介護認定者の約26パーセントでございます。

認知症サポーター養成については、本市においても、認知症地域支援体制構築推進事業の一環として、平成21年度から一般市民や事業所、学校などに対して認知症の基礎知識や認知症の方への接し方などを知ってもらうために、認知症サポーター養成講座を開催しており、平成22年5月末現在21回開催し、延べ958人が受講しております。また、認知症サポーター養成の講師役であるキャラバンメイトと呼ばれる方は、現在17名であり、地域包括支援センターの職員や認知症グループホームの職員などでございます。

認知症サポーターは、何か特別なことをする人というのではなく、自分のできる範囲で活動したり、学んだ知識を友人や家族に伝えたり、地域の中で認知症の人や家族を見守っていただく方々であり、その成果の一つとして、小俣地区での見守り支援体制が、地域住民の協力で構築されております。今後も認知症への偏見をなくし、認知症の方を地域で支え合っていくようなまちづくりを目指して、認知症サポーター養成講座の充実を図りながら、地域支援体制の構築に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

16番（崎田信正君） 介護認定での26パーセントですか、やっぱり多いのかなという気がしますよね。それで、認知症の方、やっぱり家族も大変ですね。ずっと付いていなければならないとかいうことで、場合によっては、仕事を辞めて寄り添うというような事例も出てまいります。そういった意味では、多機能施設ですね、グループホームなどの充実も必要かと思いますが、それを補っていくためにも、大いに活躍が期待をされる場所でもありますので、事務局は市にあるわけですから、よろしくお伺いをしたいと思います。

次に、産業経済行政ですが、労働環境の実態調査は実施をしないのかということでもあります。労働

者が働くということは、自分の持っている労働力を一定の決まりの下に販売提供するということですよ。当然その内容、条件をしたための契約書の締結が当たり前でなければなりません。しかし、この間、私もいろんな生活相談を受けている中で、雇用契約書がないままその日その日の仕事に従事しているという方は、結構多いんだというふうに感じております。奄美市全体として、個別に受けるもんですから、人数はそれほど多くはないんですね。

その時にこの奄美市全体でどうなっているのかということが分からないで、施政方針はなかなか作れないというふうにも思います。私も聞かれた場合、説明できないわけですから、行政全体の方針とも大きく関係があると考えております。これも3月議会で労働条件の実態は把握できているのかとお伺いをいたしました。答弁では、本市としては実施したことがないということでしたが、健全なまちづくり、安心安全なまちづくりを考えると、どうしても必要なことではないかと思えます。調査を実施したことがないという答弁でありましたが、実施すべきであり、是非実施していただきたいという思いを持っておりますので、御見解をお示しいただきたいと思えます。

産業振興部長（川口智範君） 御質問の実態調査の実施についてでございますが、労働条件等については、労働基準法をはじめとして、各種法令において定めがございます。その法令の下で各官公署が労働行政についての改善についてその任に当たっております。そうした意味において、地方公共団体としてこうした調査をすることが馴染むのかどうか、この辺りの問題もございますので、今のところは考えておりません。

ただ、全国でこうした調査事例があるのか、また、あった場合に、どのような目的を持ってなされているのか。あるいは調査対象をどのようにしているのか。ほとんどの部分が事業所を対象としているというふうに私ども考えておるもんですから、そういった調査対象をどのようにするのか。また、どのような方法とするのか、等々今後の研究課題とさせていただきたいと存じます。

16番（崎田信正君） 雇用契約書なしで働いてるとか、それから毎月の給料が一定しない、日雇いですね、今日は雨が降ったから仕事がないという形で働いてる人、そういった不安定な雇用で働いてる人は、奄美市の労働人口の中でどの程度か分かりますか。

産業振興部長（川口智範君） 私ども把握いたしておりません。

16番（崎田信正君） そうということが分からないで、どうして安心安全なまちづくり、どこから手掛けようとしているのか、疑問に思うわけであります。生活保護が増えてましたね。失業で増えるというのが多いわけです。その時に、相談員の方は綿密に今までどうして収入できたんですかというようなことを聞きます。私も相談を受ければね、聞くんですね。じゃあ、どうだということで、その中でですね、仕事がなくなったから、パートの契約が切れたからもう生活保護だと。その中で話を聞く時にね、いや、あなたは仕事する前から生活保護基準以下の対象ですよという人が結構いるんですよ。その中でも、母子家庭であれば児童扶養手当などで頑張って生活をしてきたと。だけれども、パートの契約が切れて、明日から来なくてもいいと言われたら、もうその場で生活保護なんですね。というのは、それまでが生活が基準以下で生活をやっているわけですから、貯えなんかあるはずありません。だから、仕事が切れれば、すぐ生活保護を申請せざるを得ないというのが、奄美の実態じゃないでしょうか。

こういった人たちがどの程度いるかというのは、これは行政の人は、市長、本当に考えてもらわないとだめだと思います。どういう調査の仕方があるのかということでもありますけれども、私もこうだというふうなことは言えないですけれども、まずは公の施設として指定管理者をさしているところ、そういったところの労働条件がどうなっているのか、これすぐできますね、市の責任で。

今、全国で公契約制度というのを模索している。実際始めてるところも始まっている。そこには委託

先の従業員の給与の水準がどうかというの抱かしていくというような方向もできてるんですね。そういった意味では、きちんとやってもらいたいということです。これが奄美市の中のごく一部だということであれば、一部だからいいということじゃありませんけれども、これが生活保護が増えている状況の中で、まん延をしてるんじゃないかなという思いがいたします。もちろんそういう状況でしっかり雇えないという雇い主の苦しさも理解をするところでもありますけれども、実態を把握するということは重要だと思います。

これは6月11日の時事通信でありますけれども、政府は2010年版自殺対策白書というのを決定しております。昨年の自殺者が12年連続で3万人を超え、白書は大変憂慮すべき状況だと強調して、警察庁などが行った自殺者の職業や年齢、自殺が増える時期などの分析結果を紹介しつつ、実態に応じた対策を高めるよう、地方自治体に求めていると報じております。

実態に応じた対策を高めるようにということを地方自治体に求めているわけですから、実態が分かなければ対策の仕様がでないじゃないですか。そういったことになります。特に40歳から60歳代男性の自殺が多く、自殺者全体の40.8パーセント、職業別では無職が57パーセントで最も多かったとしております。うつ病が最も多かったが、生活苦や失業も目立ったということで増加幅が大きいと。経済、生活問題、生活苦、失業など厳しい経済状況の影響が窺えるとしております。つまり、この調査はそれだけ深刻な状況だということを示しているわけです。3月議会で2009年の一般労働条件に関する相談状況が紹介をされました。相談件数は前年より減っているが、賃金未払いが前年の10倍以上の140件に増加をし、解雇も130件と答弁をされているわけです。これは名瀬労働基準監督署から聞いたということですが、しかし、これは労働相談があった件数です。

奄美の人は、私も感じるんですが、直接お役所にね、こういった状況だと相談に行かない事例も多いというふうに思います。ですから、この件数はそれがすべてじゃなくて、それに倍する人たちが背景にいるのではないかという心配をするから、実態調査が必要だというわけです。というのは、賃金未払い、失業ということは、この自殺白書から言えば、自殺予備軍ではないかという心配をするわけです。予備軍ですよ。それが実態も分からないということになるのでは、言ってるように対策が立てられないと。このような実態をこのまま放置するののかということで、市民の安全、暮らし、命を守る自治体として、何らかの方法でもやるんだという決意が必要だと思いますけれども、もう一度御見解をお伺いいたします。

産業振興部長（川口智範君） 先ほども申し上げましたとおり、それぞれの法律の所管がございます。先ほど議員は自治体、地方自治体に対して求められているとの旨のご発言ございました。私、その報告書そのものを見ておりませんので、具体的に地方自治体に対して何が求められているのか、この辺りも勉強させていただいた上で、議員が御指摘の労働環境実態調査の実施の是非についても、今後判断してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

16番（崎田信正君） ずっと一生懸命生活をしている人がね、実態見たらそんな悠長なこと言われてないですよ。これに代わることでやらないと、本当に適切な対策は打てないというふうに思いますので、また機会があれば取り上げていきたいと思います。

次に、指定管理者制度についてです。指定管理者制度が2003年9月に実施をされました。これは、時間がないけど、4分、頑張ります。指定管理者制度のメリット、デメリットということでありますけれども、これは総括的な問題ですから、次に移していただいて、ベイスターズの秋季キャンプについてどうなるのかということでお伺いしたいと思います。

別にキャンプが来るのが反対とかそういうことはありません。横浜ベイスターズの秋季キャンプの受け入れについては、これまでの同僚議員が質問しており、回答をされております。そこで指定管理者との関係ということでありますけれども、確認の意味でお伺いをするわけですが、ベイスターズが利用する施設は、当然野球場、屋内練習場になります。ここは現在指定管理者制度がNPO法人が

運営をされております。使用する施設は現在でもスポーツ合宿として利用され、各地域から各種競技の合宿地として利用されております。当然税金で整備された公の施設であり、市民の利用促進を目的にされなければなりません。特にNPO法人は、不特定多数の利益を追求するもので、特定の団体に優先して利用させることはできませんが、このことについて不都合が出ないのか、お伺いをしたいと思います。

教育事務局長（里中一彦君） 今回の横浜ベイスターズの秋季キャンプの受け入れにつきましては、本市のスポーツアイランド構想に基づくスポーツ合宿の誘致を積極的に進めてる中でございまして、相手方から奄美市に相談がございましたので、市ではこのことを慎重に協議を重ねて、受け入れを決めた経緯がございます。

通常体育施設の予約の在り方につきましては、通常ベースでは国や県・公的機関の団体の年間の使用について、事前の希望受け入れをしております。それで優先順位につきましては、まず国・県・市の公的機関の機関、その次に体育協会加盟の協議団体、民間個人の順番となっております。指定管理者が施設の予約を受け付けできますのは、使用希望団体が希望する日の1か月前までしかできないシステムを採用しております。通常の業務の対応をしております。

御指摘のNPO法の目的及び定義にこのようなことから、触れるものではございません。なお、この件につきましては、横浜ベイスターズと指定管理者の関係につきましては、誘致に当たっては当初から指定管理者は関わりを持っておりません。本市のほうで協議をしておるところでございます。

16番（崎田信正君） 時間ありませんが。キャンプが来るというのはいいことだと思うんですが、米軍基地とはえらい違いだと思います。それだけ言って良かった。

議長（世門 光君） 以上で日本共産党崎田信正君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。10時45分再開いたします。（午前10時30分）

○

議長（世門 光君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。（午前10時45分）

次に、市民クラブ奥 輝人君の発言を許可いたします。

21番（奥 輝人君） 議場の皆さん、市民の皆さん、こんにちは。市民クラブの奥輝人です。一般質問の最終日の2番目、あらかじめ通告してあります一般質問を行います。その前に少々私見を述べさせていただきます。

国政の情勢についてであります。昨年の9月に政権交代がなされ、三党連立の政権が誕生し、鳩山内閣は発足しました。しかしながら、8か月間の短命内閣で崩壊したわけでありまして。その理由に様々な、いろいろな問題の続出、特に鳩山前首相本人の政治と金、母親からの献金、全く知らなかった問題、小沢幹事長の政治と金、秘書がやったことの問題、全く両方とも説明責任がないままに放置され、そして辞任したのであります。また、普天間基地移設の発言や閣議決定による日米合意の問題、各閣僚の意見の相違、また、口蹄疫、マニフェスト違反等々多数でありました。普天間基地問題については、前首相は辞任はしたからと言って、これは済まされる問題ではないと思います。また、国民の生活は第一と掲げながら、言っていることとやっていることが遠くかけ離れ、矛盾ばかりの姿形であったかと思えます。

そのような中、菅内閣へ前内閣の11名が留任、3日後に郵政関連法案を取るのか、参議院選挙を取るのか、結局参議院選挙を取るということで郵政大臣の辞任。結果から郵政関連法案の中身について同じ与党内から審議不十分や見直しなど疑問符を付けられたような形となっております。しかし、菅内閣、厳しい厳しい船出かと思ったにもかかわらず、内閣支持率はV字傾向となり、約64パーセントとなっている。その背景に反小沢と非鳩山に国民は賛成を突きつけた形であります。つまり、国

民は小沢氏と鳩山氏に政治と金の問題や普天間問題についての説明責任を取れと言っているのです。是非国会の場でそれをやっていただきたいと思うのであります。

さて、菅内閣はV字傾向であります。我々野党に転落しました自民党、なかなか自民党の支持率も上がらない。約25パーセント前後と横ばいの状態で、本当に不安を感じているのであります。反省はしてます。支持率上昇に向けた対策や改善が必要であるのは事実。いまだ自民党への風当たりは強いままの状態。この際思いっきり若手の起用、特に地元選出の徳田代議士を活用したり、目玉となる政策を打ち出して、攻勢をかけるべきの時であると思います。頑張れ自民党であります。

これから菅内閣が始動していきます。これだけは要望しておきたい。国民の目線に立った政治へ、現場の声を大事にする政治へ、民意の姿を重視した政治に取り組んでいただきたいと私は注文いたします。では、長くなりましたが、質問に入ります。

1、口蹄疫対策について。①宮崎県と政府の対応について所見を伺います。家畜の疾病で一番恐ろしいのは口蹄疫である、こう指摘するのは2000年の国内発生に際し、対策に携わった農水省関係の話であります。口蹄疫は平成12年に宮崎県と北海道の一部で発生し、感染しています。その時は自民党政府の素早い迅速な対応で拡大を阻止し、殺処分家畜760頭で終息しております。しかし、今回は異常とも言えるほどのスピードで感染が拡大しています。6月16日現在、殺処分された数、牛で3万7,000頭、豚で16万頭、合計19万7,000頭が殺処分されております。なお、今後ワクチン接種分を含めた殺処分頭数は約27万5,000頭であります。そのうち牛が約7万頭以上となっております。

なぜこのように大惨事となったのか、早期発見との遅れや病気に対する認識不足と、初期防疫に対する対応の遅れであると指摘をされています。最初は3月の末にある農場から口蹄疫に感染の疑われる家畜がいると通報されました。獣医師が確認をしましたが、発熱や下痢はあるけれど、口蹄疫とは断定できない放置されています。そして4月の9日にも1頭感染が疑われる症状が出ていると通報があり、確認をしたが、これも断定されないまま。そして4月の16日に1頭出て、これはと思い、この検体を東京の動物衛生所に調査依頼をして、口蹄疫と判定されたのであります。これは4月19日のことでもあります。

この間、約3週間余り経過しております。1回目の対応の遅れ、早期発見と病気の認識不足であります。そして4月の20日に農水省の対策本部が立ち上がります。ここで自民党団の過去の経験から、対策本部に対し、発生農場から一定エリア内における全頭殺処分を要請しております。しかしながら、政府は事の重大さを認識せずに、拒否を続けております。約1か月間に及んでおります。この間は宮崎県や被害自治体は何をやっているか全く分からない状況。そして政府からの指示はほとんどなく、ただ感染した牛や豚は、殺して穴を掘って埋めろと言ってるだけであります。政府に対する怒りと悲鳴が上がっているのも当然であります。

そして発生1か月後、とうとう5月18日にやっと方針を転換しています。これが2回目の対応の遅れであります。このように、1回目と2回目の対応の遅れが引き金となり、被害が拡大している状態であります。このような事態が二度と起こらないように万全の対策と改善が早急の課題となっております。このように、1回目の対応の遅れと2回目の対応の遅れについてどのように思われるのか、所見を伺いたいと思います。次の質問からは発言席から行います。

議長（世門 光君） 答弁を求めます。

農政局長（田丸友三郎君） 奥議員にお答えをいたします。まず、宮崎県と政府の対応についての御質問ですが、口蹄疫の最初の発生につきましては、議員御指摘のとおり、宮崎県の都野町において3月26日に水牛に下痢症状が発生をいたしております。また、4月の9日も、先ほど御説明がありましたように、同じく和牛1頭で同様の症状が発生しており、その後4月20日ようやく口蹄疫の疑いが確認をされました。このことを受けて、国においても、対策本部を設置し、移動、搬出制限区域を設定

いたしております。

御指摘のとおり、発生からウイルスの潜伏期間や感染経路の異常な拡大で、今日までの経過を見ましても、結果として発生初期の調査による早期発見や、殺処分等を含めた防疫体制の初動体制に遅れを取ったものと言わざるを得ません。私どもも、もっと早い時期での対応であれば良かったと思っております。大変残念なことだと思っております。宮崎県での一日も早い口蹄疫の終息と、鹿児島県での発生や感染又は拡大が起きないように、奄美市としても国、県の関係機関とともに、予防体制を整え、侵入とまん延防止のための準備を進めているところでございます。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。一応これは10年前にも宮崎県と北海道でですね、発生をされています。この1回の対応についてですね、もう本当、宮崎県ももう10年間の間に、この口蹄疫に対する認識、本当なかったと言えればそれまでと思います。また、獣医師のほうもですね、宮崎県のほうは何か削減をされて、獣医師の数も今は減少してるという状態であります。そこら辺りも宮崎県の獣医師関係も、まだまだこれに対する対応が本当まずかったなと、本当思っております。

これはもう済んでしまったことでありますけど、今度の2回目の対応、この政府の対応も、本当もうけしからんというのが私も含めて、もう国民全体が持つてることだと思っております。この農林水産省の元大臣も、この間においては何も命令もできない状態、また、認識もしてない状態でありますので、外遊まで出掛けてると、こういった非常事態の時にですよ。そういったこと本当にあっていいのか。本当疑いたくなる、もう本当信頼できないような政府の対応ですね。そこも私も、もう本当ビリビリとした気持ちで今ずっと思っているところでもあります。今後ですね、このような事態が発生できないような体制づくりに、国にまた要望していきたいと思っておりますので、この辺についてはもうこれで終わりたいと思います。

それとですね、次は国の特別措置法についてであります。口蹄疫対策特別措置法が、5月の28日に可決成立しております。従来の家畜伝染病予防法を補完をし、まん延防止策の強化や経営支援措置などが明確に示されております。特措法では、農家の了承がなくとも、国の判断で家畜の殺処分を可能とし、これにより、たとえ感染してない家畜でも、緊急措置として、一定地域を対象とした殺処分の実施が可能となります。殺処分により家畜の所有者に生じた損失は、国が全額補償する。また、埋設に要する土地や人員の確保、費用の補償も国が責任を持つ。その他経営再建や生活安定策、運転資金の無利子貸付、設備費用の助成などが盛り込まれております。

しかし、この国の特別措置法については、2012年までの時限立法ということであります。疑問に思うのはその時限立法ということではちょっと所見を伺いたいんですけども、この口蹄疫がこの2年後にまた発生した場合、すぐ対応できる方法でこの特措法を延長していただきたいというのが、自分たちの思いでもあります。なぜならば、この特措法というのは、衆議院、参議院で審議され、それが可決成立されていくわけで、時間的にも結構かかると予想されておりますので、是非ですね、この国の特別措置法については延長なり、そのまま固定化されるべきと私は思いますけれど、そこら辺り局長の所見等を伺いたいと思います。

農政局長（田丸友三郎君） 次に、国の特別措置法についての御質問であります。口蹄疫などの伝染病につきましては、家畜伝染病予防法と農水省の定める口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針にしたがって対応が行われている状況です。

今回の特別措置法は、殺処分などの対象家畜、義務対象者、国の補償措置、患畜などの埋設、その他費用、車両などの消毒を早急に対応し、感染拡大の防止と併せ、早期正常化を図るために平成24年3月31日までの措置と定められております。これは今、奥議員の御質問のとおりであります。

議員御指摘の今後発生した場合の対応のために、特別措置法ではなく、恒久的な法律としての要望ではありますが、先ほども申し述べました特別措置法以外の家畜伝染病予防法などもあります。今後の国の動向を見て対処をしてまいりたいと思っております。

21番（奥 輝人君） やはり、国もまだまだ甘いなという気持ちは私も抱いております。やはりこの特措法というのがある限りですね、口蹄疫にすぐ対応できると、そこら辺りをまだ政府のほうはまず認識してないかなという気持ちであります。この口蹄疫というのは本当殺処分しなければならない、病気も分からない。昨日の局長の答弁でもありましたように、感染経路等もほとんど解明されてない状況の中で、もしもこの2年後に、また、ある農場から口蹄疫発生した場合、すぐ対応できないのがありますので、これに代わる口蹄疫の特別措置法をですね、やはり国にすぐ早急にでも申し入れをしていかなければならないと思っております。この件については国への要望となりますので、ここら辺りで一応私のほうは終わりたいと思います。

それとですね、この原因についてであります。発生原因は何かということであります。昨日の同僚議員の質疑でもありましたように、局長のほうからもありました。この発生原因が本当何なのかまだ全然分からないということであります。しかしながら、10年前に発生した時は、中国の稲わらという説もありました。この10年間の間に、この口蹄疫の発生原因ですね、それがなぜこの10年間の間で突き止められなかったのか、それも本当疑問に思うところでもあります。

この発生原因とその病気の対策ですね、そこら辺りも分かりませんが、自分としては、この医療も発達して、また、その高度な技術等も発達してる中でですね、こういう口蹄疫が発生した時の原因も全然究明できないというその10年間の何だったのか、本当に理解に苦しむばかりであります。

そういった意味で、発生原因についてはですね、今回は私の情報によりますとですね、台湾とか韓国、あと香港ですね、今年の1月と2月、3月に発生をしています。そしてそのウイルスが極力宮崎で発生したウイルスと似てるという情報まで入っております。なぜこの国でもですけど、また世界の中でもですね、こういった病気、恐ろしい病気をなぜこんなに取り扱ってるかとも思いますけれど、なぜこのように真剣に親身となってですね、取り組んでいるのか分からないけど、本当やってほしいなという思いがあります。本当発生原因何も分かりませんということで、昨日の局長のお話もありましたので、この答弁はもう要らないと思います。

次にですね、感染経路についてであります。この感染経路も最初に発生した場所が宮崎県の都野町であります。なぜそこにその病原体が来たのか。本当推測するのは、さっき言った外国からの感染、本当分からない。もう自分として本当情けないなという気持ちでいっぱいあります。この感染経路についてどのような推測、新しい情報等があればですね、局長のほうから答弁をしていただきたいと思います。

農政局長（田丸友三郎君） 昨日も申し上げましたとおり、また、奥議員が今おっしゃられましたように、発生原因も感染経路につきましても、我々は県のほうに確認をしているところでございますけれども、調査中であり、現段階でもいまだ確定をされていないというお答えしかもらっていないのが現状であります。

21番（奥 輝人君） この感染経路についてですけども、今局長もお話がされたように、全然分からないと。しかしながら、これだけは言えると思うんですよね。やはり今まで10年間発生していなかったのに、台湾やらさっき言った香港、韓国で発生していますので、そこらから何らかの形で来てると思うんですよ。今分からないと言ってるんですけど、必ずそこから来ていると、ウイルスも似てるということであればですね、やはりその台湾、韓国、香港ですね、そこでの流通、観光とか人や物、それがあるとしか私には認識されないんです。そこら辺りはどうにかしなければ、これまた入ってくる可能性大でありますよ、これ。感染経路がはっきりと分からないと言って、もう国も投げやりという感じのことしか私には認識されないんですけど、感染経路はもともとどこにあるんだということで、それを追及していくべきと私は思うんですよ。国内に入れないためにも。そういった情報があるんだからね、これは本当に国に対する本当責任も重大ですよ、これ。

また、宮崎県の場合は、こうやって1週間に何回か定期便やらチャーター便とか、その国外へ飛ん

でおります。皆様御承知のとおり、東国原知事もいろいろな外遊とかいろいろなデモンストレーションなどでいろいろ活動しております。そこら辺りも少しは引っ掛かってくると思うんですけど、そこら辺りのことを全然報道されない。畜産農家は本当にこれをこの感染経路を知りたいんです、本当に。水際でも止めなければいけない、これが口蹄疫の一番これからの課題、問題だと私は思いますよ。ということで、この感染経路についても、やはり市やらまた農家、また県がですね、是非この感染経路の周知徹底改善に向けて取り組んでいただきたいと思います。

また、先のですね、病気もですね、ちょっとさっき言い忘れましたけど、病気もですね、こうやって病気が発生しました。その病気の治療薬とか、それまでやっぱり開発していただきたいと私は本当に思ってますよ。全部が殺処分ですからね、1頭かかっただけで。何で口蹄疫に効く薬まで開発できないのか。これ本当、国の厚生省でも何でもいいですので、これを是非やっていただきたいと思う。本当私はもう怒りですよ、これ本当に。そのぐらいの気持ちで取り組んでいただかなければ、今の政府、本当に許し難いですね、私の個人的考えとしても。そういった私の怒りもありますけど、これ私だけじゃありません。ピリピリとした農家全体でありますので、これは。是非この原因究明、感染経路の究明ですね、そこら辺りは政府のほう是非取り組んでいただきたいと真剣になってお願いしますよ、3名様。そういうことで。

それからですね、もうこの件についてはもういいと思います。

あと侵入防止対策についてであります。この農家の意識と病気の認識について。本当宮崎県の場合は、10年前に発生した時の口蹄疫に対するそのあれが処置がもう早かったけれど、今回、獣医師のもう本当この病気に対する認識は甘かったと。この口蹄疫を見たこと、私も見たことはありませんよ。写真とかパンフレットでしか見てませんよ。そこ辺りもやはり獣医師さんのその認識不足あったから、こういう状態になったと私も思っております。今後ですね、この奄美市の農家においてもですね、また一般市民においてもですよ、この侵入防止対策ということで、農家の意識、また、病気に対する認識、どのような体制でこれを徹底して強化していくのかを一応局長のほうから答弁をいただきたいと思います。

農政局長（田丸友三郎君） 先ほど来から奥議員の思いの強さをひしひしと感じてるところなんですけれども、ただいま御質問のありました口蹄疫の侵入対策、防止対策についてお答えをしたいと思います。

口蹄疫は、今回は10年ぶりの発生であり、その症状については、生産者をはじめ各関係機関においても、パンフレットや写真などでしか確認をしてないのが現状であります。生産者においては、毎日の飼育状況をよく観察していれば、少々の異常にも気付くかと思います。その際は行政なり家畜保健所なりに連絡していただければ、一緒に取り組んでいけるものと考えているところであります。

今後は、今回の発生を参考に、巡回指導、研修会などにおいて啓発指導を更に充実してまいりたいと思います。万一、奄美市で発生した場合は、対策本部を設置して、関係機関と連携し、自主防疫体制マニュアルや、奄美市口蹄疫防疫指針に基づき指導してまいります。

21番（奥 輝人君） はい、是非取り組んでいただきたいと、強化していただきたいと本当に願うものであります。私もですね、牛を飼ってますよ。母牛14頭、子牛も10頭います。妊娠牛も7頭います。これから妊娠鑑定しなければならぬ牛も5頭います。本当に大変ですよ、農家は。5月の競りも中止となり、またこの口蹄疫にかかった場合、殺処分ですからね、はっきり言って。健康な牛でも健全な牛でも正常な牛でも殺処分ですから、牛の痛みというのは本当分かりますよ。宮崎県で発生してる約7万頭、ワクチンを含めた7万頭ですよ。何でこんなにまで殺処分されなければいけないのか、本当農家の気持ちを本当分かってほしいというのがそこら辺りなんですけどね。

この侵入防止、これをしない限り本当外界離島である奄美本島もですね、いつ入ってくるか本当分らない状況、もう万が一入ってきた場合は、これはもう本当笠利で例えば私の牛舎に入りましたとなった場合は、10キロ圏内は移動制限区域になりまして、あとはワクチンの対象になりますから、

もう全頭殺されるということになります。こういった状態が起こらないためにもですね、本当侵入防止に対してはですね、万全の対策は必要でありますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

また、今、宮崎県と鹿児島県の境界線でもですね、車両の全面散布、また、人や物流に対しての全面散布等々非常事態宣言の中で、必死になって鹿児島県に入れないように県境で対応している訳であります。しかしながら、この奄美の場合は、外界離島でありますけど、何らかの形でやっぱり入るという危険性を持たなければ、これはいけないと私は思っております。

喜界島のほうには種牛の6頭が避難されておりますけど、これも本当ただの対応であって、本来なら喜界島などに来なくても、鹿児島県の本土のほうで徹底した管理をして予防するべきであると私は思っていますよ。喜界島とあと屋久島のほうに避難させていますけど、なぜここに持ってくるのかという疑問も私持っております。鹿児島でちゃんと食い止めろと本当言いたいですが、こういった避難させた牛に対してですね。また、県に対しても。そういった意味でですね、この奄美にその菌やらそのウイルスが入ってこないようにですね、強化していただきたい。

また、昨日の答弁でもありましたように、空港やらあと港、そして各牛舎方面においては、もう立入禁止の看板まで立てているということで、もう私もやっております。1週間に2回は本当足踏みのマットを敷いてですね、その中に足を突っ込んで入っております。そういった強化を是非やっていただきたいと。その他にですね、そういった侵入防止を対策をする場所が私まだあると思うんですよ。港と言っても、この名瀬港とかありますけど、笠利には前肥田港とかですね、物の物流が始まっております。そこら辺りも徹底してやらなければいけないと思っております。また、物だけじゃなくて、人もですね、観光客も入ってくるんですから、船を利用したり、飛行機を利用したり、観光客にも徹底した意識をさせなければいけないと私は思ってますよ。そこら辺りの対応についてどのような認識を持っているのか、一応答弁をしていただきたいと思います。

農政局長（田丸友三郎君） ただいま御質問のありましたように、本島内への出入り制限、消毒、薬剤散布については、昨日も申し上げましたように、県経済連などと連携をいたしまして、島外からの出入りの多い空港、港湾において靴底の消毒、車両の消毒用マットを設置いたしております。

また、行政機関においても、早急に消毒用マットを設置する予定です。更に労力を軽減するため、港での下船車両の噴霧器による消毒や、消石灰などの消毒体制も進めております。生産者における畜舎等の消毒につきましては、蓄圧式の噴霧器や対象家畜の飼養者全戸に消毒剤のクレンテを配布し、消毒の徹底を図っております。更に第二次分としての消毒液クレンテの追加と、消石灰の配布の準備を進めております。

ただいま奥議員の指摘がありましたように、観光客などを含めての周知徹底も今後は更に進めてまいりたいと考えております。

21番（奥 輝人君） はい、是非強化をしていただきたいと願うばかりであります。また、自分たち農家のほうもですね、畜産農家のほうも、もうピリピリとした体制で、本当口蹄疫に対してもう精神的にもう疲れている農家もほとんどでありますので、是非この強化、侵入防止対策ですね、強化していただきたいと思います。

次にですね、⑤の農家への支援についてに移りたいと思います。奄美市の対応について。これは先般の全員協議会の中で本当市当局の取り計らいでですね、見舞金、そして現物支給、「あゆみ」の現物支給ということで、本当にその件については、農家を代表しましてですね、ありがとうという感謝をしたいと思います。

でですね、現物支給については、「あゆみ」がですね、この前の火曜日の公文の中にですね、水曜日から現物支給をするということで、そういった手紙が届いております。ただ、見舞金の件についてですね、これどのような支給方法になるのか、口座振込なのか、直接見舞金ということであるのであればですね、直接その農家に支給するのか、そこら辺りをちょっと確認したいと思います。

農政局長（田丸友三郎君） 農家への支援については、昨日市長のほうから御答弁を申し上げたとおりでございますが、再度説明させていただければ、5月の競り出荷予定の子牛を対象に、早期に支援を実施するため、まず予備費から予算を充用し、見舞金の3万円と2か月分の農耕飼料4袋の支援を実施いたします。

先ほど農耕飼料につきましては、議員のおっしゃるとおり、現物支給ということで配布の説明がなされているかと思います。なお、飼料並びに見舞金の支援も、近々3万円の支援金についても連絡が届くものと思っておりますが、御指摘のとおり、農協の口座から振り込まれることになります。なお、7月以降の取り扱いも同様で、今6月議会にも予算を計上しておりますので、この委員会などを通して、ご審議をいただく予定になっております。

21番（奥 輝人君） 今の答弁の中でですね、やはり「あゆみ」とかそういった現物は、飼料は現物支給、見舞金は口座振込、それはちょっと私としてもちょっとおかしいのかなと思いますね。見舞金ですので、やはり農家に直接ですよ、102頭今回いたんですよ、5月の競りに上場際。やはり農家のほうにこうやった見舞金を現物支給と同様な形でやっていただきたいなというの也有ります。口座に振り込みした場合は、本当振り込まれた後、他のものに差し引かれたりですね、その今までの未収金やら、そういったのもあると思いますので、是非農家に足を運んでですね、やっていただきたいと思ひますよ、これぐらいだったら、見舞金というのであれば。

いや、そこ辺り、ちょっともう一度協議してですね、やはり農家もこうやって四苦八苦しながらやっておりますので、そしてまた、102頭の5月の競りの後は、本当ほとんどもう収入がない状態。それとですね、あと今、一応その件についてはどのように思ひますか。

農政局長（田丸友三郎君） その件につきましては、十分また検討をさせていただきたいというふうに思ひます。

21番（奥 輝人君） 5月の競りにですね、もう102頭、奄美市だけで102頭です。あと龍郷町合わせて150頭前後出る予定でありました。奄美市で102頭ということは、1頭当たり平均が30万としてでもですね、3,000万の収入が農家に入っていない訳でありますよ。そして、国はその支援策とか、宮崎県のほうにはその特別措置法等の関連でですね、いろいろやってますけど、国も何らの鹿児島県、その他の県に対してですね、自分たちの被害を被っているにもかかわらずですね、何らかの形も示していないというのが今の状況であると思ひます。なぜ宮崎県だけなのか、自分たち鹿児島県やら隣の熊本県、九州の県は今競りは中止状態、そこら辺りも勘案してですね、国はまだ対策を練っていただきたいというの思ひもあります。

先般ですね、JAあまみさんのほうは、無利子の貸付でですね、一応雄の20万頭、雌の15万、これを一応貸付しております。それも本当恵みの救いであるかと思ひております。今後ですね、こういった奄美市への対応について、昨日の答弁の中でも分かりました。7月の今回の議案の中にもですね、対応のその政策が乗っているということでありましたが、本当支援をしながらですね、農家の負担を軽減させるような取組をしていただきたいと思ひます。もうこれは要望ということで終わりたいと思ひます。

それからですね、もうイの農家の要望についてであります。4月ですね、21日の日だったと、先週の金曜日ですね、私の声掛けで一応節田の生活館のほうにですね、町内の畜産農家の有志、若手と多頭経営をやってる有志がですね、13名集まりました。今で5月から6月約2か月間何らの情報交換もできないまま、意見交換もできないまま農家の要望とかいろいろな話を聞きたいということで実施した訳であります。その時ですね、その日の昼には対策本部が協議会が開かれておって、私のほうに電話がありました。是非自粛してほしいと、こういう状態であるということで自粛してほしいということでありましたが、私たちは完全装備でですね、夜の8時半からもう行ったところであり

ます。

その中で農家の要望からはですね、もうたくさん出てきました。まずは今、牛舎が本当いっぱいになってきてると。いっぱいいっぱいになってくるから、簡易牛舎でもどうにか設置していただきたいという要望、あとは巡回をどうするのかとか、巡回の中でも去勢もしなければならない、鑑定もしなければいけない、登録もしなければいけない、ストップ状態です。それはどうするのかとか、後は先ほど言われた資金面ですね、資金面等もいろいろ出てきました。今後開催された時の子牛の相場がどうなるのかも本当不安でたまらないと。7月も開催されないという情報もありますけど、めどは立たないということでもありますので、本当に畜産農家、今四苦八苦本当に精神的に疲れているピークだと私も思っております。そういった意味で、今回1点だけ確認するんですけど、この巡回についてはですね、やはり巡回する農協さん、市の担当職員、家畜保健所、完全防備でもしてですね、この巡回などを始めていただきたいというのが農家の強い要望でありますので、そこら辺りどのようになっているのか、ちょっと計画等があればお願いしたいと思います。

農政局長（田丸友三郎君） まず農家の要望についてであります。現段階では農家の代表であるJAの畜産部会、JAからの要望を受けておりませんので、お答えできませんが、要望があれば、精査の上、検討してまいりたいと考えております。また、ただいま御質問いただきました、いわゆる巡回指導の件につきましては、私どもJAグループ、それから県の経済連のほうから自粛をしてほしいということで連絡を受けております。確かに皆さん方のお気持ちは分かりますけれども、ある一定のルールというものは守らざるを得ないのかというふうにも思います。

今後も競りの中止が長期化した場合にはですね、口蹄疫に対する情報不足、それから不安が広がるかと思っておりますので、家畜保健所やJAなどと一緒に勉強会なり、情報交換会なりを開催するよう、現場の長には指示を出してありまして、その指示に対して現場からは、議会終了後すぐにでも農家を集めて実施したいと聞いておりますので、御理解を賜りたいと思います。

21番（奥 輝人君） やはり農家の方はいろいろ要望を持っておりますので、本当電話でもいいと思いますので、電話対策でもいいと思うんですよ。やはり心配しておりますので、そこ辺り農家のケアを考えてですね、早急に各農家への連絡方を取りながら、連携を密にしていきたいとお願ひしたいと思います。

それとですね、今度⑥番の今後の動向についてであります。今後の動向についてはですね、昨日の答弁でも分かりました。子牛についてはですね、本当12か月を過ぎるともう成牛ということで、その評価が本当過去の例からするとですね、もうぐーんと下がります。30万円だった子牛が本当何十万になるのか、5万円なのか、一桁になるのか、それももう分からない不透明な状態であります。そういったことを勘案してですね、また競り市についてもですね、今の本当めどが立たないと。宮崎県が終息宣言をしない限り、最低でも宮崎県が終息宣言をしない限りですね、めどが立たないというのが本当今の実情であります。

だから、競りがいつなのか、本当分からない。自分たちは早くしてほしいという気持ちもありますけど、昨日の情報では、熊本のほうが7月1日から農家の要望でですね、万全の対策で競りを開始するという報道がなされましたけど、昨日の情報では、熊本県の県知事さんがですね、競りはやめろと、中止せという勧告を出しております。結局、やはり九州全域の県はもう中止せざるを得ないという状態でありますので、もう本当宮崎県が終息宣言するのは大前提ということでもありますので、もう本当競りやら子牛の価格等も本当動向が懸念されてるところでもありますので、ここら辺りはもう昨日の答弁で分かりましたので、もう答弁は要らないと思います。

今後についてですけど、やはりこの口蹄疫対策というのはですね、身近なものということで認識していただいてですね、畜産農家だけじゃなくて、やはり一般の方々にもですね、市民にもこの口蹄疫の怖さ、恐怖さがですね、分かるように何らかの広報活動をしなければいけないと私は感じていま

す。テレビでもいいと思うんですよ、テレビのラジオでも、FM あまみでも流しながらですよ、こういった対応をしなければ、一般の市民はもう口蹄疫、ただ牛が殺される、それだけの認識だけでは本当許されない事態でありますので、広報活動についてですね、もっと徹底した活動をやっていただきたいと、これはもう要望としておきます。

あともう1点がですね、この口蹄疫に対するマニュアルですね、このマニュアル等もやっぱり作成していただき、農家の皆さんに周知徹底させる意味でですね、10年後にまた出るかも分からない、何年後に出るかも分からない、そういった非常に危険な状態の中でありますので、口蹄疫に対する本当周知徹底に取り組んでいただきたいと思います。マニュアルについて今後どのような対策を持っているのか、ちょっと伺いたいと思います。

農政局長（田丸友三郎君） 現在奄美市におきましては、関係部局並びに奄美市自主防疫協議会や、外部の関係機関とも協議をいたしまして、奄美市口蹄疫防疫指針や防疫体制マニュアルの作成を既に終えております。また、生産者の経営対策につきましては、競り市延期に伴う農家の支援を行うため、奄美市口蹄疫緊急対策農家支援事業実施要綱に沿って、継続的な支援の実施を行ってまいりたいと考えております。

21番（奥 輝人君） はい、是非PRかてがたらですね、取り組んでいただきたいと思います。先般ですね、ある焼肉屋の店に入ったんですけど、やはり5月以降ですね、その口蹄疫に対しての関係で、やっぱりお客さんが減少してると、売上も少なくなってるということを聞いております。

またですね、この口蹄疫の肉を食べてもですね、人には影響ありませんとか、そういった広報はテレビで宣伝するもんだから、逆にですよ、そういったこと言わないでですね、もう口蹄疫にかかった肉は流通していませんというそういった文言等も変えてですよ、しなければ、口蹄疫が入って、人体には関係ありませんよ、食べてくださいというそういったようなふうに聞こえる住民もいるんですよ。なぜ健全な牛、健康な牛殺して食べればいいんじゃないのと、食べられるんだったらそれでいいんじゃないのという、そういった間違った情報を持つてる人もいますので、今までは口蹄疫がかかる前間では、口蹄疫その肉が流通していたかも分かりませんけれど、その時は食べても人体には害はありませんと。しかし、今は口蹄疫にかかった牛は全然肉は流通していませんと、そういった内容の広報活動も手掛けてください。

そうしなければ、本当あやふやな情報だけでは農家も困りますし、その商店街も困っていきますので、是非そこら辺りも対応していただきたいと思います。口蹄疫についてはまだまだ言い足りない件もたくさんありますけど、もう時間の関係でですね、とりあえずはここで一応終わりたいと思います。是非よろしくお願ひしたいと思います。

それではですね、次に普天間基地問題についてであります。この件についてはですね、国政の場で取り上げて、解決策を見出していくべき質問であろうかと思ひます。しかしながら、私はこの件について奄美も問題を抱えるということの認識の中で一応一般質問のほうに通告したわけでありす。どうかこの件について市当局のですね、所見なりを聞いてですね、今後の私のまた参考にして、この件について取り組んでいきたいと思ひますので、所見でも、分かる範囲内で答弁をしていただきたいと思います。どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

①の政府の対応について、最低でも県外についてであります。前鳩山首相がですね、最低でも県外、また、自民党政権の案である辺野古に絶対に戻ることではないと。そして辺野古に戻るのであれば、自然に対する冒とくとまで言い切っていたわけでありす。しかしながら、5月末までの結論から見ますとですね、また辺野古に戻らなければならないということで、県民の皆さんに理解を求めたわけでありす。なぜこんなに、思うんですよ、この最低でも県外という、そこら辺り、もう本当沖縄県民の方々は84パーセントもこの件については納得していませんので、私も同様の考えであります。そこら辺り、どこに向けて言ったらいいんですかね、ここですね、本当は。一応どのような政府の対

応ですね、鳩山前首相のその対応、どのような所見を持っているのか、ちょっと伺いたいと思います。

市長（朝山 毅君） 改めて責任ある者の言葉の大切さを感じているところです。その中で、この徳之島のこの普天間移設に関しては、県議会、県知事、奄美群島市町村、議長会、議会、すべて公的な機関の中で反対ということが唱えられております。その重さということをしかり国においても理解、そして重さを感じていただきたいというふうに思っております。言葉の大義、そして民間の、一般の人の言葉の重さ、団結、姿というものをしかり考えていただきたいと思ってるところです。

21番（奥 輝人君） はい、ありがとうございます。やはり沖縄県民は本当に夢と期待を持たせた言葉であって、今さら何なんだというのが沖縄県民の思いであります。そしてたったの一日間だけ鳩山前首相は5月の4日ですよね、沖縄を訪問して、ただ一日間だけで視察をして帰っています。一日間で何が分かるのかと私は本当言いたいですよ。

私もその時は沖縄にいたんですよ。5月2日から5日までは、鳩山前首相が来るという情報もありましてですね、行きました。本当一日間で何が分かるのかという本当言いたいぐらいの気持ちも持っております。いるのであれば1週間でも10日でもいて、この沖縄県の皆さんと話をすべきであると私は思うんですよ。辞任したから、今は辞任したからといって、本当これはもう本当批判的な言葉になりますけど、辞任したからといって本当許される問題じゃないですよ、これ本当。本当、これ私の思いですけどね。皆さんもそう思って笑ってると思うんですよ。

それとですね、腹案の徳之島の件についてもですね、本当これ最低でも県外ということであれば、徳之島、県外ですからね、私もそれは県外という、最低でも県外となれば、本当徳之島、県外であれば、本当自分も腹案として、この鳩山前首相の答弁の中には、腹案を持っていますけれど、なかなかその場所は言っていないですね、その当初。しかしながら、その鳩山の直近の静岡県の代議士は、調査視察をしている訳なんですよ、その時に。やはりそこから見てからに、やっぱり徳之島というのをやっぱり思い浮かべるのは本当分かるというのを、分からなかったんでしょうね。

それとですね、また、徳之島の住民にもですね、何も説明もないまま勝手にですね、自分の言え植民地かのように、あの徳之島は自分のいいなりになるんだというそういった方向で勝手に進めると。本当徳之島を馬鹿にしたような行動、活動だったと私も思っております。徳之島の件についてはですね、本当最低でも県外ということでありましたけれど、この徳之島、辺野古に絶対基地を造らせないというのが、今の民意でありますので、是非それを推進していかなければならないと私も一応覚悟して取りかかっていきたいとも思っております。この件についてはいいと思います。

あと2番目の徳之島移設反対決議特別決議、民意についてであります。本当徳之島の民意は、もう本当皆さん御承知のとおり、もう反対を表明し、徳之島3町の反対決議、また、奄美市議会での反対決議、そして先日に行われました全郡議員大会での反対特別決議と採択されております。それにもかかわらずですね、日米同盟には徳之島を明記しています。政府は、民意の重さや決議の重さを認識していないとしか言いようがない状態であります。そこら辺りについて所見を伺いたいと思います。

総務部長（松元龍作君） この普天間基地の移設に関しましては、奄美群島12市町村のすべての議会、奄美群島市町村長会、奄美群島議会議長会並びに県内19市で組織する県市長会・県市議会議長会、県内の24町村で組織する県町村会・県町村議会議長会において、奄美群島のみならず、県内共通の重要な問題と位置付けて、移設反対の決議がなされております。

併せて、4月には徳之島において約1万5,000人が参加をしました反対集会、5月には鹿児島市での5,000人が参加した反対集会、奄美市でご案内のとおり1,500人が参加をいたしておる反対郡民大会、更には5月7日は鳩山前首相に直接2万6,000人の署名を提出するなど、これまでの多くの行動により、圧倒的反対を表明してきたにもかかわらず、日米共同声明に徳之島が明記されたことについては、民意の重さを全く無視したものであり、大変に遺憾に思うところでござい

す。

21番（奥 輝人君） はい、総務部長、ありがとうございます。やはりその気持ちを聞けば、やはりこれから断固反対という立場の下ですね、取り重ねなければいけないという気持ちも湧いてきます。今後の状況、本当厳しいものと思われまいますが、是非取り組んでいきたいと私も考えております。それとですね、③番のもう国外移設についてでありますけれど、菅内閣、日米同意の中ではですね、前内閣の辺野古へのそれを推進すると。日米両政府間でもうこれはもう進めていくということで、県民の声も聞かない、もう頭ごなしのこれを貫いていくという声明も発表しております。

こういう形で本当にいいのか、本当疑問符を付ける、もう疑問符というか、本当馬鹿にしてるような態度ではないかなという思いであります。なぜ国外移設在りきで推進してもらいたいというのが本来の姿であると思うんですよ。

また、あくまでも日本と米国間の成立であって、民意の無視されたことに対してですね、そこら辺りを民主党さんのほうにも申し入れをしていきたいと思っておりますけれど、是非民主党さんでもですね、今回の件については、鹿児島県連の民主党さんですよ、徳之島明記に対しては断固反対ということで打ち出しております。これはもう党派を超えてですね、是非徳之島だけでなく、辺野古にも基地を造らせないという思いの中でですね、8月までの間、是非走っていかねばならないと思っております。本当国外移設在りきで取り組んでいただきたいというのが思いでありますので、これは答弁は要らないと思っております。

最後になりますけれど、沖縄県との連携についてであります。この奄美と沖縄は本当に昔からの兄弟島ということで、交流も盛んに行われております。もう私も妻が沖縄でありますので、これ本当沖縄に行けば、本当この文化やらこの観光とかについてですね、本当楽しい一時を過ごすわけであります。そういった意味で、今後ですね、この奄美市、奄美群島、そして鹿児島県ですね、が沖縄県とのこの件についての連携についてどのように方向を持ってるのかを伺ってですね、その答弁を聞いて終わりたいと思います。お願いします。

総務部長（松元龍作君） 沖縄県との連携についてでございますが、沖縄県、鹿児島県、奄美群島とそれぞれの立場はございますけれども、これまでの経緯を十分に踏まえた上で、沖縄県や奄美群島の地元の合意の下、政府が責任を持って適切に基地移転が進められていることを切に願っているところでございます。

今後とも、新内閣、新・菅内閣の対応を注視しながら、沖縄とも十分連携を取りながら、対応をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

21番（奥 輝人君） はい、ありがとうございました。以上で一般質問を終わります。

議長（世門 光君） 以上で市民クラブ奥輝人君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。午後1時30分再開いたします。（午前11時45分）

○

議長（世門 光君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

14番（関 誠之君） 議場の皆さん、市民の皆さん、こんにちは。私は社会民主党の関誠之でございます。はじめに6月12日に発生、古田町で発生しました火災に罹災されました方々、死亡いたしました方の御冥福をお祈りするとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

質問を行う前に、若干の所見を述べさせていただきます。昨年2009年8月30日に執行された

第45回総選挙は、有権者の1票で1995年の結党以来続いた自民党一党体制に終止符を打ち、国民は民主党に単独過半数を超える308議席を与え、政権交代という望みを託しました。明治憲法が公布された1889年から数えて120年、日本憲政史上初めての大事件でありました。9月6日には民主党、社民党、国民新党の三連立内閣が成立し、第93代内閣総理大臣に民主党の鳩山由起夫氏が任命されました。

内閣発足当初、支持率は70パーセントを超えていましたが、首相自身や小沢幹事長の政治と金の問題、沖縄の負担の軽減を図るとする普天間基地移設問題で、県外・国外移設を追求いたしましたが、実現できませんでした。結果は自民党時代の日米合意である原案に近い状態での決着となりました。この対応が社民党の連立離脱や、内閣支持率が20パーセントを割る事態を招き、党内からの退陣要求へとつながりました。ついには小沢幹事長を同時に退任させ、自らも2010年6月4日に内閣を総辞職、約8か月という歴代6位の短命内閣に終わりました。

鳩山内閣の評価は、後日時間が経過し、明らかにされると考えておりますので、特に論評はいたしません。奄美に生活する私たちにとって、鳩山内閣が残した普天間飛行場移転に伴う日米共同声明に記載された普天間のヘリコプター部隊の一部訓練を鹿児島県徳之島など県外に移転は、決して容認されるものではなく、奄美郡民が一致団結し、計画を徹底させるまで断固反対運動を継続していかなければならないと考えております。午前中、奥議員に答弁がありましたが、徳之島空港の活用検討が日米共同声明に明記されたことと、日米共同声明の決着を8月末を目指していることについて市長はどのように考えておられるのか、見解をお聞かせください。

また、6月8日に国民に真を問うことなく発足した菅内閣は、政治の役割は国民世界が不幸になる様子をいかに減らすかという最少不幸社会を作ることを目指す」と主張しており、強い経済・強い財政・強い社会保障を唱え、経済に関しては、経済構造を変革し、新しい産業と雇用を生み出す。財政に関しては、増税しても財源の使い方を間違えなければ景気はよくなる。社会保障に関しては、社会保障を軸に政府の役割を重視し、医療や介護、環境エネルギーなどの産業を育成し、雇用を増やすとやや具体性に欠けた面があるようではありますが、菅内閣に何を期待し、危惧されることがあるとすれば、どのようなことが推測されるのか、市長の見解をお聞かせください。

併せて、名瀬小学校体育館に島の内外から1,500人が結集した5.29徳之島への米軍基地移設に反対する奄美群島郡民大会についての感想と総括があればお答えください。

次の質問は発言席にて行います。

議長（世門 光君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） 閣議員にお答えいたします。ただいま議員の御指摘のとおり、先日、新内閣が発足した際、菅首相は、最少不幸の社会を作り、政治の役割と位置付け、強い経済・強い財政・強い社会保障を一体として実現することを表明されました。最大規模の国債と景気の回復というこの2点の解決は、地方にとっても大きな問題でございます。総理がこの実現に具体的にどのように取り組んでいけるのか懸念しながらも、一方では期待もいたしているところであります。

このような中、本年度の奄振事業費が約3割近くも削減され、群島の経済に深刻な影響を及ぼすことが懸念されておりますことは、もう議員ご案内のとおりでございます。今後、国が財政再建を進める中で、その影響が奄振の予算に及ぶことのないよう、むしろ本年度の削減分が回復していくように、これまで以上にあらゆる機会をとらえて、奄振の重要性を訴え、予算確保に向けた要望を届けていくなど、奄美群島の自立発展に向けた取組を継続、強化していかなければいけないと認識を新たにしているところでございます。

また、日米共同声明に明記された徳之島空港の活用の検討に対する見解と今後の対応でございますが、普天間基地の移設問題に絡み、徳之島の名前が浮上した直後から、情報収集等を広域事務組合や各関係機関との連携を図りながら、群島一体となって徳之島の基地機能や訓練の移転について反対の

意思を表明してきましたのは、議員御承知のとおりでございます。新政権におきまして、鳩山政権における日米間の合意を継承する方針が示されております。

しかしながら、鳩山政権における方針は、地元の民意を十分に反映しているとは言えないものであると思っております。新政権においては、地元の民意を十分に反映して、方針を今後決定していただきたいと願っているところであります。また、先般5月29日の郡民の集会については、私も初めて経験したわけでありますが、それこそ子どもから大人まで奄美群島日本復帰の経緯をご存じの先輩から、まだ全く知らない世代の子どもたちまで多くの人が群島くまなく集まりました。このことはやはりこの問題に対するすべての皆さん方の気持ちの表れだと思っております。これこそが大義であり、民意であるということを改めて感じたところであります。したがって、群島民一丸となって、この思いを政府に届け、日本復帰を勝ち取ったあの燎原の火のごとく燃えた郡民の意思が、政府においてしっかり理解していただくように、なお一層の努力をしなければいけないと考えているところでございます。以上です。

14番（関 誠之君） はい、ありがとうございました。市長におかれましては、この名瀬の小学校の体育館で開かれた郡民大会におきましては、広域事務組合の管理者として、各全首長、議会のまとめ役をしていただきまして、大変感謝を申し上げておるところでございます。我々護憲平和フォーラムが事務局を預かってさしていただいたこともさることながら、今市長がおっしゃいました思想信条を乗り越えてですね、全郡民がこのことについて一丸となって反対をしていくという意味確認ができたものではないかというふうに思っております。今日、奄美新聞に大津幸夫さんの郡民大会の議長であります、代表でありますけれども、載っております、時を得たものかなというふうに思っております。

それと参考までにお聞きをしたいんですけれども、こういったふうに徳之島が基地化されますと、やはり奄美空港もそのようなことで利用されることが出てくるのではないかという思いがありますので、参考までに、奄美空港に飛来した米軍機、自衛隊機の過去3年間における飛来回数を米軍機、自衛隊機別で、お分かりであれば教えていただきたいと思います。

総務部長（松元龍作君） 御質問の自衛隊及び米軍機の発着回数でございますが、奄美空港における過去3年間でございます。まず、米軍機につきましては平成19年度が23回、平成20年度が79回、平成21年度が52回となっております。また、自衛隊の発着につきましては平成19年度が226回、平成20年度が159回、平成21年度が233回となっております。この数の取り方につきましては、例えば2機が同時に1回着陸した場合は2回、訓練等で1機が3回着陸した場合はそのとおり3回、このような取り方をいたしております。

それから、発着回数の内訳につきましては、米軍機のものにつきましては、日米地位協定の関係上、中身については承知をいたしておりません。自衛隊機につきましては、先ほど申しました平成19年度の226回のうち救患が34回、20年度が159回のうち救患が34回、20年度が159回のうち救患が22回、21年度が233回中救患が10回ということになっております。以上でございます。

14番（関 誠之君） 今お示しいただいたとおり、私どもがなかなか見えないところで、こういったふうな形でですね、米軍機に至って平成20年には74回、自衛隊機は159回というようなかなりの回数で奄美空港が利用されているという実態が今浮き彫りにされたのではないかというふうに思います。この件については、同僚議員もいろいろ質問しておりますから、この辺にいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

住用町山間におけるチップ工場の計画と森林伐採計画についてであります。3人の同僚議員が取り上げましたので、1点だけ質問させていただきます。今議会に7団体が提出している請願の中は、奄美の自然環境並びに奄美の固有の多様な生態系に深刻な影響を与えることは必定であるというよう

な書き出しがありますけども、このことを検証をするために、また、世界自然遺産登録のためにも、とりあえずですね、こういった伐採計画がありましたら、その区画だけでも生態系の調査はできないものかについてお尋ねをいたしたいと思います。

市民部長（有川清貴君） 同地区での生態系調査についての質問だと思いますが、現在その地域では、教育委員会におきまして文化財の分布調査を実施しておりますが、今後議員御提案の生態系調査等につきましては、各関係機関と検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

14番（関 誠之君） 是非検討してですね、世界遺産を目指すわけでありますから、その担当する自治体が、自分たちの山林にどのような生態系であるのか、是非把握をするためにも、頑張ってやっていただきたいということを要望しておきます。

次に、3番目の奄美市総合計画の進ちょく状況についてお伺いをいたします。平成19年12月議会で、当時企画部長は、総合計画は市政運営の基本的方向性や重要施策等を示す最も重要な計画であります。できるだけ早く新しい奄美市としての計画策定に取り組んでいく必要があるものと考えておりますという答弁をされておりますけども、この答弁から2年6か月が過ぎようとしております。現在においても、まだ奄美市の羅針盤となる総合計画ができていないのは、行政の怠慢と言われても仕方がないのではないのでしょうか。

私が総合計画にこだわる理由は、総合計画がなければ、市長の考える奄美市の将来像を職員が共有し、また、市民も共有し、市民、職員一人一人が日常の仕事において奄美市の将来像を実現していくことにはならないのではと危惧をいたしているからであります。

そこで2点ほど御質問をさせていただきます。まず市長にお伺いをいたします。合併後4年になるが、総合計画が策定されてないことをどう認識をしておられるのか。また、総合計画に対する市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。二つ目は、策定が遅れた具体的要因と、今後の具体的な日程をお示しいただきたいと思います。

総務部長（松元龍作君） お答えをいたしますが、まず本市の根幹となります基本構想が、本年度6月この議会に上程されなかったことにつきましては、私どもの事務の遅れもございまして、大変申し訳なくお詫びを申し上げたいと思っております。

その上で現在の進ちょく状況でございますが、本年3月30日に第2回総合計画審議会を開催をいたしまして、朝山市長から民間委員の方々と構成されております総合計画審議会へ総合計画基本構想原案を諮問をいたしております。総合計画審議会におきましては、第2回及び先般の5月19日開催をいたしました第3回の審議会におきまして、本市の将来目標など活発なご議論をいただいたところでございますが、更に6月下旬から7月下旬にかけて最終答申に向けての審議会を開催する予定といたしております。当初は早ければ今6月議会において基本構想原案をお示しできればと私どものほうの事務方も考えておりましたんですが、審議会のほうからもう少し議論をさせていただきたいというご要望もございまして、そういうことも含めまして、審議会からの現在もまだ答申を受けておりませんので、今回の議会での説明ができなかったところでございます。

基本的には、総合計画のスケジュールといたしましては、新奄美群島振興開発事業の開始年度が平成21年度であるというのと、それから旧市町村の総合計画の最終年度が旧名瀬が平成22年、旧住用が21年、旧笠利が22年ということで、以上のような2点を考慮いたしまして、平成22年から平成31年の10年間を想定をいたしておりましたけれども、昨年の3月にも新聞でも出ておりますけども、市長選とそういうことがございまして、若干ずれ込んだところでございます。昨年の3月の初会合で先ほど申しました基本構想議案について9月の諮問、そして答申を経て市議会に12月ということでもございましたけども、先ほど申し上げました市長選等がございましたので、若干ずれ込んできたというところでございます。いずれにいたしましても、先般申し上げました6月議会に御提案で

きなかったことは、重ねてお詫びを申し上げたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

14番（関 誠之君） 市長交代ということもあって、市長の奄美市の将来像を十分に反映をさせたいという思いがということで理解をさせていただきたいというふうに思います。

総合計画のあと1点だけ質問をさせていただきますが、総合計画が今できていない、新市建設計画が基礎になっているというふうには理解をしておりますけれども、そういう中で各課のいろいろな計画が出来上がっておりますけれども、この計画を作る時にですね、総合計画はないわけですから、具体的なある意味の施策がまだできていないというふうに私は理解しておりますが、そういった中でどのようにこの整合性をですね、各計画との、取っておられるのか、そこについてお答えいただけますか。

総務部長（松元龍作君） まず、基本的に合併時からありますとおり、新しい基本構想、基本計画が出来上がりますまでは、それぞれの市町村の市町村建設計画を尊重して実行していくということでございましたので、現在その流れできております。

それで市長が代わりましたので、新しい平成22年度の計画につきましては、市長の施政方針を基に、それに付随するいろんな施策を実行してるところでございます。なるべく早く構想を作成したいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

14番（関 誠之君） はい、ありがとうございました。質問を主題2、観光大島紬についての質問に移ります。近年国は県によるいろいろな航空維持活性化に係る実証実験が行われているようですが、その結果や効果はどのように生かされているのか。情報の公開が非常に少ないように思われますが、検証も含めて次の質問をさせていただきます。

まず、(1)平成21年度離島コミュニティー航空路の維持活性化に係る実証実験についてです。本年1月から3月にかけて特便割引7、JALと東京、伊丹、奄美間ですか、でほうらしゃ奄美キャンペーンを実施したようですが、プレゼントの在り方や特産品販売に市民、観光客や参加された企業から、その効果が疑問視されていまして、まず次の2点について伺いますので、お答えをいただきたいと思います。

一つ、特産品を活用した新サービス、空弁の製造販売。体験型・ビジネス型ツアーの各予算、決算と総予算額、総決算額はどうなっているのか。二つ目は、利用者の実態、販売実績、利用者による評価、今後の意向、搭乗者等の実績はどう分析をされたのか、お答えください。

産業振興部長（川口智範君） 議員の御質問の順番で順次お答えしてまいりたいと思います。

まずはじめに、本事業の目的について若干説明させていただきます。本事業は、大阪・東京－奄美路線は、大阪・東京－沖縄路線と比べると、先特以外に高い割引率の運賃設定がない路線であり、今回新たな高い割引運賃設定を目標にした事業でございます。

実証実験の概要といたしましては、実施期間が平成22年1月5日から平成22年3月4日までの58日間、対象路線はJAL羽田・伊丹－奄美路線の各1往復。実験内容とその決算額といたしまして、1点目に奄美特割セブン、これは出発7日前までに航空券購入の場合24パーセント引きという割引率でございます。これと併せて、奄美の特産品等を活用した航空路利用促進事業で、その決算額が4,597万1,000円です。2点目に、奄美空港限定の奄美空弁企画販売による空港利用の促進と空港の魅力アップのための事業で、その決算額は320万1,000円です。3点目は、地域資源を活用したツアー開発による航空路利用促進事業で、その決算額は1,236万4,000円です。4点目は、今申し上げた三つの事業全体のとりまとめ等に要する経費で、1,043万3,000円です。これらのトータルの決算額は7,196万9,000円でございます。

次に利用者の実態、販売実績、調査分析の結果等についてでございます。奄美特割の利用者の実情を見ますと、40代では他の年齢に比べ、対象運賃の中でも往復割引の利用の割合が増え、60歳以

上になると、今申し上げております特便割引セブンの利用者が増加いたしております。これは年齢が高くなるほどチケットと宿を別に手配したり、行き帰りで別路線にするなど資金的にも時間的にも余裕を持った旅行計画が立てられているから、往復割引より特便割引セブンを利用する人が増える傾向にあるものと考えております。

次に実績でございます。奄美の特産品カタログの配布実績では、到着口で2,000部、出発口で約1万6,000部を配布いたしました。申込件数は933件です。また、奄美特割対象者に5,000円相当の物産品のプレゼントも行っております。奄美空弁の販売実績は819個です。3点目の修学旅行需要拡大のための旅行会社を対象としたモニターツアーに、大手旅行会社から5回5社18人、また、ICT企業誘致のためのモニターツアーには19社19人の参加がございました。奄美特産品カタログ作成の事前説明会及び事後総括会議についてでございます。

14番（関 誠之君） すいません、今二つ言いましたので、最後にこの参加企業に対する事前説明、事後の総括会議は開催されたのかについてお伺いをしたいと思います。

産業振興部長（川口智範君） 奄美特産品カタログ作成の事前説明及び事後総括会議についてでございます。奄美特産品カタログ作成の事前説明であります、10月23日の特産品講習会で、奄美特産品カタログ掲載商品募集要項を配布し、内容の説明を行っております。また、10月28日付けの地元新聞2社において広く公募を行い、新聞を見られて応募された業者さんには応募用紙と募集要項をお渡しし、個別に説明を行っております。ちなみにその際の応募総数は30事業所でした。事後報告につきましては、アンケート内容の集計が7月中旬になりますので、まとめ次第実施したいと考えております。

14番（関 誠之君） 7,196万9,000円とものすごい額なんですよ。これ国交省、国の費用でやったんだろうとは思いますが、業者に聞いてみますと、ちょっとカタログ持ってきたんですけど、あれ見たら分かりますけども、非常にすばらしいカタログができておるわけですよ。しかしながら、このカタログを作る際に事前に説明があったというふうには私は聞いていないわけですよ、業者のほうから。ただ「あまいろ」というところが、NPOの。写真を撮りに来て、ちょっと紹介をしてくださいと、自分たちの商品の紹介を幾つか書いてくださいということで持って行ってそれっきりだというふうに言っておるわけですよ。

ですから、今本当にこれが市の単独の予算などだったら、ものすごくいろんな形で住民に伝わっていくんでしょうけども、なかなかそこが、7,000万を使った割には費用対効果が本当に上がっているのかと。今30社ほどのということでしたが、やっぱりこの当初の目的である特産品の申し込みがですね、かなりの数が来なければこれの効果があったというふうにはなかなか難しいというふうに思っておりますが、そういった中で再度お聞きをしますが、本当にこの7,000万円の費用対効果というのが、どういうところが一番いったというふうに当局のほうではお考えなのか、お聞かせをいただきたいと思います。

産業振興部長（川口智範君） 後段のほうの事業効果についてでございます。モニターツアーが新たな業務の獲得、あるいは修学旅行の新規誘致などに結び付いております。参考までに申し上げますと、ICT関連業務の商談中が現在5件ございます。修学旅行の商談中も5件ございます。また、JALにより新たな割引率の設定の目標数値を羽田－奄美路線では11.4パーセント、伊丹－奄美路線では13.0パーセントを達成し、今年の7月より実証実験の結果を踏まえ、本事業の大きな目的であった2.4パーセント割引の特便割引3が導入されるようになりました。これらは事業効果だと私ども思っております。

前段でお話ございましたカタログについての作成の状況でございます。まず、御理解いただきました

いのは、当初、奄美観光物産協会が、会員用のカタログを作成する予定でございました。その中でこの事業、実証実験のこの事業が出てまいりました。これに相乗りするような形で作成をしようという話になった次第でございます。その上で昨年度準備しておりましたのは、観光物産協会の会員だけを対象としておりましたから、先ほど申し上げたような新聞広告などをいたしまして、奄美群島全体に対しての募集をかけたという次第でございます。今後このカタログについては、版權等についても使用の許可を得ておりますので、これを踏まえて更に観光物産協会のカタログとして充実をさせていきたいということで、今回の事業は本当に効果があったものだとは判断いたしております。

14番（関 誠之君） 当局で効果があったということであれば、それなりに根拠が今言ったようなことでありましょ、私が申し上げたいのは、やはり7,000万も金をかけたその割にはどうであったかなど。例えば修学旅行の4校が300名増えた。これはこの効果であったかどうかというのが本当に検証できるんですか。私はこれは前から決まっていたのが、たまたまそこに至ったんではないかというふうに思ってます。この事業の相対的な目的とか、このやり方なり、いろんな意味を含めて、本当にいい事業であるというふうには思っております。

しかしながら、本当に国がやる事業においては、かなりの金を落としておるわけですから、私たち自治体においても、これを十分に費用対効果を計算をしながらですね、やっていただきたいということを要望しておきたいというふうに思います。先ほどありましたそのプレゼントの在り方についてもですね、1月5日から3月5日までと一旦はしながら、また1月25日から3月8日というふうなことで、同じ事業がパンフレットで日にちが違ったりしておりますので、そういったところもやっぱり気を付けていただきたいというふうに思います。時間がございませんので、次の質問に移らせていただきます。

④の（2）のJAL鹿児島便に機種変更の影響についてであります。奄美関係路線の維持確保について、奄美大島・喜界島航路対策協議会など観光商工関係5団体が懸命に努力をしていることは敬意を表しているところでございますが、JALが再建途上にあることも理解をしながら議論をさせていただきます。これからの奄美振興の在り方として、観光交流を中心に、一次産業、特に農業、ITを手段として持続可能な自立的発展を目指していた矢先だけに、今回の機材の小型化は大変ショックな出来事だと思います。団体客の受け入れは柔軟に対応するとJAL側は理解を求めておりますが、ジェット便なくしては観光誘致に支障を来すことは明らかなというふうに考えております。

そこで2点について質問をいたします。多田議員の質疑にもありましたが、再度お伺いをいたします。6月から機体は小型化し、便数は2便増え、利便性は向上したと言うが、市の施策や利用者における問題点をどうとらえているか。二つ目は、11月からはジェット機、これは鹿児島のほうですね、ジェット便が廃止されるようでありますが、ジェット便を残すように市としての対応は考えられないか。また、6月からは株主優待割引制度などがなくなり、実質値上げの状態となっております。JAC便はジェット便より安く購入できていましたけども、ダッシュ8になって、航空運賃が変わらないというのは理解できないという市民の声が聞こえております。ダッシュ8についても、運賃を安くする要望をすべきではないか。それと離島割引制度の拡充拡大による値下げは考えられないのか、当局の見解をお聞きいたします。

産業振興部長（川口智範君） 4点ほど御質問いただいておりますので、順次お答えしたいと思います。今回の影響として、便数が増えることにより、アクセスの改善につながるのともございますが、機種の小型化により、議員おっしゃいますように、団体旅行等の座席の確保が困難になることによる観光業界への影響の大きさを大変私どもも危惧しております。議員がおっしゃるとおりでございます。

その上で11月からは鹿児島ー奄美便がジェット便が撤退し、74人乗りのプロペラ7便、36人乗り1便の8往復となります、なるとの話が現在JALからもたらされている段階です。6月との対比で、1便の増便とはなりますが、往復の提供座席数では、更に208席の減となるようでございます。

す。

このために、6月7日に議員おっしゃいましたように、市長を先頭にして、観光商工5団体とともに、JALに対して現行路線の維持や修学旅行等団体旅行についての懸念される点の改善等を要望したところでございます。その結果として、議員もおっしゃいましたように、厳しい経営状況が続くJALではございますが、異例とも言えるような形で福岡－奄美路線の復活について検討がなされている旨のお話もございました。

市としての対策は考えられないかとのことでございますが、路線の大幅な見直し等を強く求めていくということについては、JALの現状を考えたとき、例えばJALが持っております公共交通機関としての使命、いわゆる離島島民の生活路線としての要望だけでは、ジェット便の復活は大変厳しい条件にあるのじゃないかと私も認識いたしております。

こうした状況打開するためには、どうしても必要なのは、基本的には利用者の増をどう図っていくかということだろうと思います。議員もおっしゃいましたように、観光交流人口の増を図る必要がございます。幸いなことに、市長も先に申し上げましたとおり、国立公園化や世界遺産登録の話がございます。

これらをブランドとして活用して、交流人口の増にいかにつなげていくのか、これが今私どもに問われているし、また、これが大きな課題だと感じております。これらを解決することによって、交流人口の増につなげていきたいと思っております。併せまして、これまで以上にJAL等の航空会社に対して、要望活動を強化する必要もあるものと認識いたしております。

3点目の運賃の件につきましては、かつてはジェット便が高かったのは認識しております。ただ、今現在は全部同じ料金になっているものだと私もは認識いたしております。それと離島割引、4点目の離島割引につきましては、これまでもそうでしたが、これからも離島割引の制度拡充については、お願いをしてまいりたいと考えております。

14番(関 誠之君) 私が申し上げたいのはですね、これ09年7月12日の南海に載っておりますが、鹿児島－奄美間ですね、これが大体平均が57、8パーセント搭乗率ですが、東京－奄美間が70数パーセントということで、東京－奄美、大阪－奄美間が搭乗率が高いのに赤字だと。ところが、鹿児島－奄美間というのは黒字なんだと。その黒字のところをわざわざジェットをなくしてですね、プロペラにしてというのが少し理解ができないなということでもありますから、この辺も含めて、答弁は要りませんから、勉強しておかれてください。是非プロペラ便になれば少し安くなってもいいというものに対しても、勉強していただきたいというふうに思います。時間がございませんので、次にまいります。

3番目の名瀬港の沖防波堤の設置についてお伺いをいたします。現在、名瀬港は昔から天然の良港と言われ、重要港湾に指定されており、離島における中枢性と災害に対応する時の避難港としての重要性を訴え、県は重点港湾に選定するよう国に対して要望書を出しておるようであります。同時に、名瀬港湾計画により、ヘリふ頭、旅客ふ頭、防波堤が整備をされ、現在は都市機能用地造成のための埋め立て工事を行い、郡都としての都市機能の向上を目指しているように思っております。また、国の直轄事業として、港内の静穏度向上を目的に、立神地区沖防波堤を西側に300メートル、東側に50メートル延伸するという工事が進められていることは十分理解をしておりますが、これ以上東側に延伸をすると、全長240メートル以上もある大型船・飛鳥Ⅱなどの出入港の際に危険度が増幅され、せっかく整備した3万トンバースの旅客ふ頭が生かせず、奄美市が進めている観光船の誘致に支障が出てくるのではないかと危惧をされますが、当局の見解をお伺いいたします。

建設部長(田中晃晶君) 今議員がおっしゃったような理由と申しますか、整備の目的で、国直轄で進めているものであります。御指摘の東側50メートルの延伸の場合におきましても、現状と入港ルートが大きく変更することなく、現状とほぼ同様の航行とすることが想定されるという結果は得ておりま

す。

更に大型船の出入港の安全性につきましても、平成15年の船舶航路航行安全対策調査専門委員会におきまして検討がなされて、その結果を受けての計画をされているというところであります。また、大型船の出入港につきましても、港湾管理者及び海上保安部などの関係機関が、連携を図ることで安全性が担保できるというふうに考えております。

14番（関 誠之君） 時間がありませんので、当然のことながら、そういった連携を取りながら安全をするというのは、そのとおりだと思っております。私が申し上げたいのは、この沖防波堤を造る時に、名瀬港計画改定に伴うというこう安全専門委員会の冊子が出ておりますが、そこの中のシュミレーションというのはですね、2,000トンフェリー、フェリーきかい、あまみ。ありあけ、4,000トンを超えるフェリーではと、この二つをシュミレーションをして、この防波堤が造られているやに思っておりますけども、そういう中で、この防波堤がですね、東に伸びるということは、北西、北東の風が吹いた時には、非常に船のバランスが悪くなって、これ真っすぐ入ってくるわけじゃないんですよね。こう入って角度を変えて港湾の中に入ってくるというふうになるわけですから、そういったことも十分に踏まえてですね、やはり説明責任的なものは果たしていただきたいなど。直轄工事ですから、なかなか市のほうにそういった情報が入らないというのが現状であると思っておりますが、そういったことも注視をしながら、是非全体の港の計画を見ていただきたいというのが私の思いであります。

時間がありませんが、紬の問題、販売の在り方について。これは新聞にこの間載っておりますけれども、奄美作り部の会というのが4月の2日から「やまと」と企画展をして313反を販売したということでありますから、こういったやればできるわけでありまして、是非この企画からどういうことを参考になるのか、そのことだけお聞かせをしていただいて、紬の問題は後日じっくりやりたいと思います。

市長の施政方針にもなかなか具体的な紬の催事のことと、ネクタイや何の工芸品を作って販売を許可するというぐらいになっておりましたから、是非このことについてだけお答えをいただけますか。

産業振興部長（川口智範君） 株式会社やまとと奄美作り部の会が行いました催事についてであります。これはこれまでとどのように変わっているかと、私どもが感じた点だけ申し上げたいと思います。第1点目に、産地と小売店の直接催事によって、価格が安価であったことが1点目です。2点目として、「奄美大島が新宿にやってくる」のキャッチフレーズどおり、本場奄美大島紬製作の5大行程、いわゆる糊張り、締め機、泥染め、摺り込み、機織りの実演と併せまして、島唄ライブ、奄美物産紹介ブースの設置など、こういった大島をイメージできるような形での表現ができたということが2点目に上げられるかと思っております。3点目に、株式会社やまとが持っております集客力、客の良さというのもまたあったんじゃないかと。こういったこの3点が相まって、議員がおっしゃった313点という実績になったものだと私は認識いたしております。

14番（関 誠之君） 是非こういったことを参考にですね、これからの催事の在り方、また、催事に対する補助金の在り方も考えていただきたいということを要望しておきます。

質問の主題の3、教育問題について質問をさせていただきます。時間がありませんので、答弁は簡潔にお願いできればと思っております。第1に、住用地区給食室の改善についてお尋ねをいたします。住用地区3校の給食室に併設されたトイレ及びシャワー室がないというふうに聞いておりますが、衛生面を考えると、必要だと考えますが、当局の見解をお聞かせください。二つ目の質問は、笠利給食センターの運営について2点について伺いをいたします。一つ目は、9月から供用ということですから、それは良いとして、運営形態がどうなるのか、お示しをいただきたいと思います。それと職員の配置人数、職種、雇用形態をお願いをいたします。

教育事務局長（里中一彦君） それではまず、住用地区の給食室の改善につきましてからお答えをさせていただきます。住用地区には3校区ございまして、3か所の給食室で小中学校6校分の給食を作っており、各学校ごとに状況と対応をお答えをしたいと思います。端的にということでございますので、じゃあ端的にお答えをいたします。

3地区におきまして、給食室にトイレ、シャワーがございません。したがって、私も住用地域課長と一緒に現場をつぶさに見て回りました。その中ですぐ改善できるもの、また、時間をかけなければならないものがございますので、これを区分けをして、順次改善が必要だと思いますので、今しばらく時間をいただきたいと思います。

次に、笠利給食センターの運営につきましてです。笠利学校給食センターにつきましては、現施設の老朽化のため、平成20年度から新たに建設を進めて、本年8月中に完成の予定となっております。同施設の供用開始に向けましては、本年4月の22日に奄美市立笠利学校給食センター管理運営検討委員会を委員を選任をして、去る5月18日に第1回目の委員会を開催をいたしましたところでございます。運営の方式、職員の体制等とのことでございますけれども、この委員会において今後あらゆる面から検討を重ね、子どもたちへ安心して安全な学校給食の提供ができるように検討を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

14番（関 誠之君） 職員の配置人数と職種の関係ありませんでしたが、こちらで調査しておりますので、後で確認にまいります。

第3の質問は、給食費の徴収の在り方についてです。各支所管内の徴収方法及び昨年の滞納額と滞納整理方法、滞納処分はどのように対応なされているかということの質問でありましたが、事前に調査をいたしましたので、この件についてはよろしいかと思います。それで、問題なのは、笠利支所管内で賄い材料として3,300万余り公費で予算化をされており、名瀬支所管内は学校ごとに独立採算となっている。同じ奄美市でこのように異なっていることについて見解があれば、私はこれは統一すべきだというふうに思っておりますが、簡潔にお答えください。

教育事務局長（里中一彦君） 笠利給食センターの運営費は一般会計で、それから名瀬、住用地区については自校方式でということについてのお尋ねだと思います。学校給食法第11条に、学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とするとなっております。また、地方自治法第210条は、総計予算主義の原則を言っております。一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編成しなければならないと規定をいたしております。他方、単独調理校の給食費が、総計予算主義の例外として扱われるについては、文科省の行政実例に、保護者の負担する学校給食費を歳入にする必要はないと解すると示されており、名瀬地区、住用地区における自校方式においては、この方式が採用されているものと理解をいたしております。また、給食センターの給食費において、同省の行政実例に、学校給食費を市町村予算に計上し、処理することは差し支えないと示されており、笠利給食センターにおいては、奄美市の予算に計上してるところでございます。

これらのことから、歳入歳出予算に計上するのか、そうでないのか、これはそれぞれの自治体の裁量に任されているものと理解をいたしているところでございます。いずれにいたしましても、どちらが正しく、どちらが正しくないか、このことではなく、合併をした奄美市においてそれぞれの自治体で行っていたこれまでの方式をそのまま引き継いでいるところでございますので、このように御理解をいただければと思っております。

14番（関 誠之君） 詳しいことはまた、別の場所で議論したいと思います。

それで、そういったいろんな滞納徴収金とかPTAの、給食費とかありますので、是非そういった部分をですね、非常に現場で大変になっておりますから、なくすために子ども手当、これを一部間接給付方式、いわゆる市に入ってきますけれども、必要なそういった経費を引いてですね、子どもに出す

と。法的に今それができておりませんが、是非そういったことをですね、できるように市のほうから要望を上げていただきたいと思います。このことについて見解があれば、短くコメントいただければ有難いと思います。

教育事務局長（里中一彦君） 学校給食費や教材費等の学校徴収金を子ども手当から差し引きできるようにということの意見をということでございますが、学校給食費の未納の解消、学校で各家庭から集める学校徴収金につきましても、事務の煩雑さの解消や事故の防止等を考えますと、メリットが大きいのではないかと考えております。

子ども手当から学校給食費など学校徴収金を差し引きできるということは、結果として義務教育費の無償化につながることであり、制度としてできないのか含めてどのような形で要望できるのか、今後検討させていただきたいと思います。

14番（関 誠之君） 最後になりますけども、第5の質問は、幼稚園保育料の徴収条例であります。時間がないので、一方的になるかも分かりませんが、お許してください。笠利、名瀬地区における保育料の実態、雇用状況、これについては調べてありますので、後で確認をさせていただきます。

2点目の条例によると、笠利地区は入園料がゼロ、保育料が6,000円、名瀬地区は入園料が2,000円、保育料が6,100円と差がありますが、その理由は何であるのか。新市で協議というふうになったからというふうに聞いておりますが、このようなことが別にあるのかないか、お尋ねをしたいと思います。時間がございませんので、途中で終わるかも分かりませんが、私の質問は終わり次第終わります。

教育事務局長（里中一彦君） 幼稚園の保育料徴収条例につきまして、今議員も御指摘がございましたけれども、確かに差がございます。合併前の合併協議会において、新市において協議をすると。そしてまた、奄美市におきまして、当分の間するという事になっております。このようなことから、現行のとおり現在なっているとございまして。御理解を願いたいと思います。

議長（世門 光君） 以上で社会民主党関誠之君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。2時45分再開いたします。（午後2時30分）

○

議長（世門 光君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き一般質問を行います。

民主党 平田勝三君の発言を許可します。

6番（平田勝三君） 市民の皆さん、議場の皆さん、こんにちは。民主党の平田勝三でございます。平成22年第2回定例会の一般質問は、民主党で始まり、民主党で締めくくることになりました。最後です。ゆっくりと、また、緊張感を持って総括の思いも込めまして行いたいと思います。

質問の前に所見を述べたいと思います。

去る6月12日、名瀬古田町での5世帯6名の方が罹災し、1人の方がお亡くなりになるという痛ましい火災が発生いたしました。被害に遭われました方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈りいたします。市におかれましては、被害に遭われた方々への心のケアを含め、物心両面においてサポートをしていただきますようお願い申し上げます。

昨今国内外において明るいニュースが聞かれない中で、6月11日に南アフリカにおいてワールドカップが開催されました。日々熱戦が繰り広げられ、日本チームはカメルーンに勝つことは困難であるとの下馬評を覆し、見事に他国開催での初勝利を挙げたことは皆さん御承知のとおりであります。この勝利は、多くの国民に元気を与えたことでしょうし、明日オランダ戦でも善戦を期待するところ

であります。我々も日本イレブンに負けず劣らず、全力で取り組みたいものだと思います。

さて、国政において民主党は、6月4日に菅直人を新しい代表に決定し、その日の国会で総理大臣に選任いたしました。昨年夏の総選挙で国民の皆さんのお力をいただき、政権交代が行われましたが、その後8か月余りで総理を交代させなければならないという事態に立ち至ったことは、民主党政権に寄せていただいた国民の皆さんの期待を裏切ることになり、反省をしなければなりません。併せて、今回の教訓を大切にして、政治と金の問題をはじめとして、国民の皆さんの信頼を回復できる制度を確立しなければなりません。

民主党は、政権交代が実現してから今日まで、先の衆議院選挙でお約束した政権公約、いわゆるマニフェストの実現のため努力してまいりました。それはコンクリートから人へという命を守る予算の成立であり、無駄遣いを根絶するための事業仕分けであり、また、この6月にはこの国の将来を担う子どもたちの育ちを国がお手伝いするための子ども手当なども既に実行着手しております。民主党本部の集計や毎日新聞の調査では、衆議院選挙でお約束をした政権公約179項目のうち、既に85パーセントが実行・着手したと判断されております。

日本国民の慣習でしょうか、政治において課題を解決できなければ辞任を促し、辞任すれば無責任と非難する、これ摩訶不思議であります。これまで日本の政治は、一時期を除き自民党単独政権、また、自公連立政権の政治が50年以上も続いてきた中で、民主党はこの9か月間の間これまでのあかを落とすべく取り組んできたものであります。

この定例会の一般質問においても、同僚議員からこの9か月間の民主党の政治と金の問題や、沖縄普天間基地問題への対応、そして政策等についてお叱りと御指摘をいただきました。が、私はこれから先の民主党に対する大きなご期待と励ましのお言葉であったというふうにとらえましたが、いかがでしょうか。この国の政治に必要なことは、他の党の政策や個人を批判することではなく、安定した政権の下に政策を戦わせながら、国民にとってより良い政策を実行に移すことにあると考えます。そして、菅直人総理大臣には、新体制の下、再スタートを行い、国民の皆さんの信頼を更にいただける政治の確立に全力で取り組んでいただくことを期待するものであります。

一般質問の最後に当たり、当局へ一言苦言を呈したいと思います。それは同僚議員の質問に対し、議員軽視と曲解されてもおかしくない答弁が多々見受けられました。通告をしているにもかかわらず、てげな答弁があり、質問の趣旨と外れた答弁あり、議員軽視、議会軽視、また、緊張感の欠落と言わざるを得ません。こう感じたのは私だけではないと思います。議長におかれましても、的確な答弁や緊張感を持った対応をするよう、当局に対し強いリーダーシップの下、びしっとした対応をしていただくようお願い申し上げます。また、部課長においても、別途の場で議員質問や議員を非難するような言動を見聞きしております。行政当局へのことであれば何も口出しをすることではありません。異議があれば議場で議論すべきであり、非常に遺憾であり、不愉快であります。市長におかれましても、議場での答弁を含め、今後このようなことが生じないようご指導していただきたいと御指摘しておきます。

まず最初に、通告に従いまして子ども手当についてお伺いいたします。子ども手当については、次の時代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するという趣旨の下に支給するとして、本年3月末に法案が成立し、4月1日施行されました。そこでお尋ねをいたします。支給状況についてですが、5月末までにお知らせ文と必要書類を発送したと聞いていますが、対象世帯数、対象児童・生徒数、申請世帯数、支給予定総額についてお示しをいただきたいと思います。

次の質問からは発言席で行います。

議長（世門 光君） 答弁を求めます。

福祉部長（福山 治君） 子ども手当の支給状況についてお答え申し上げたいと思います。奄美市の22年度対象世帯数は約3,400世帯。対象児童・生徒数が約5,700人、支給総額約7億4,100万円です。

0万円を見込んでおります。今回の6月支給分につきましては、支給世帯3,271世帯、支給児童・生徒数5,518人、支給総額は1億4,346万8,000円となっております。

6番（平田勝三君） 支給対象世帯数に対して、支給実績というものの差は何かあったのでしょうか。

福祉部長（福山 治君） 22年度の対象世帯数・予定対象世帯数というのは、年間を通じて3,400世帯ぐらいになるだろうという想定の中で、転入転出とかいろんな事情で、その時その時によってまた対象世帯が変わってくるということでございます。

6番（平田勝三君） それでは、支給方法についてですが、すべての支給対象世帯と言うんですか、口座振込という御説明を受けたんですが、実際は口座振込のみだったんですか。

福祉部長（福山 治君） 原則的には口座振込を原則としていますが、保育料の滞納になっているところには現物支給という形で相談をさせていただいてるところでございます。

6番（平田勝三君） 滞納世帯には現物支給ということですけど、その現物支給をちょっと教えてください。

福祉部長（福山 治君） 現物支給という表現がちょっとまずかったんですが、窓口で支給するというところでございます。

6番（平田勝三君） 窓口での現金支給ということですね。はい、分かりました。じゃあ、その滞納者について伺います。保育料とか学校給食費、部は違う答弁になるかもしれませんが、滞納者に対しても当然支給されるということですけども、滞納世帯、それからまた、分納世帯と言うんですか、分割納付してる、その世帯がどれだけあったのか。そしてまた、その方々へのその滞納世帯に対しての周知はどうされたのか、お示してください。

福祉部長（福山 治君） 今その世帯数については、私の今、手元にその資料がございませんので報告はできませんが、そういう世帯があるということは間違いございません。

6番（平田勝三君） 滞納世帯とか分納世帯の方も全額いただけると普通思うと思うんですが、そういうのでその周知の在り方、さっき言いましたけど、どのような周知をされたか教えてください。

福祉部長（福山 治君） 今この滞納世帯となっている方はですね、この子ども手当ができる以前の児童手当の段階で、保育料の滞納になっている方々と、その滞納整理の話し合いをずうっと続けていった結果でございますが、その段階でいろんな約束事ができてまして、毎月毎回支払われる児童手当から取ってくれというところになってきたものが、そのまま継続されてるというようなところでございます。

6番（平田勝三君） いや、ですからね、この前段で話し合いでも、その周知文と言うんですか、そういうのがきっちり相手に伝わってるんですか。例えば相手は、相手と言ったらいかんですね、滞納世帯数の方、もしくは分納されてた方というのは、逆に言えば全額1万3,000円の掛ける月数、全額貰えるんじゃないかって、思ったそういう世帯はないんですか。そういうトラブルとか逆に言えば。

福祉部長（福山 治君） 今議員から御質問の内容については、まだ聞いてはいませんが、今、担当課長

から聞いている範囲内の話で申し上げますと、いわゆる1万3,000円のうちから幾らを保育料として差し引いてという約束の中で出来上がっているということでございます。

6番（平田勝三君） すいません、私の質問がちょっとおかしいですかね。滞納されてる方にきっちりその付近は説明が前段でされていたんですかということをやあお尋ねします。

福祉部長（福山 治君） その約束事を説明の上で、子ども手当の支給はしてると思ってます。

6番（平田勝三君） じゃあですね、滞納されてた額をあらかじめ差し引いてお支払いしたということはありませんか。

福祉部長（福山 治君） 滞納してる額の中で、約束をしてる金額を差し引いて、残りを口座に振り込むということはあるということでございます。はい、あるということです。

6番（平田勝三君） ちょっと理解苦しんでるんですが、趣旨は、滞納された給食費とかも含めてですね、あらかじめ差し引くというのは今年度は見送ると。そして来年度から制度設計の中で再検討するというふうに我々は伺ってるんですが、その付近はどうなってますか。

福祉部長（福山 治君） 最初から天引きをするということは、これはできないということで私どもも理解してます。この差し引くというのは、強制的な差し引きじゃなしに、本人が受け取った後にこれをそのお約束したその約束で交わしていた金額を差し引いて、それを口座に振り込むという形を取っておるという考え方でございます。

6番（平田勝三君） はい、その付近は考えが他制度も含めて合ってると思うんですが、もう1回聞きます。滞納者がもらえんと思って、いただけたらと思って、それが例えば、その部長が今お話したように、あらかじめ前段で連携を取って話をしてですね、了解を得て引いてる、お支払いしたと、現金で差し引いて。それ以外に全く分からなくて、入ってるもんと思って、説明がなくてですよ、そういう方はいませんか。

福祉部長（福山 治君） 私は、そういう話は聞いておりません。

6番（平田勝三君） 私はですね、そういう方がいらっしゃるという話を伺ってます。ですから、その付近はですね、もう一度調べていただきたいんですが、仮にあったとすればですね、次支給されるのが10月ですよ、この間どうするんですか、その方は。もしあったとすれば、あった事実を調べてからの話になるかも知れませんが、その付近はもしあったと認めれば、事実があったとすれば、その方何名か知りませんよ、その方にはその手違いというか、そういうことで臨時に随時に支払うということとは考えられますか。

福祉部長（福山 治君） 仮定の話でのお話はできませんが、ただ約束をしてなくて、そういう形で引かれるということはある得ないと私は考えてますが、一応この件が終わりまして、ちょっとまた調べてみたいと思ってます。

6番（平田勝三君） そういう話もちっとあったもんですからね、それをちょっと調べていただきたいと思います。

それと申請手続きをした後にですね、受給ができないということはある得るんですか。申請の不備

とかいうのは当然あって遅れるでしょうけども、その資格と言うんですか、そういうのを含めてあり得るんですか。

福祉部長（福山 治君） 可能性としてはあり得るということでございます。内容はですね、認定請求に係る事務の流れでございますが、認定請求を受理した場合は、書類の審査をしまして、認定か却下の判定を行うこととなっておりますが、受給者は児童の生計を維持する程度の高い者ということになっております。例えば父のみが単身赴任で奄美市以外に居住しておって、奄美市にいる母から申請が行われた場合、父のいる市町村で受給することもあり得ると。したがって、奄美市から申請が上がってきても、父のおるその他市町村で受給がされるということはあると。その場合は、奄美市での母への支給は不可となるという場合が出てくるということでございます。

6 番（平田勝三君） 分かりました。ありがとうございます。確認のためですね、お話を伺ってたんですが、確認のために養護施設等とかですね、養護施設等とかにもうやむなくお預けしてる場合あるじゃないですか、そういう場合はどうなりますか。その場合の支給は。

福祉部長（福山 治君） 施設、養護施設等にこうずうっと生活をしてる方の親のこの支給、いわゆる子ども手当の受給権の問題ですが、問題は別居監護という形で本人がその監護をしているという申し立てが内容的に認められたら、その親に対しては支給されると。ただ、監護権を放棄したような形でのいわゆる名称だけであって、監護権が放棄されてるようなケースになってくると、親への支給はないという考え方でございます。

6 番（平田勝三君） じゃあ、そういう放棄をした場合は、そういう児童養護施設等に支払われるということによろしいですか。それとも。

福祉部長（福山 治君） そういうケースで養護施設に親に受給権がないと判断された者については、それ相当分が養護施設等に対して子ども基金から別段お金がまたそれ相当の金額がいくということになっております。

6 番（平田勝三君） 今のその入所されてる子どもに対しては、安心子ども基金を活用してそこから支払われるということによろしいですね。はい、ありがとうございます。それは確認でした。

いいですか、次にですね、このいろいろ賛否両論発生したその子ども手当制度ですが、この我々は先ほど言いました趣旨どおりに民主党としてやってきたところでございますけども、この制度そのものに対して奄美市としての評価と言いますか、その付近をお伺いします。

福祉部長（福山 治君） この手当につきましてはですね、新年度に入り、手当に関する問い合わせも増え、市民の関心は非常に高かったものと考えています。市としての評価ということでございますが、子ども手当支給により、家計の収入増、収入増による経済波及効果が上げられるものと考えてます。

6 番（平田勝三君） 収入増ということですけども、評価についてはそんな程度というところですかね。

はい、次にですね、奄美市としてこの今の評価も含めてですが、今後11年度以降はですね、2011年以降は云々と昨日今日も民主党のマニフェストに上がったやに聞いてますが、国への意見要望というのを含めてですね、今後の課題も含めて国への意見要望というのがあれば、お示しいただきたいと思います。

福祉部長（福山 治君） 特別に要望とかそういうことではございませんが、今後の課題ということで

ざいますが、今年度の子ども手当につきましては、子ども手当の一部として児童手当制度を存続させた形での22年度限りの支給に限った時限立法ということでございます。昨今の報道によりますと、来年度の1人当たり月2万6,000円の満額支給は無理と報じられており、このことから、財源確保が課題だと考えています。市といたしましても、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えています。

6番（平田勝三君） 我々民主党市議団としてもですね、今言われた話も含めて、国にはですね、もっと制度設計をですね、求めていきたいとは思いますが、またその際は是非御協力をいただきたいと思います。

議長、すみません、それから、先ほど学校給食費のその滞納の話までちょっとお願いします。

教育事務局長（里中一彦君） 学校給食費の取り扱いにつきましては、名瀬地区、住用地区は各学校で行っており、また、笠利地区は給食センターで行っております。お尋ねの給食費の滞納の状況で、件数で393件となっております。

6番（平田勝三君） すいません、先ほどちょっと質問を漏らしましたので、その393件ということですが、先ほどと保育料の関係も含めて似たような質問になりますが、差し引いてとか、表現不適切かもしれませんが、天引きしたようなことはありませんか。

教育事務局長（里中一彦君） 私どもといたしましては、そこから納めていただきたい気持ちはいっぱいでございます。ただ、制度の問題、更にはその他のものとの兼ね合い、こういうことを考えまして、今回の場合は協議を行っておりません。ここからいただきたい気持ちは重々でございます。

6番（平田勝三君） ちょっと順番が違いまして、大変失礼しました。

じゃあ次に入りたいと思います。がん患者への助成についてということではちょっとお尋ねをしたいと思います。そのがん患者への、一つにですね、がん患者への旅費等の助成はできないかということではありますが、がん患者さんは、ほとんどの方がですね、島外に行かれてると伺ってます。当然県病院や他の数病院では行かれてると思うんですけども、その検査、それから治療、手術、それぞれにほとんど島外で出ると。その方々のやっぱり旅費が相当負担になるというご意見も寄せられてます。そういうことで、その旅費等についてのその助成について御見解をいただきたいと思います。

市民部長（有川清貴君） がんに罹患された方が、本土の医療機関で治療を行っている場合、精神的な負担だけでなく、通院に伴って生じる旅費や、宿泊等との経済的な負担に対する助成ができないかという質問だと思いますが、確かにがん患者の方は、病気に対する不安を抱えており、生活場所を離れて通院しなければならないという精神的負担と経済的な負担はいかばかりかと考えますと、相当なものがあるものと私どもは察しております。

一般的ながんの治療法として、抗がん剤、放射線治療やインターフェロンによるもの、あるいは温存療法といった治療法が上げられます。これらの治療内容は、本土の医療機関に限らず、奄美市内の医療機関においても実施しており、仮にがんを発見した医療機関が本土であった場合は、医師の紹介により地元での治療が可能でないかと考えるところであります。また、これとは逆に、がんの進行度等により、医師が本土の医療機関を紹介した場合は、患者さんは通院による精神的負担と経済的負担を余儀なくされることになります。

現在、奄美市独自の助成制度はございませんが、県の方には母子福祉資金貸付制度があります。その中に医療介護資金として、医療保険の自己負担分だけでなく、旅費等の交通費を貸し付ける制度がございます。これはあくまでも貸付でありまして、助成は行っていないのが現状でございます。また、

助成対象者ががん患者の方に限った場合、他の疾病を抱えてる方との間に不平等感を生じることが懸念されるところでございます。奄美市でなく、奄美群島自体が離島という地理的条件下にあり、この助成制度の創設については、近隣町村だけでなく、県単位、あるいは国レベルで考えなければいけない問題であると思われますので、御理解を賜りたいと存じます。

6 番（平田勝三君） そういう答弁が返ってくるとは思ってますが、旅費と宿泊費、そして医療費含めてやっぱり10万、大体平均してですね、10万円を超えると伺ってます、平均してですね。いろんな方の話を聞くとですね。やはりここに後の質問にも出てきますが、なかなか専門医というんですか、がいなくて、そして鹿児島の方をと、例えば市立病院とか何とか病院、東京、大阪を紹介されますと。そのここでの専門医がおれば、またそういうこともないんでしょうけども、また逆に、そういう患者さんは、島ではやっぱり人に知られたくないですよ、心情として、精神的苦痛も含めて。ですから、そういうその島外に行くと。

そうすると、当然仕事も休まないかん。当然高額医療で3か月したら戻ってくる、医療の分は戻ってくるわけですけども、やはり行く時には金がやっぱり要るわけですよ。そして医療費が出たら、その時行ってるから、そのお金をまたそこもないわけですよ、実際。もう医療費が出ても、旅費で使ったり、他の生活に使ったり。だからその分をやはり少し検討していただいてですね、当然我々もその今医療費の話とか、例えば昨日先ほど崎田さんのほうから子宮頸がんのワクチンの話が出ましたが、そういう分については、今民主党もそういうのを国費助成ということを今うたってますが、そういった医療の分については確かに助かりますけども、その旅費、結局生活費なんですよ。そこを市としてどうにか対応できないかという質問なんです。そこをもう一度教えてください。

市民部長（有川清貴君） 先ほども述べましたんですが、他の疾病患者、私の親戚にもおりましたんですが、難病とかそういう方々も多少いまして、その旅費となるとなかなか難しい面がございますので、国、県の動向なんか見ながら検討課題とさせていただきます。

6 番（平田勝三君） 部長の身内の方も含めてですよ、含めてトータルそういう人なんかの補助できませんかということを言ってるので。昨日も三島議員からも話が出ましたが、財源の心配もしてるわけですよ、本音のところは。そしてどこまですればいいかとまたそこもあるわけですよ。財源というのは、やっぱり昨日三島議員から質問があったように、例えば随意契約とかいろんなのを節約して、ちゃんと整理してでも、そういったとこに金回すという考えはありませんか。今検討しますといたら、そういうふうにして検討できませんか。

市民部長（有川清貴君） 私のほうから財政的なこと申し添えるのは難しいんですが、財政当局とも協議しないと、簡単に回答できるものではないと思っております。よろしくお願いします。

6 番（平田勝三君） じゃあ、ちょっと市長に矛先を変えて質問いたします。いつでしたかね、戸内議員のほうから日本一お年寄りに優しい島、そういうのを目指したらどうかとご意見が、質問があったと思います。私もこういうその同感で、こういう社会福祉、そして医療福祉、こういったやつにやはり日本一とはいかなくても、鹿児島県一ぐらいの奄美市を作ってはどうかと思ってますが、当然財政的な問題もあると思います。そこで市長も長寿いろんな子宝、いろんな話をされてますが、そういった思いからも、そういった方々への助成というか、対応策は考える余地はありませんか。

市長（朝山 毅君） 平田議員にお答えいたします。議員の質問と少し視点が離れるかも知れませんが、お許しをいただいて、私の考えを述べるといたしますれば、前の議会でもお話がありましたように、政治は夢を語らなければいけない。その夢を実現していくためには、具体的にやっていくためには、

財政というものもしっかり考えていかなければいけないということを申し上げました。

そういう意味において、この間の政府におけるマニフェスト、いわば公約等々もその実現性において財政というものが起因している政策もあるのではないかというふうな思いがいたしております。それを翻って今の質問にとらえてみますと、やはり不特定多数の方々の病気の、疾病の内容は、それぞれ調べ上げることはできたとしても、その何と言うんですか、軽重、重さ、軽さによってどのように扱っていくか。そして、疾病の内容にどうするか等々考えていきますと、大変広く考えていかなければいけません。それらを公平に、しかも疾病の度合いによってやっていくとすれば、相当な財源が必要ことが想定されます。

したがって、それらの財源と疾病の状況、また、置かれた奄美市の福祉、医療環境の状況等考えた場合、今ここで即答はできかねますが、そういう社会ができることが一番望ましいとは誰もが思っております。したがって、福祉の施策については、十分な対策を考えながら、継続し、恒常的な政策でなければいけないというのが私の持論でございますので、それを緒に就ける場合、始める場合は、中期的な、長期的な、しかも恒常的な政策が可能な状況下の財政も考慮してやっていきたいと思っておりますので、どうかこの件については、今の質問については即答できかねますが、部長が答えましたように、どういう方法があるのか、どういうことが考えられるのか、それを賄う耐力があるか等々を含めて考えさしていただきたいと思っております。

6 番（平田勝三君） こういう離島はですね、都会の陸続きと違って、離島というハンデがそういうふうにあるわけですね。ですから、市長も今、部長さんもさっき言われたように、国の動向を見るだけじゃなくて、その当然いろんな幅のそういう病気あると思うんですけども、そのトータル含めてですね、療養費の国庫補助も含めて、旅費も含めてトータルですね、県や国にやっぱり要望していただくとということをお願いして、次の質問に入りたいと思います。

次に、大変大きな話ですが、二つ関連しますので、連続していきます。奄美市へのがん検診車と言うんですか、その導入はできないかということと、大島県立病院へのがん患者対策スタッフの配置できないかと、そういうのを県に要望できないかという質問ですが、今、県総合保健センターからの何ですか、検診車が来られてですね、今も今現在も検査をやってるようですけども、それについてまず一つに、がん検診車の購入は御検討願えないですか。

市民部長（有川清貴君） 現在奄美市において実施しているがん検診には、胃がん、大腸がん、肺がん、子宮がん、乳がん、前立腺がんがございます。この中で大腸がんと前立腺がん以外の検診はすべて検診車を使用しております。この検診車には、運転手を含め3名程度のスタッフが必要になり、奄美市でなく、近隣町村のほとんどが財団法人、議員がおっしゃったとおり、鹿児島県県民総合保健センターと業務委託契約を実施しているところでございます。

議員御指摘のとおり、奄美市独自で、あるいは他市町も含めた広域的な組織を作り、そこで検診を実施する体制ができれば、市民の方が検診を受ける機会が増え、受診率も向上するものだと私も思っております。しかしながら、検診を単独で実施するには、検診車の導入のみならず、検診結果の判定、分析等の検診後の業務が想定され、いずれにしましても、大島郡医師会等の団体に委託せざるを得ない状況になるものと思われれます。よって、現行の体制を実施したほうが良いではないかと判断せざるを得ない状況にあります。

また、子宮頸がん検診、乳がん検診といった女性特有のがん検診につきましては、指定された日に検診を受ける集団検診と、個人の都合の良い日に受診できる個人検診を併用した形で実施しております。集団検診の方は、実施期間が2週間程度でございますが、個別検診は6か月間の受診期間を設けており、受診期間についての配慮を行っております。今後は検診の実施時期及び実施期間について、市民の皆様にも周知いただくよう努力してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思っております。続きまして、県立大島病院のがん患者のスタッフ配置でございますが、がん患者対策スタッフ配

置についての御質問でございますが、病院で受診される方は、大なり小なり不安を抱えている方が多く、がんになり患されている方は、とりわけ予後に対する不安が大きいのではないかと察するところでございます。病院側も、こうした患者さんの不安を解消するため、がん患者を問わず医療相談室に看護師を配置し、病院に対し分からない点、不安や心配事だけでなく、病院に対する要望、職員の対応に対する苦情等の受け付けを行い、病院内での連携を図っています。また、セカンドオピニオン外来においては、患者さんが自分の病状や治療方針などについて別の専門医師に意見を聞く機会があり、患者さんの不安解消に努めているところでございます。こうしたサービスは、県本土の病院に限らず、奄美群島の中心拠点病院であります地域がん診療連携拠点病院であります県立大島病院においても、同様に行われてるとのことでございます。また、県立大島病院は、基本理念として、患者さんのための病院であることを挙げており、実際の医療サービスを行うスタッフにもその理念が浸透しているものと思われまいますので、御理解願いたいと思います。

6 番（平田勝三君） 確かにこれも当然県病院のほうもですね、それだけスタッフを配置するということは、相当な組織になるわけですから、財源的にも相当な医者的人数も含めて相当なエネルギーと財源が要するというふうには思いますけども、この例えばそのお伺いしたとこですね、例えば市立病院であれば、いろんなスタッフがおられて、すぐ対応できると。そうすると、患者さんもそういう方々がスタッフがおるので、いろんな即座に相談ができるし、すぐ手術にもすぐ対応できて、手術に何かあれば、例えば外科の先生が走って来てと、対応してとかいろんなのができてるそうなんです。

私もちょっと勉強不足でよく分からないんですが、そういったものがこういう県立病院にもできれば、一番安心して行けるなということで、精神的、部長も言われました精神的、肉体的、経済的負担も当然軽減されるわけで、離島からもかなり鹿児島に行かれてるということでありますので、その付近ですね、一度県のほうともですね、私は私なりにまた県のほうにもですね、県の方に相談をしますが、当局からもですね、是非その付近県のほうに相談をしていただければというふうに思いますんで、すぐすぐ答えが出る話でもないけども、その対応をですね、また教えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

議長（世門 光君） 発言者のほうも大きな声でお願いします。

6 番（平田勝三君） 声が小さいですね、はい、失礼しました。

じゃあ、次にですね、教育行政についてお尋ねします。小中学校のスポーツ大会に対する助成についてということで上げさせてますが、その前に、新教育長がおられますので、教育長にお尋ねしたいと思いますが、まずは就任おめでとうでございます。奄美の奄美市の子どもたちのすくすくなる成長を是非ご指導いただきたいというふうにお願いするところであります。

通告は当然しておりませんが、伺います。これまでの同僚議員からの質問に対しての御答弁で、4点ほど豊富を語られております。その中で特に生涯学習の充実の件でお尋ねしたいと思いますが、社会教育、スポーツ振興にも重点項目として掲げてます。今後、この小中学校におけるスポーツ振興をどのように図られていこうと考えているのかをお尋ねしたいと思います。

教育長（坂元洋三君） スポーツ振興についての教育長の所見を述べたいと思います。スポーツ振興は、市民一人一人の健康の維持、増進の上から大切な分野だと考えております。本市においても、市民一人一学習、一スポーツ、一ボランティアをスローガンに掲げ、今取り組んでいるところでございます。

スポーツは、以前は見るスポーツというところにウェイトがかかっていましたけども、現在は自ら進んでやるスポーツへという認識が強くなっておりまして、市民の間にもグラウンドゴルフをはじめ、いろいろなニュースポーツに参加するのが広まっているようでございます。

特に青少年の頃からスポーツに親しみ、学校教育の中では部活動、小学生はスポーツ少年団に入り、

活動することは大変意義があると考えております。そのことは、競技力の向上はもちろんのことですが、青少年の健全育成の上から、あるいはまた、人格形成の上からも、極めて効果が高いものだと考えております。今後もあらゆる機会を通して、スポーツの振興を推進してまいりたいと考えているところでございます。

6 番（平田勝三君） 是非ですね、奄美の子はですね、こう言ったらちょっと語弊があるかもしれませんが、奄美の特に中学生は、高校にスカウトと言うんですか、行って鹿児島で活躍してる選手の多くはですね、奄美出身の子結構多いんですね。ですから、やっぱりこういうことも教育長もご存じだと思いますが、是非今から育つ子どもたちのためにもですね、是非全力でスポーツ振興に頑張りたいと思います。特に子どもだけじゃないんですが、社会人も含めてですけれども、高校、社会人も含めてですけれども、ご尽力をいただきたいと思います。

次に、少年スポーツ団、そして中学生の九州大会、そして全国大会の際の宿泊費も含めた旅費等についての市の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

教育事務局長（里中一彦） お答えいたします。スポーツ少年団及び中学生の九州大会及び全国大会出場の際の旅費等の助成につきましては、離島ハンデの解消、競技人口の拡大・充実、更には保護者の負担軽減を目的に、補助対象団体を児童生徒に限定した補助基準が、平成21年4月に奄美市各種スポーツ競技大会出場補助金交付要綱として定められております。

その内容につきましては、補助対象者が小学生の場合は、大島地区スポーツ少年団協議別交換大会への出場や協議連盟が主催する九州及び全国大会に出場するものとなっており、また、中学生の場合は、中学校体育連盟の主催する鹿児島県大会以上の大会並びに協議連盟等の主催する九州大会及び全国大会に出場するもので、補助対象経費を交通費及び宿泊費とし、同大会の出場経費の2分の1で、九州大会は1人当たり2万円を、全国大会は1人当たり4万円の上限額を設けてあり、これらの基準に基づいて補助を行っております。また、全国大会での優勝は旅費の全額を補助することとなっております。

6 番（平田勝三君） その要綱の中では定められてるということでもあります。その要綱の中でですね、一つお尋ねをいたします。今御説明もありましたが、協議連盟等の主催する行事というふうに言われましたが、その定義をお示しいただきたいと思います。

教育事務局長（里中一彦） 協議連盟の主催する行事の定義につきましては、財団法人日本体育協会に加盟している団体が開催する協議会や大会などで、九州地区大会以上を称しております。なお、平成21年度現在、財団法人日本体育協会へは、55団体が加盟をしております。

6 番（平田勝三君） じゃあ、概ねすべてのその団体は対象になるというところ方でいいんですね。いいですね。いいですね、はい、分かりました。

それではですね、この少年スポーツ団、そしてまた、中学校、学校ですね、それと保護者等へのこの旅費の関係のこの要綱と言うんですか、要綱も含めて、その中のその助成の分も含めて、どのような周知をされているのかをお示しいただきたいと思います。

教育事務局長（里中一彦君） スポーツ少年団及び中学校保護者などへの周知につきましてお答えをいたします。この制度の周知に当たりましては、毎年度校長会、教頭会などでの研修会、更にはスポーツ少年団の指導者、母集団の会合において説明を行い、周知を図っているところでございます。

6 番（平田勝三君） 確かにそういう周知をされてるように聞いていますが、実際そうされているという

ふうにとらえてるんですが、このこういう制度を知らなくてですね、そういうのがあるのというのを結構聞くんですね。その付近がですね、やっぱり保護者も、その子どもたちも、やっぱりそういうのを知らなくて行って、やっぱり不幸ですよ。他の方はこういう助成があるのに知らなかったと。その付近をですね、改めてその中学校の場合は学校から、顧問がちゃんと先生ですから、伝わると思いますが、その少年スポーツ団がやっぱり少し問題になるかも知れませんね。情報の伝え方が届かなくて。その付近を更に強化してですね、こういったそのそういう制度を知らなかったとか、そういったことがないように、やっぱりびしっとこう伝えていただきたいと思います。やっぱり、そして結果を出せば一番いいことです。そこを是非お願いして、この質問については終わりますが、最後にその大会に係る費用についてですね、その今九州大会、全国大会以上の説明がありましたが、全額補助という考えはありませんか。

教育事務局長（里中一彦君） 旅費の全額助成につきましては、先ほど申し上げた2分の1の補助の他、全国大会での優勝の場合は、全額補助をしているというのは先ほど申し上げました。すべてにおいて全額補助を行うことにつきましては、県体の大島地区大会、更には大島地区のスポーツ少年団の協議別交換大会、これは毎年隔年で行われますので、奄美市はどちらか必ず受けております。この大会への出場補助というものも2分の1の補助を行っております。これらとの整合性を考える場合に、現時点では旅費等の全額助成というのは厳しいものがあるものと考えております。

6番（平田勝三君） この私だけでなくですね、他の議員さんも地域からそういった要望、いろいろ今まで上がってきたんじゃないかと思うんですよ。その度にやっぱりこういう回答かも知れませんが、やはりさっき言いましたようにですね、奄美の子どもたちは、やっぱり能力が高いんですよ。それでやっぱりその後々指導者になって帰って来るかもしれないし、そういう期待も込めてるんですが、是非ですね、せめてスポーツ少年団、中学校のその九州大会、全国大会に行くレベルぐらいにはですね、もう少し補助を御検討いただきたいというのをお願いしておきます。

最後の質問をさせていただきます。中山間地総合整備事業についてお伺いいたします。住用町の城地区における畑地等への用水対策についてであります。現在農家の方や農園に栽培をされてる方々は、農業用水等を自前で引いていますけども、水不足によって困っているという場合が多々あるようです。そこで営農用水、それからかんがい用水等の整備計画について、そしてまた、排水対策についてお示しをいただきたいと思います。

農政局長（田丸友三郎君） 住用地区におきましては、旧住用村の昭和40年代から平成8年にかけて、団体営農業事業によりますほ場整備や、水田の転換整備事業を実施して以来、基盤整備事業はほとんど実施されていない状況でした。

このことから、県におきましては、県単の農業農村整備調査事業により、平成19年度から平成20年度にかけて、住用地区全体の集落を対象とした集落点検、ワークショップを実施して、地域住民の意見を元に、各集落の推進と関係機関による現地調査を行い、県営中山間地域総合整備事業の事業採択に向けての要望事項が事業メニューに該当するかどうかの判断を行っております。平成21年度には、該当する事業メニューの中から、集落による優先順位の決定を行ったところであります。

本市におきましては、この事業の採択に向けて本年5月、各集落の代表者からなる中山間地域総合整備事業住用地区の第1回推進委員会を立ち上げ、6月には第2回の推進委員会を開催したところであります。

さて、御質問の営農用水、畑地かんがい用水及び排水設備等の整備計画につきましては、現時点で住用地区の10集落から16か所の整備要望がとりまとめられております。本市といたしましても、各集落からの事業メニュー、事業箇所の追加要望や、変更要望などについて6月中旬以降に再度現地調査を行い、事業要望箇所の調査を行う予定となっております。現地調査を踏まえて、営農用水、畑

地かんがい用水などの整備の緊急性や優先度を勘案の上、全体の事業メニュー及び全体の事業箇所の優先順位につきまして、改めて推進委員の方々と決定する予定にしております。以上であります。

6 番（平田勝三君） 是非早急な対策をですね、お願いしておきたいと思います。

以上で質問は終わりますが、最後になります。質問が私の最後ですので、当局におかれましてはですね、今回質問された同僚議員から出ました意見、要望については、速やかに実行されることを強く要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（世門 光君） 以上で民主党 平田勝三君の一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、一般質問の日程はすべて終了いたしました。

お諮りします。

議案等審査のため、明日 19 日から 20 日まで休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、明日 19 日から 20 日まで休会いたします。

6 月 21 日、午前 9 時 30 分本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。（午後 3 時 45 分）

第 2 回 定 例 会
平成22年6月21日
(第5日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1番	師 玉 敏 代 君	2番	多 田 義 一 君
3番	橋 口 和 仁 君	4番	奈 良 博 光 君
5番	戸 内 恭 次 君	6番	平 田 勝 三 君
7番	向 井 俊 夫 君	8番	蘇 嘉瑞人 君
9番	朝 木 一 昭 君	10番	竹 山 耕 平 君
11番	伊 東 隆 吉 君	12番	里 秀 和 君
13番	泉 伸 之 君	14番	関 誠 之 君
15番	三 島 照 君	16番	崎 田 信 正 君
17番	奥 輝 人 君	18番	平 川 久 嘉 君
19番	渡 京一郎 君	20番	竹 田 光 一 君
21番	栄 勝 正 君	22番	世 門 光 君
23番	平 敬 司 君	24番	大 迫 勝 史 君
25番	与 勝 広 君	26番	叶 幸 与 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	福 山 敏 裕 君
教 育 長	坂 元 洋 三 君	住 用 町 地域自治区事務所長	高 野 匡 雄 君
笠 利 町 地域自治区事務所長	塩 崎 博 成 君	総 務 部 長	松 元 龍 作 君
総 務 課 長	前里 佐喜二郎 君	財 政 課 長	安 田 義 文 君
企 画 調 整 課 長	東 美佐夫 君	市 民 部 長	有 川 清 貴 君
市民協働推進課長	重 山 納 君	環 境 対 策 課 長	高 崎 義 也 君
福 祉 部 長	福 山 治 君	福 祉 政 策 課 長	重 久 春 光 君
高 齢 者 福 祉 課 長	小 倉 政 浩 君	産 業 振 興 部 長	川 口 智 範 君
産 業 情 報 政 策 課 長	則 敏 光 君	紬 観 光 課 長	日 高 達 明 君
農 政 局 長	田 丸 友三郎 君	農 林 振 興 課 長	熊 本 三 夫 君
産 業 建 設 課 長 (住 用)	澤 修 平 君	建 設 部 長	田 中 晃 晶 君

教育事務局長 里 中 一 彦 君 学校教育課長 福 永 朗 君
市民体育推進室長 山 名 純 二 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 赤 近 義 治 君 次 長 兼 取
調査係事務 山 崎 實 忠 君
参事兼議事係長 橋 本 明 和 君 議 事 係 主 査 麻 井 庄 二 君

議長（世門 光君） おはようございます。ただいまの出席議員は26人であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（世門 光君） 日程に入ります。

日程第1，議案第52号から議案第58号までの7件を一括して議題といたします。

ただいま，議案といたしました7件に対する質疑に入ります。

通告のありました順に発言を許可いたします。

はじめに，日本共産党 三島 照君の発言を許可します。

15番（三島 照君） おはようございます。日本共産党の三島 照です。私は，明日からの委員会などをスムーズに進めるためにも，今日の総括で討論に参加していきたいという思いで総括の質疑をいたします。

この間，長引く不況のもとで全国の，特に離島を抱えた鹿児島県奄美でも一般質問等でも出てますように，市民の経済は非常に厳しい状況にあります。そういう中で，平成21年度，20年度歴代内閣が地方の元気をつけるために，多くの施策を実施してきました。そういう中でも，奄美市の場合は職員の本当に昼夜を分かたぬ頑張りで，この21年，22年度，多くの事業，施策を取り入れていただいております。これは奄美の雇用の問題，また奄美の経済効果を考えたときに，特に今回8月お盆を控えてですね，こういう事業が一日も早く実施され，市民一人一人に少しでも所得向上につながれば，市民の大きな喜びではないかと思っています。

そういう立場から，せっかく職員が頑張ってとってきたこの施策を，多くの市民にも知っていただきたいという思いで，何点か質疑を出してます。

まず，11ページの2款，1項，11目，15節，19節で，川内集落周辺施設整備に1,400万円，またこの事業に伴うコミュニティー助成事業補助金が1,900万円計上されています。この事業の内容とまたその内訳，契約方法等について明らかにしていただきたいと思います。

また，13ページには5款，1項，3目，13節委託料として101億6,060万8,000円が計上されています。これは労働費として計上されています。多くの事業が取り入れられています。一つずつ申しますと，島の宝マッチング事業業務，奄美観光コーディネート事業，あまみシマ博覧会プログラム開発事業業務，奄美ロケーション体験観光創出事業業務，観光客誘致拡大事業業務，奄美PR拡大事業業務，奄美セラピスト育成事業業務，バイオディーゼル普及推進業務，ICT専門育成業務，ソフトウェア開発人材育成業務，高度情報処理人材育成業務，コールセンター人材育成業務，テレワーク人材育成業務等，13項目が項目別に挙げられていますけど，私だけかも分かりませんが，これだけでこの事業の総枠がどういう事業なのか，その内容等がほとんど分かりません。議員及び市民にも分かりやすいように説明を，この事業内容についても説明をお願いしたい。同時にこの委託料の委託先，委託方法，すべて随契で解決しようとしているのか，指名入札なのか，あわせて私はこの事業によって，合計しますと104名を越すですね，雇用の拡大にもつながっております。これは大きな経済効果であり，いまの奄美にとっては大変ありがたいことだと思っております。いう点で，それに伴う経済効果も大きいと感じておりますので，そこら辺についても説明をよろしく願いをします。

併せて，15ページ，6款，3項，2目，13節，ここでも委託料として312万3,000円，工事請負費として470万円が計上されてます。里山林機能回復事業業務という内容と，あとこれによる工事請負が木工芸センターの工事請負となっているんですけど，木工芸センターのどこを工事されるのか，これについても営業業務の内容とその契約方法等を示していただきたいと思います。

併せて，15ページの7款，1項，2目，13節委託料800万円，中心市街地活性化基本計画策定業務の内容，委託先，委託方法についても私は基本的にはこの策定計画はまったく業者に丸投げじ

やなくて、当局としての案や考え方等を持った基本計画じゃなければ、ほんとの意味での中心かつ商店街の活性化がはかれるんだろうかという疑問も持ってますので、これについても内容、業務委託、その委託方法、随契なんか入札なんかお示ください。

同じく7目の15節、工事請負費として奄美海洋展示館が800万円で上がっています。海洋展示館のどこをどういう工事をされるのか、同じくその内容、委託方法等を示していただきたいと思います。先ほども言いましたこの合計13項目含めた、この5款には入ってますので、この5款全体の経済効果をあわせて示していただけたらと思います。よろしくお願いします。

議長（世門 光君） 答弁を求めます。

住用地域総務課長（浦田英和君） おはようございます。三島議員の質問にお答えをいたします。

川内集落周辺整備につきましては、平成22年度地域振興推進事業の補助金を活用し、トイレ及び東屋を設置するものであります。この事業は県が2分の1、市町村が2分の1負担の事業でございます。施設規模といたしまして、男子女子トイレ部分で約16平米、東屋部分で約11平米の平屋造りを予定しております。本事業を実施するにいたった経過でございますが、市の推進する一集落1ブランドとして、フナンギョの滝が認定されている当集落は、この滝の見学や、平行して流れる川内川かわ遊び、さらには集落独自で開催している桜ウォーキング等の大会等において、集落への入り込み客がここ数年多く訪れている地区でもございます。しかし、周辺にトイレや簡易な休憩施設が現在のところまったくなく、集会施設を常時開放しており、集落といたしましても防犯上の問題や安心、安全面からも管理上大変危惧しているとお聞きをしておりました。

そのため、集落からの強い要望もあり、集会施設敷地内に休憩施設を併設したトイレを新設し、行者や周辺住民等が快適に利用できるよう、環境整備を行い地域活性化へつなげていこうとするものでございます。

この集落周辺整備事業の契約方法でございますが、指名競争入札の執行により、契約を締結したいと考えております。

市民協働推進課長（重山 納君） それでは、11ページ2款総務費、1項総務管理費、11目自治振興費、19節負担金補助及び交付金のコミュニティ助成事業費補助金1,900万円は、財団法人自治総合センターの宝くじの普及広報事業の収入を財源とする補助金でございまして、里町内会ほか7箇所の補助金でございます。内訳といたしましては、里町内会250万、伊津部勝町内会250万、有屋町内会250万、和瀬町内会250万、見里集落会250万円、和野集落会250万、用安集落会250万、金久集落会150万円の計1,900万円となっております。

この事業は住民が自主的に行うコミュニティー活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げていくことを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な施設、または設備の整備に関する事業となっており、十七箇所の申し込みのうち、8箇所が採択されております。中身といたしましては、音響機器や会議用机、いすなどの備品類の購入などが主な内容でございます。

歳入につきましては、10ページの19款諸収入、5項雑入、1目総務費収入に1,900万円計上されております。

紬観光課長（日高達明君） それでは、5款、1項労働費、3目緊急雇用創出臨時特例基金事業費、13節委託料にかかる紬観光課分についての御説明を申し上げます。観光関連事業といたしまして、7事業で委託料合計が3,987万9,000円でございます。

7事業をひとつずつ御説明を申し上げます。島の宝マッチング事業業務、これにつきましては新たな特産品となりうる商品開発を行うとともに、発信力の高いメディア等にマッチングすることで、大都市圏への販売促進戦略を構築するものでございます。委託先につきましては、NPO法人ディーあ

ります。委託料298万2,000円で新規雇用者1名であり、委託方法は随意契約でございます。

期待されます経済効果としまして、特産品の開発はもちろん、メディアを通して広く宣伝効果が得られ、販売促進が大きく図られるものと期待をしているものでございます。

次、奄美観光コーディネート事業業務につきましては、観光業者や行政など、さまざまな分野とのネットワークを強化し、旅行者の多様なニーズに速やかに対応しうる、観光コーディネートサービスの確率を図るものでございます。委託先としまして、奄美エーストラベルで、委託料338万1,000円でございます。新規雇用者1名、委託方法は随意契約でございます。期待されます経済効果としまして、今奄美の観光関係者で弱い部分とされます観光者の多様なニーズに、きめ細かく対応されていないものがあります。観光コーディネートサービスの確立を図ることで、多種多様な観光者の誘致が図られるものと期待をしております。

あまみシマ博覧会プログラム開発事業業務につきましては、観光プログラムの造成及びイベント運営全体の企画でございます。委託先は奄美大島本島内の5市町村で組織します、奄美大島体験交流受け入れ協議会であります。委託料は216万3,000円で、新規雇用者1名随意契約でございます。期待されます経済効果としまして、昨年度、鹿児島よかこ博覧会が鹿児島県内5箇所で開催され、そのひとつとしてあまみシマ博覧会が今年の2月14日から28日まで、奄美大島本島内で開催されております。本島内、各市町村の持つ奄美の魅力満載の38プログラムを期限限定で体験していただくイベントであり、多くの方に好評でありました。今回、内容の更なる充実を図ることにより多くの観光客に島の魅力をたっぷり味わっていただき、交流人口の拡大につながっていきたいと考えております。

次、奄美ロケーション体験観光創出事業業務、これにつきましては奄美のロケーションを生かしたパラグライダーという分野での、新たな観光サービスの確立及びパラグライダー人口増加のためのスクール設立を目指すものでございます。委託先としまして、株式会社羽舞、これは羽の舞うと書きまして羽舞です。笠利町用安のほうにできております。委託料1,476万3,000円でございます。随意契約で新規雇用者インストラクター2名、補助スタッフ5名の7名の雇用でございます。今後、期待されます経済効果としましては、このインストラクターや補助スタッフがパラグライダーズスクールを巣立ち、パラグライダーという新しい分野の観光誘致に拍車がかかるものと思われます。本島内に約40名ぐらいのライセンスを持ったインストラクターが現在おります。奄美を訪れて体験をしてみたいという観光客が、土日には約20名程度がいるそうでございます。今後こういう形で増えていくものと期待をされます。

観光客誘致拡大事業業務につきましては、観光クルーズ船の寄港時に行う、観光送迎セレモニーの充実や、島外の旅行会社が奄美を視察をする際の案内等を行うなど、旅行会社への協力体制の強化を行うことにより、大型観光船や修学旅行、またその他の観光客誘致を図りたいと考えております。委託先としまして、奄美大島観光協会、委託料224万7,000円であります。随意契約で臨時雇用1名でございます。経済効果としましては、民間で組織するこの奄美大島観光協会につきましては、事務局職員1名で通常は自分の観光業の本業を行いながら、奄美大島観光協会事務局の仕事をしております。この事務局体制を強化することにより、島外の旅行エージェンツへの利便性が図られ、奄美大島の情報を広く発信し観光客誘致につなげたいと考えております。

次です。奄美PR拡大事業業務、これにつきましては本土における都市部にて、奄美大島出身者による組織が、組織化されております、郷友会、関東、関西、中部と密接に連携し、島外における出身者とのネットワークの強化を図り、出身者が営む店舗等での特産品の販売や、奄美情報の発信の場を構築していこうと考えております。委託先としましては、奄美大島観光物産協会、委託料298万2,000円で新規雇用1名でございます。期待されます効果としましては、現在も郷友会等との情報交換を行っているところでございますが、奄美の物産などにおける情報提供や動員のお願いなども実際行っておりまして。さらにかかわりを持ち、奄美関係者の経営しているお店の情報を一元化して、奄美の多くの情報提供をすることにより、奄美物産の販売増につなげたいと考えております。奄美セ

ラピスト育成事業業務も、これにつきましてはタラソセラピーセラピストと気功療法士を兼ね備えた、奄美独自の専門職、奄美セラピストの育成を図るものでございます。委託先はウェルネスデフォルトメント、これはタラソ奄美の竜宮でございます。委託料1,136万1,000円でございます。随意契約で新規雇用3名を雇用し、奄美セラピストの人材育成を目指します。期待されます経済効果といたしましては、現在、タラソ奄美の竜宮の利用状況でございますが、月に5,000名から6,000名で推計をしてきております。利用者のほとんどが温海水プールゾーンを利用しており、セラピーゾーン、海草パックなどをするところですが、その利用がいまいち、いまひとつ伸び悩んでおります。奄美セラピスト人材育成を図ることにより、セラピーゾーンの利用促進を図り、行い、観光客の利用増を図ることを考えております。

以上でございますが、次の7款商工費、1項商工費、7目観光施設管理、15節工事請負費800万について、奄美海洋展示館の補修工事を計上しております。その内容ですが、商工費、すいません、その前にですね、海洋展示館は大浜の中につくられておりまして、平成6年度から平成9年度建設しております。平成10年5月1日にオープンしまして、その12年が経過をしている建物でございます。そろそろ館内の補修を必要とする時期にきているものと思われまして。中身につきましては、昇降機維持修理工事1件、電気計器類等取替工事が5件、水槽補修工事が1件、ポンプ等取替工事が2件、空調機器維持修理工事が4件の5部門の工事に分け、13の改修工事を行います。基本的には、指名競争入札により施工する予定でおりますが、一部随意契約で施工も考えているところでございます。

商水情報課長（則 敏光君） それでは、13ページの5款、1項、3目、13節の委託料でございます。

商水情報課所管の委託事業でございます。6件でございます。バイオディーゼル普及推進業務でございますが、これにつきましては今年の1月から2月にかけて、公募を行いました。公募方法といたしましては、広報誌の2月号、それとホームページでございます。提案がありました事業で重点分野雇用創造事業として県の方で採択になっております。したがって、随契という形でございます。委託先は有限会社本田運送さんでございます。新規雇用者数は2名、事業費640万5,000円でございます。

それから⑨から⑬の五つの事業につきましては、これは人材育成事業として、これも公募いたしております。特に情報産業でございますので、奄美情報通信共同組合を通じまして公募いたしました。組合には12社入ってますが、組合に入っていない業者さんもうらっしゃいますので、そういうところには、3社ございますが、直接通知をいたしまして、公募するようお願いいたしました。その結果、五つの企業から提案がございまして、それを県のほうに申請し、5事業すべてを採択されております。したがって、随契で実施いたしたいと思っております。

ICT専門育成事業でございますが、委託先につきましては、奄美ICT株式会社が、これはホームページのデザインや会計ソフト等、ビジネスソフトウェアなどに対する専門知識を習得させる事業でございます。新規雇用者数は3名、事業費848万4,000円でございます。

ソフトウェア開発人材育成事業でございます。委託先は有限会社アイタイムズさん、内容といたしましては、ソフトウェアを開発するシステムエンジニアを育成する事業でございます。新規雇用者数は1名、事業費306万6,000円でございます。

高度情報処理人材育成事業として、委託先は株式会社南西フロンティアさん。内容としましては、島外企業のプロジェクトに参加をさせまして、実践的な技術のスキル向上を図る育成事業でございます。新規雇用者数は4名、事業費915万6,000円。

コールセンター人材育成事業でございます。委託先は株式会社AISジャパン。内容としましては、電話での営業にともなう知識や約束日の設定など、電話発信能力の向上を図る育成事業でございます。新規雇用者数は50名、4,166万4,000円を予定しております。

テレワーク人材育成事業でございます。委託先は、株式会社南西テレワークセンターさん。内容と

いたしまして、データ入力に必要な技術や、データ入力テスト実施者及び管理者の業務に必要な知識、技能を修得させる事業でございます。新規雇用者数は10名、事業費2,425万5,000円でございます。経済効果でございますが、この事業すべてほかの事業もすべてそうでございますが、新規に事業を、事業自体をおこしまして、その事業の中から雇用を創出するということで、一過性の緊急避難的な雇用形態ということではございませんで、ある程度、持続性が期待されると思っております。

情報人材、情報産業の分野だけで申し上げますと、これは各事業所さんにも聞き取りいたして、その研修の成果等、今後の売上げ、所得効果、経済各効果についての聞き取りもいたしましたが、新たな人脈構築など、仕事誘致にも貢献するというふうに期待しております。雇用の効果が22年度から27年度までの6年間はまず想定されるだろうということで、単年度あたり1億2,000万ほど、この6年間で全事業、約、所得効果としては6億2,100万、経済効果としては19億200万ほどの効果を見込んでいるという、情報産業だけでございます。

それと、15ページでございます。15ページの7款、1項、2目、13節の、中心市街地活性化基本計画の策定業務の委託料800万でございますが、これにつきましては、これまで庁内で取り組んでもまいりました策定委員会、あるいはその下部組織でありますワーキングチームでの議論を受けまして、基本計画を策定していく業務になります。業者さんに丸投げという想定はいたしておりません。これまでの現況把握、アンケート調査、解析、基本構想、目標設定、あるいは主要プロジェクトの整理、そういった方向でスピーディに進めてまいりたいと思っております。委託先ですが、これにつきましては議会の議決をいただきまして、予算の成立を執行の手続きを進めていきたいと、委託方法と言いますが、これにつきましては、指名競争入札を予定いたしております。

企画調整課長（東美佐夫君） 経済効果について、今回の事業のほうを総括的に、ちょっと答弁させていただきます。

その前に今回の事業、採択方法といいますが、事業の実施方法ですが、二通りありまして、今回も先ほど答弁がありました委託という分と、直営分、委託分については、これ提案公募型ですので、県が採択したというのが委託分、市が直接する直営分というのがあります。これについては、10ページのほうをみていただければ内容については詳細に書いておりますので、そういうことで御理解をください。

今回の経済効果についてですが、まず事業の趣旨であります地域における雇用機会の維持と確保というのが今回の事業の最大の目的でありますので、そういうことで今回の予算によって、104名、あわせて当初予算と先般の専決予算を含めると173名の新規雇用が確保できたということは、大きな成果であるということと、効果であると考えております。

次に、この事業による経済波及効果となりますが、事業投資額が消費活動に転化されて、地域経済全体に波及効果をもたらすということを想定した場合の試算になりますが、分析手法はいろいろ異なるんですが、一般に用いられている産業連関表というものをを用いて試算した結果ですけど、今回の6月補正の1億6,000万の波及効果は、直接間接効果を含めると、約2億4,000万という波及効果が試算されます。あわせて当初予算を含めた緊急雇用創出事業全体で約2億4,600万ですが、これにかかる波及効果は3億7,000万というふうに試算されます。

今回の事業重点分野と人材育成事業の県内市町村における事業総額は、鹿児島県10億弱です。そのうち2億1,000万が、これは県下の約15%というふうにあたりますが、これは奄美市で発行できたということは、これは大きな成果であるというふうに考えております。

農林振興課長（熊本三夫君） それでは、15ページ6款、3項、2目、13節委託料312万3,000円、里山林機能回復事業業務の内容と契約方法についてお答えいたします。業務の内容ですが、平成20年度からは松喰い虫防除事業を実施しております。この防除事業では人力、チェーンソー、薬剤費等を見ております。したがって、大型クレーン、交通誘導員、ダンプトラック等を使用しないと、

家屋や電線等に被害を及ぼす恐れがある場所について、本事業を活用し処理するものであります。場所につきましては、名瀬が2か所、住用が12か所であります。契約方法については、指名競争入札を予定しております。

産業建設課長（澤 修平君） 三島さんの通告にはございませんでしたけども、15ページの6款、3項、5目、13節工事請負費470万につきましては、集塵装置の取替工事費用であります。契約方法につきましては、指名競争入札を予定しております。

15番（三島 照君） この間の21年、22年度でね、先ほど企画課長からも言われましたように、奄美市として多くの事業を取り入れて173名もの雇用が拡大されたということ、私はやっぱり今の時期、私なりに一定の評価はしているところですので、これからも随時、そういう事業をどんどん拡大していただきたい。まだまだ奄美の経済は厳しい状況にあります。

そういう中でですね、私が危惧しているのは、この間も言い続けてきたんですけど、こういう事業をこの期日内のね、事業に終わらせず、今後継続していけたらここには延べ日数が書かれてまして、奄美セラピスト675日、いわゆる2年ぐらいてこういった事業が終わっていく。大事なのは、この期限が切れたあとのですね、やっぱりケアが行政としてどういうふうに考えていってるのか。今、まだ続いておりますけど、あそこのひよこ広場とか、商店街の交流プラザも期限付きの家賃保証ですよ、みんな。こういった事業が、その期限が切れたあと、やっぱりしっかり対応し、この事業がやってよかったと言われるように継続されていくことが、ほんとの、みんな税金ですからね。税金を無駄遣いしないためにも、今後そういう指導対応を図っていただきたいというのが、私の今回のこの質疑通告の一番中心なんです。そういう点で、延べ日数の期日が切れたあとの対応等も含めて、今後これが実施されていったときに、どういうふうに検討されているのか、まとめて誰か総括的に言っていたいでも結構です。というのが一点。

もう一点は恐らくこの6月議会で議決されると思いますから、やっぱりお盆やらを前に、市民にこの経済が大きく効果が発揮されるように、お盆から年末にかけてですね、早急な対応を図っていただきたいという点で、どのように考えておられるのか示してください。

企画調整課長（東美佐夫君） ただいまの、前回の臨時議会の時にも三島議員ほうからご指摘していただきました。まさに、今回の事業、長期的に雇用をつなげていけるようにということも非常に大きなことだろうと思います。一時的な事業にしる、この事業が次の事業に展開されていくということが非常に大事なことだろうと思います。

したがって、企業の発意と言いますか、努力によって次の展開が生まれるように、我々のほうも側面的な支援をどういうふうにすればいいのか、どういうふうに支援できるのか、その辺を含めてまた内部のほうで取り組んでまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

15番（三島 照君） 私、この間、あちこち本島内の町村、まわったりしていますけど、奄美市職員のみなさんの頑張りですね、21年から22年度の今回のこの議案も含めて、多くの事業を取り入れていただいて、それなりに経済効果にも影響されていってるというふうには感じております。ですから、こういった事業は、ここに書かれているようにね、延べ日数が書かれてますけど、これで補助を打ち切ったらこの事業が全部、ストップしてしまわないようにですね、しっかりとこういう一つ一つの事業の進ちょく状況もおさえていただければ、またいづれどこでお聞きするか分かりません。

せっかく、この間、政府が重点分野雇用創造事業という形で、いろんな補助事業を、地方のために準備しています。そして、さっきの質問でも産振部長は雇用調査はできないというような答弁でしたけど、せっかくこういう104名の雇用も確保されました。やっぱり公的な税金で確保する事業ですから、それなりにそういった事業がその雇用された人たちにですね、きちっとやっぱり賃金として支

払いがされて、市民の暮らしが少しでも向上、お盆から年末にかけてされるよう、期待をして、もう答弁はいりません。

議長（世門 光君） 次に、平政会竹山耕平君の発言を許可します。

10番（竹山耕平君） おはようございます。平政会の竹山耕平でございます。早速ではございますが、何点かの質疑を行いたいというふうに存じます。

私は、議案第52号平成22年度奄美市補正予算（第2号）について、質疑を行います。

まずはじめに、4款衛生費、1項保健衛生費、12目墓地費の工事請負費300万円について、その具体的な内容と目的をお示しください。また、当初予算中の集落共同墓地無縁対策事業費補助金100万円に際し、連動性があるものなのかどうかでお示し願います。

2点目に、5款労働費、1項労働費、3目緊急雇用創出臨時特例基金事業13節委託費についてではありますが、ただいま三島議員より、13項目についての質疑がございました。残り、在宅介護支援センターネットワーク構築事業について、介護支援専門員雇用促進事業について、医療介護連携強化事業について、また自立支援推進事業について、住宅手当特別措置事業、就労支援相談員設置事業について、これはマイナス費用ではありますが、説明をいただきたいというふうに存じあげます。その委託先のほうは、ほとんどが直接実施また市内7施設だとか、民間企業などが、というふうにあります。その選定方法と期待される効果についてをお示し願います。また、その事業中の住用託児所研修推進事業費、84万円のおもな内容と目的について、お示しください。新規採用3人、135日間の事業日数であります。この事業費に対する代替職員への給与の基準と本市の見解をお示しください。

3点目に10款、失礼いたしました。前に質問が三島議員のほうから質問がございました13項目につきましては、答弁は重複するものでありますので、結構であります。しかしですね、そのうちの一点だけ質問させてください。情報政策課より質問がありましたその事業名、そして委託先の内容につきましては組合、またその業者からの提案を受けて、県への計画、そして県が採用ということでありましたが、その袖観光課が所管するこの島の宝マッチング事業をはじめとする事業、そしてまた委託については、どのような形でこの事業が決定されたのかどうか、これは公募であったのか、そしてまたその公募については先ほど御説明がありました広報誌、そしてホームページなどによってのそのような公募方法などがあったのかどうかなどをお示し願います。

次に、10款教育費、4項体育施設管理費、15節工事請負費1億6,810万円と、18節備品購入費974万7,000円について、現在工事中である市民球場改修工事、プロ野球チーム横浜ベイスターズ秋季合宿に向けた先行投資であると理解いたします。これまでの計画された市民球場改修工事の計画変更に対しての設計変更分の予算が含まれているのかどうか、また入札方法はどのように行われるのか、あわせて備品購入費の内訳とその入札方法について、どのようなご見解を持っているのかをお示しください。

入札方法に対しては、現在の本市の経済状況を認識をいたしているというふうに考えているわけではございますが、その中で本市に本店を設置する地元業者への配慮、また総括的な窓口としての役割をどのようなご見解をお持ちなのかをお示しください。

次に、最後に同じく10款教育費、1項教育総務費、2目学校教育振興費、19節負担金補助及び交付金マイナス80万9,000円に対して、なぜこの時期でのマイナスでの予算計上となるのか、今定例会より新教育長となり、新教育長がもっとも取り組むべきこととして現場主義、そして心の教育を掲げております。そのようなことから本事業に対しては、今以上にさらなる体制強化に向けた取り組み、予算のあり方への認識が重要であると考えます。これは予算も伴うものでございますので、本市及び通告にはありませんでしたが、教育長のご見解をお示し願いたいというふうに存じあげます。以上でございます。次からは自席より行います。

議長（世門 光君） 答弁を求めます。

環境対策課長（高崎義也君） それでは4款衛生費、1項保健衛生費、12目墓地費、15節の工事請負費300万について御説明いたします。

奄美市が管理をしております永田墓地内にございます墓参道、永田川沿いにございます墓参道の一部がですね、雨水などによりまして侵食されてまして、通行危険な状況になっております。今回、延長約60mでございますが、危険箇所の墓参道の改修工事を行うものでございます。

また集落共同墓地無縁家対策補助金との連動性についてでございますが、この補助金はですね、いわゆるその対象、奄美市内の各集落に古くからございます地域住民自ら管理をする、いわゆる集落墓地に対する補助金でございまして、今回の補正は奄美市直営の永田墓地の補修工事でございますので、性格が異なり特に連動性はございません。なお、竹山議員をはじめ、ほかの議員の皆さまからも、これまで度々永田墓地への貴重なご提言をいただいております。今後ともよろしく願います。

高齢者福祉課長（小倉政浩君） それでは、予算書13ページの13節委託費について、委託先の選定方法と期待される効果について、高齢者福祉課所管部分についてお答えいたします。

まず、在宅介護支援センターネットワーク構築業務であります。今年度地域包括支援センターと市内7か所の在宅介護支援センターをネットワーク化し、統一したシステムで一元的に高齢者の実態把握の情報の管理及び台帳整備を行う予定であります。その高齢者実態把握の補助や、システムへの入力作業を行うため、失業されてる方の介護職員を各事業所1名ずつ計7名を雇用するものでございます。

委託先の選定につきましては、この事業が地域包括支援センターの補完的事業であることから、これまで地域包括支援センターの協力機関として、高齢者実態把握や地域の相談窓口業務を行っております在宅介護支援センターを選定するものでございます。期待される効果でございますが、高齢者実態把握の情報管理や台帳整備を統一したシステムで行うことにより、高齢者の孤立化の問題や介護者への支援など、個々の課題に対して情報を共有し、より迅速な対応が行えるものと考えております。合わせて雇用機会の創出が図れるものと期待しております。

次に、介護支援専門員雇用促進業務であります。この事業は現在失業されております介護支援専門員の資格を持っている方を、居宅介護事業所に雇い入れてもらいまして、介護マネジメントの実践経験や技術の習得をさせるもので、2名の雇用を見込んでおります。

委託先の選定であります。市内の居宅介護支援事業所へ公募を行った結果、今回のこの事業終了後も継続して雇用する意向があった2か所の事業所を選定しているところです。また、期待される効果でございますが、高齢者が増加するなか、介護が必要な高齢者も増加し、介護マネジメントを行う介護支援専門員の役割は大きくなっております。この事業により、介護分野での人材の確保と質的向上が図られ、雇用機会の創出及び雇用促進の一助になればと期待しているところでございます。

次に、委託料と別の関係でございますが、医療介護連携強化事業として12ページのほうに7節賃金の保健士198万円を組んでおりますが、これにつきましては介護支援専門員との業務連携として、医療に関係する部分での指導、助言を行うことや医療機関と介護事業所との連携支援を行うため、保健士等1名を雇用するものでございます。

福祉政策課長（重久春光君） 住用託児所研修推進事業について、お答えいたします。

まず目的についてであります。今年度、住用託児所において、家庭的保育事業を実施いたします。この事業は児童福祉法改正により、平成22年度から児童福祉法上に位置付けられた保育事業として、市が実施するものであり、保育者は市長が行う研修を終了した者で、市長から認定を受けた家庭的保育者等が保育にあたることとなっています。

市長が行う研修であります。21時間の講義と2日間の実習からなる基本研修等88時間の講義

と、２０日間の保育実習からなる認定研修があります。現在、住用託児所で保育に従事しています３人の方々には、この基礎研修と認定研修を受けてもらうことにしています。研修期間につきましては、現在、関係機関と協議を進めておりますが、７月以降１２月までの間の３か月間に実施したいと考えております。

今回の緊急雇用でお願いしています住用託児所研修推進事業は、この研修期間中の代替臨時職員を雇用するための必要経費であります。事業費８４万円の内訳といたしまして、賃金が７７万円、雇用保険料１万２、０００円、その他消耗品など事務費として５万８、０００円を計上しております。賃金の７７万円につきましては、１人１日５、７００円×１５日間の３か月間の３人で計算をしております。選定方法につきましては、ハローワーク等を通して募集をしております。

紬観光課長（日高達明君） 議員から紬観光課部門の重点分野雇用創造事業の募集はどうだったかということでございますので、お答えいたします。この重点分野雇用創造事業につきましては、平成２１年度第２次補正、平成２１年１２月で創設をされておまして、平成２２年度から事業開始ということでございます。事業の公募は行っておりません。時間的猶予がなかったために、奄美大島観光協会、それから奄美大島観光物産協会、奄美大島体験交流受入協議会、道の島公社、あと観光団体及び奄美野鳥の会、あまみＦＭ、あと関係のＮＰＯ団体、それからタラソ奄美の竜宮、そういうところに情報提供を行ってございます。

市民体育推進室長（山名純二君） 竹山議員の御質問にお答えいたします。

今回お願いしております補正予算につきましては、すみません、１８ページです。平成２１年度に繰越発注した管理棟の新築工事の増額変更ではございません。平成２１年度に横浜ベイスターズの秋期キャンプ受入れに伴って、名瀬運動公園整備に必要な分を計上しております。その内訳といたしましては、バックネット、観覧席の設置、グラウンドの改修、市民球場の外周のフェンスや擁壁工事などでございます。平成２１年度で予算措置をし、平成２２年度へ繰越した現在執行中の工事以外の整備計画の分です。

続きまして、入札方法につきましては、今回お願いしております工事の入札の執行につきましては、指名委員会で業者選定をしていただき、指名競争入札で行う予定でございます。

続きまして、備品購入の内訳ということで回答いたします。備品購入は、横浜ベイスターズの秋期キャンプに対応するためのものであり、プロ野球使用に対応できるための備品となっております。内訳は、グラウンドの内野を覆う３０メートル×３０メートルのシート４枚、あと１０メートル×１０メートルのシート４枚や、バッティング用、ピッチング用に使用するネット、種類がたくさんあるものですから、Ｖネット、平ネット、マシンネット、Ｌ字ネット、バント用ネット、スローイング用、それからＴネットと、たくさんございまして、特殊なものでして、既成品は２メートルの高さであるんですが、プロ使用ということで２．５メートルから３メートルの高さの特別に注文しなければならないということになっております。

あと備品購入の入札につきましては、先ほど申し述べましたが、製品が特別注文です。しかし、注文でしか購入できない備品でございます。あと、種類が豊富ということで、大量にですね、購入しなければならないと、今後の補修やアフターサービスを考慮して、業者をですね、仕様書を示して、指名競争入札で備品の発注を行う予定にしております。

なお、本市に本店、支店を置くスポーツ店等を中心に対応をしていきたいと思っているところでございます。

学校教育課長（福永 朗君） 学校教育振興費に係る御質問にお答えします。

議員御指摘の予算減額については、子供のサポート体制整備事業とスクールカウンセラー配置事業に係るものでございます。いずれの事業も、国の補助による県の委託金となっております。県の減額

措置を受けまして、御案内の減額を計上いたしました。ただ、議員御懸念の事業の質的な低下を可能な限り避けるために、子供のサポート体制整備事業につきましては、所要経費の中で、旅費、印刷製本費等々を減額して、本来の業務ともいべき学校への支援活動や相談活動、それからサポート会議等がこれまで同様、遅滞なく行えるように調整したところであります。

それから、スクールカウンセラー配置事業につきましては、必要と判断している二つの中学校に対して重点的に派遣することにしております。

教育長（坂元洋三君） 議員御指摘の予算の減額についてですが、これはただいま学校教育課長から説明があったとおり、県の予算減額によるものでございますが、現在の学校を見えますと、やはりいじめ、不登校、問題行動を抱えている学校があることは事実でございます。そういったことから考えますと、重点的に人的配置をこれからも推進してまいりたいと、こう考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

10番（竹山耕平君） はい、分かりました。何点か、再質問、再質疑させていただきますが、先ほど平成21年、緊急雇用事業費のところからですね、平成21年度からは事業計画で22年度実施ということで、これは公募を行ってないということなんですが、ちょっと言い方をちょっと変えればですね、この事業を市が行いたいというふうなものを、例えば、この委託先の業者並びにNPOに話をもって行って、そこが受けたからこの事業表が予算どおりできたというふうにもちょっと聞こえるような感じでありました。

そのようなことからですね、私の耳にもよくするのが、いろんな事業があるのであれば、例えば補助の事業、そして助成事業、そしてまた単独事業、いろいろなそういうものがあれば、もっと知らせてほしいと、いろいろな、もっとほかの方たちにもですね、いろんな形でそういったいろんな活動を行いたいんですよ。そういった中で、じゃあどういう形で補助、これ補助はないの、助成ないの、それとも市が、市の予算ないのという話がよく耳にします。いや、この事業はありますよ、補助金、こういう例えば緊急雇用、そしてまた今回のような観光に対する県の予算、国の予算、市の予算というのもありますし、そういった形での、その説明ないしですね、もっと公募というか、広報というかですね、そういったものを行っていただきたいというふうに思います。これはですね、結構、本当によく耳にするんですね。そういった形で、今のところからですね、今後についてはまた、所管する委員でありますので、また、産経委員会ですね、またいろいろ話をしていきたいというふうに思います。

またですね、次の、先ほどの市民球場の件なんですが、今、答弁の中に、設計変更ではないと、新しくということだったんですけど、その部分についての、例えば設計の予算分がこの事業に含まれているのか。ですから、どこにネットが必要、外構のフェンスが必要というのは、当然、設計がございしますよね。その設計分が含まれているのかどうかというのがちょっとお聞きしたいです。

そしてまたですね、この本市に本店を置く地元業者を中心にするという答弁であったんですが、この中心にということとは、ほかの内地業者、特別なシートだとかバックネットだとか、特別仕様、特別注文という形であったんですけど、その中でもやはり本市の多くの議員からも、本定例会でも質問がありましたこの経済状況という中で、考慮、配慮、行いますと、やはりこの本市中心にというふうな話を聞きますと、やはり、特別だったから、やっぱり内地の業者しかできなかったと。そのアフター面という話があったんですけど、やはり内地の業者だと、それなりに対応できるのか。また、本市の業者だと、その面に対してどうなのかということも考えられるというふうに思います。その見解をですね、いただきたいというふうに思います。

また、最後の質問、教育振興費に対しまして、課長のほうから相談、そしてまた支援、行えるような判断であるというふうな話でありましたし、また、教育長のほうからですね、その人的措置なども含めた、しっかりと市の対応を行っていききたいと、県の補助金が減だけど、その分、しっかりと市としての方向性としての教育の方向性ということで、しっかりとした対応を行っていききたいというふう

にあったんですが、やはりですね、また県に対しても、本市がしっかりとこの部分を確保できて、さらには多くの議員からも、今回もいじめの問題から、多くの問題がございました、教育問題、そういった中では、やはり今以上の体制をつくるためには、県の予算もやはりもっと増やしていただきたい、国の予算も増やしていただきたい。そして、市の予算は更なる御配慮をいただきたいというふうに思いますが、そのような、私は今、質問になっているか分からないですけど、もう一度ですね、見解をですね、お示し願いたいというふうに思います。

市民体育推進室長（山名純二君） 設計業務につきましては、先ほども申し述べましたが、今回、整備する部分で21年度の繰越の部分は入っておりません。21年度繰越の部分は、本体の市民球場のスタンド、本体の部分の設計に係る分でございます。これは21年度の繰越予算で対応させていただいております。残りは、今年度、今から発注する部分の分になります。

もう一点、先ほど地元には本社を置くというのを説明しましたが、市の指名委員会のほうにですね、推選依頼がきている6社ございます。それ全部地元業者でございますので、その方々に一応、そういう特注のやつはできるかどうか仕様書を示して、できるんでしたら入札に入っていただきたいと、そういうふうに考えております。

先の設計料につきましては、今回18ページの13節に委託料で760万円入っております。これに係るのがバックネットとか、あと市民球場のグラウンドにかかわる設計料が入っておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

学校教育課長（福永 朗君） 議員御指摘のことにつきましては、あらゆる機会を通じて、まず県のほうには働きかけていきたいと思います。それから、管下の学校の実態を踏まえてどのような予算措置をすればいいのかということは、今後また検討させていただきたいと思います。

10番（竹山耕平君） はい、分かりました。今のはですね、22年度分のこの設計の分に対して、私の再質のところではその分の設計が入っているかということでした。それが18ページの委託料の設計業務760万円というふうに理解しましたが、じゃあ、平成22年度の市民球場の更なるこの合宿誘致に向けた先行投資、取組としては、この工事請負費の1億6,810万円と備品購入費の974万7,000円、そしてこの委託料、設計委託料760万円が、その三つで含まれているという認識でよろしいですか。分かりました。

それで後はですね、もう一点は、これはまた要望でおさえておきますが、先、本市中心にしたこの推選する業者が6社いるというふうな、今話ではございましたけど、今後ですね、この業者を育てる、指導していくということも必要でございますので、そういった意味では、できるかどうかじゃなくて、やはり今後のことを考えると、まだまだいろんな誘致活動も今後も出てくるというふうに考えますので、そういった意味では業者を育てる、指導するというところの面でも考慮いただいて、この選択、この委託先ないしその指名入札、その入札の在り方というふうな考えで行っていただきたいというふうに思います。質疑を終わります。

議長（世門 光君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第54号、議案第55号、議案第57号、議案第58号及び議案第52号平成22年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中の関係事項についての5件を、これを総務建設委員会へ、議案第53号及び議案第52号平成22年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中の関係事項についての2件は、これを厚生委員会、議案第52号平成22年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中の関係事項についての1件を、これを産業経済委員会、議案第56号及び議案第52号平成22年度奄美市一般

会計補正予算（第２号）中の関係事項についての２件を，これを文教委員会へそれぞれ付託します。

本会議において受理しました請願，陳情は，お手元に配付してあります文書表のとおり，それぞれの所管の常任委員会に付託いたしましたので，御報告いたします。

各常任委員会から審査及び報告書作成のため，明日２２日から７月４日まで休会したいと思います。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，明日２２日から７月４日まで休会することに決定いたしました。

７月５日９時３０分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午前１０時４３分）

第 2 回 定 例 会
平成22年7月5日
(第6日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1番	師 玉 敏 代 君	2番	多 田 義 一 君
3番	橋 口 和 仁 君	4番	奈 良 博 光 君
5番	戸 内 恭 次 君	6番	平 田 勝 三 君
7番	向 井 俊 夫 君	8番	蘇 嘉瑞人 君
9番	朝 木 一 昭 君	10番	竹 山 耕 平 君
11番	伊 東 隆 吉 君	12番	里 秀 和 君
13番	泉 伸 之 君	14番	関 誠 之 君
15番	三 島 照 君	16番	崎 田 信 正 君
17番	奥 輝 人 君	18番	平 川 久 嘉 君
19番	渡 京一郎 君	20番	竹 田 光 一 君
21番	栄 勝 正 君	22番	世 門 光 君
23番	平 敬 司 君	24番	大 迫 勝 史 君
25番	与 勝 広 君	26番	叶 幸 与 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	福 山 敏 裕 君
教 育 長	坂 元 洋 三 君	住 用 町 地域自治区事務所長	高 野 匡 雄 君
笠 利 町 地域自治区事務所長	塩 崎 博 成 君	総 務 部 長	松 元 龍 作 君
総 務 課 長	前里 佐喜二郎 君	財 政 課 長	安 田 義 文 君
企 画 調 整 課 長	東 美佐夫 君	市 民 部 長	有 川 清 貴 君
税 務 課 参 事	田 中 義 人 君	福 祉 部 長	福 山 治 君
自 立 支 援 課 長	桜 田 秀 勝 君	産 業 振 興 部 長	川 口 智 範 君
産 業 情 報 政 策 課 長	則 敏 光 君	紬 観 光 課 長	日 高 達 明 君
農 政 局 長	田 丸 友三郎 君	農 林 振 興 課 長	熊 本 三 夫 君
建 設 部 長	田 中 晃 晶 君	下 水 道 課 長	川 上 一 弥 君
教 育 事 務 局 長	里 中 一 彦 君	教 委 総 務 課 長	白 坂 稔 君

会 計 管 理 者 福 和 久 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	赤 近 義 治 君	次 調 査 係	長 事 務	兼 取	山 崎 實 忠 君
参 事 兼 議 事 係 長	橋 本 明 和 君	議 事 係 主 査			麻 井 庄 二 君

議長（世門 光君） ただいまの出席議員は26人であります。会議は成立いたしました。これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（世門 光君） 本日の会議はお手元に配布してあります、日程第2号のとおりであります。

日程に入ります。日程第1、議案第52号から議案第58号までの7件について、一括して議題といたします。

本案に対する各委員長の報告を求めます。最初に厚生委員長の審査報告を求めます。

9番（竹田光一君） おはようございます。ご報告申し上げます。それでは、去る6月21日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議案第52号 平成22年度奄美市一般会計補正予算（第2号）について関係事項、並びに議案第53号 平成22年度奄美市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については6月22日厚生委員会を1日間開会し、慎重に審査をさせていただきました。この議案につきましては、お手元に配布してあります厚生委員会審査報告書のとおり、全会一致で原案可決すべきものと決しております。

以下、その主な審査の概要について報告いたします。

まず、議案第52号 平成22年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中関係事項について当局から説明があり、主なものとして、5款労働費、1項労働費、3目緊急雇用創出臨時特例基金事業費から就労支援相談員報酬として166万8,000円の増額、3款民生費、3項1目13節委託料において、平成23年度から実施予定の生活保護版レシピ管理のシステム構築費用として1,209万2,000円、4款衛生費、1項1目7節賃金189万2,000円は保健師の産休期間中の代替臨時保健士賃金を計上、4款2項2目18節備品購入費490万円はじん芥車新車購入、4款1項12目15節工事請負費300万円は永田墓地参道補修工事の60メートル分、5款1項3目13節委託料、高齢者の実態把握の情報の管理及び台帳整備を行うための在宅介護支援ネットワーク構築業務に173万8,000円などの捕捉説明に対し質疑があり、現在のところ仕事の内容がはっきり決まっていない、国がプログラムを決定次第市町村が追従していくものと思われるとの答弁がありました。

また、保健師の募集方法はとの質疑に対し、経験ある看護師の募集という形態を取っている。就労支援相談員の期間と、相談を受ける想定される人数に対し、現在相談員は1名で昨年4月から今年も継続して委託し、今年は24名程度を就労支援プログラム対象者として、支援の実施を行うなどの答弁がありました。他にも委員から質疑がありましたが、この際省略させていただきます。

次に議案第53号 平成22年度奄美市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について報告いたします。

今回の補正は、歳入・歳出予算の総額に678万7,000円を増額し、歳入・歳出予算額を67億2,093万2,000円とするものであります。3款老人保健拠出金は、1項老人保健拠出金、1目老人保健医療費拠出金678万7,000円の増額は20年度に支出した概算拠出金に対する精算額に不足をきたしたため増額補正するものであるとの説明がありました。他に特段の質疑はありませんでした。

以上をもちまして、厚生委員会に付託されました議案の審査報告を終わりますが、ご質疑がございましたら他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（世門 光君） 次に、産業経済委員長の審査報告を求めます。

15番（三島 照君） おはようございます。産業経済委員会の報告をいたします。産業経済委員会は、平成22年度6月22の1日間開会し、本会議において当委員会に付託されました、議案第52号 平成22年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中関係事項について慎重に審議いたしました。

審査の結果を報告いたします。本会議につきましては、お手元に配布いたしました産業経済委員会

審査報告書のとおり、全会一致で議案のとおり可決すべきものと決しました。主な質疑について報告いたします。

議案第52号 平成22年度奄美市一般会計予算（第2号）中関係部分について、当局より捕捉説明があり、舩観光課より緊急雇用創出臨時特例基金事業費について、委託費7件について説明がありました。

まず第一に、島の宝マッチング事業業務は、新たな特産品と成り得る商品開発を行うとともに、発信力の高いメディア等にマッチングすることで大都市圏への販売促進戦略を構築するものであるということでした。委託料は298万2,000円です。

2点目の奄美観光コーディネート事業業務は、観光業者や行政など様々な分野とのネットワークを強化し、旅行者の多様なニーズを速やかに対応し得る観光コーディネートサービスの確立を図るということでした。委託料は338万1,000円です。

奄美島博覧会プログラム開発事業業務は、観光プログラムの構成・情勢及びイベント運営全体の企画で、これも委託料は216万3,000円です。

奄美ロケーション体験観光創出事業業務は、奄美のロケーションを生かしたパラグライダーという分野での新たな観光サービスの確立及びパラグライダー人口増加のための学校・スクールの設立を目指すものです。委託料は1,476万3,000円です。

観光誘致拡大事業業務は、観光クルーズ船の寄港時に行う歓迎・送迎のセレモニーの充実と、当該旅行会社が奄美を視察する際の案内などを行うこと。また、旅行会社への協力体制の強化を目指すということになっております。委託料は224万7,000円です。

奄美PR拡大業務、これは、本土の都市部で奄美大島出身者で組織されている郷友会、関東・関西・中部の皆さんと密接に連携し、島外における出身者とのネットワーク強化を図り、出身者が営む店舗での特産品の販売や、奄美情報の発信の場を構築したいということでありました。委託料は298万2,000円です。

最後に奄美セラピスト育成事業業務は、タラソセラピーのセラピストと気候療法士を兼ね備えた奄美独自の専門職、奄美セラピストの育成を図るもので、委託料は1,136万1,000円です。

続きまして、商水情報課からは、同じく緊急創出臨時基金事業費としての6件の委託料の説明がありました。

バイオディーゼル普及推進事業というのは、640万5,000円について、有限会社本田運送に委託をし、新規雇用は2名を予定しているということです。これは、廃食油を利用してバイオ燃料をつくり、自社トラックで今、試験的に活用して、その後の啓発や市民普及に努めていくというものでした。ICT専門人材育成事業の848万4,000円については、民間事業であるが、奄美ICT株式会社への委託を予定しており、新規雇用は3名。ビジネスソフトウェアやウェブデザインの技術の習得を研修し、新規雇用につなげるものとのことです。

ソフトウェア開発人材育成事業の306万6,000円は、民間企業である有限会社アイタイムズで新規雇用11名を予定しており、ソフトウェアの開発知識の習得をもとにして雇用創出、継続していきたいとのことでした。

次に高度情報処理人材育成事業というのは、915万6,000円を株式会社南西フロンティアに委託を予定している。新規雇用が4名、研修生のプロジェクトに参加させて、実践的なスキルの向上を図り、メーカー系の研修を受講して雇用創出を図るということです。

次に、コールセンター人材育成事業。これは、株式会社アイエスジャパンを予定しており、新規の雇用を50名予定しているということです。テレホンポイントメントの知識習得によって雇用創出を図るものです。

最後に、テレワーク人材事業の2,425万5,000円については、株式会社南西テレワークセンターに委託を予定している。新規雇用を10名予定しており、データ入力やテスト実施管理業務に必要な知識・技能の習得で雇用を創出するということでありました。

委員より、海洋展示館の補修で８００万円ということだが、なぜ当初予算で計上しなかったのか、との質問があり、当局からは１２年を経過しているということで当初予算でも財政にお願いをしたところが、すぐには計上されなかったとの答弁でした。さらに、海洋展示館の収支、または費用対効果はどうか、についての質疑に対して、平成２１年度末で、延べ利用者が２２万５，７０４名となっていること。また、平成２０年度の入館料が６９万７千４４０円で、２１年度が７４万９，５８０円となっているとの答弁がありました。

また、緊急雇用創出の事業について、この間多くの事業がありますけど、この事業の募集があるということの周知徹底がされていないのではないのか、委託先はどうして決めたのか、はじめから委託先ありきだったのか、との質疑があり、当局は今回の緊急雇用創出事業については平成２１年度１２月に、国の二次補正で予算が成立をし、それから１月に県庁で説明があり、２月１０日までに庁内で提出して、２月１５日までに県に正式に提出するというので、１５日間しか時間がなかったところから、確かに広報、公募すべきだったと思うが、市民への周知徹底と機会の均等ということの主眼においたならば、大変に反省をすべきと認識しておるということでした。

また、パラグライダー事業においても７名の雇用とあるが、観光産業として、現状とか全国的な調査をしたのか、ということに対して、調査はできていない。しかし調べたところ、土曜、日曜には２０名前後の問い合わせがあるということで、今後の観光産業の一つの分野になるのではと期待しているとのことでした。

また、コールセンター人材育成ということで、５０名程度の雇用が拡大されるということですけど、現在は何人か、ということに対して、現在は５５名の雇用とのこと。また、今の企業で従業員が長続きをしないという話をよく聞く。そういうところに４，０００万円もの助成金を入れて、またすぐに辞めるということにならないのか、ということに対して、当局は、当初８０名とか１００名で営業していましたが、現在は５５名となっている。ここでしっかりと研修することで、従業員の能力も向上し、これまでのような形態を改善できるのではと考えている、とのことでした。

続きまして６款、１項、３目、１５節の、工事請負費の２，０００万円はどんなハウスなのか、どういう形態で研修するのか、どこにつくるのか、という質疑がありました。研修生の円滑な就農促進を図るため、実践研修を兼ねた就農促進ハウスを１８棟、５，０７６平方メートルを整備すると、長さ４７メートルで、１棟当たり２８２平方メートルのハウスを１８棟計画しているとのことでした。場所は太田地区ということです。他にも質疑がありました。

さらに、委員より中心市街地活性化業務の基本計画策定費８００万円についても質疑があり、策定業務と申請、認定、活性化協議会との絡み、ＡｉＡｉ広場の建設など計画に前後するところも出てきているという感じがするがどうか、という質問に対しては、基本計画そのものについては１２項目ほどの大枠があり、その中には活性化についての基本的な方針とか、中心市街地の位置、区域、区画整備事業の内容、街中居住の推進商業活性化のための具体的な事業とかを盛り込んでいく、しかし正確に載せることは難しいと思うので、これについてはある程度想定のできる中身を出した上で、計画期間の５年の中で毎年、変更・更正を加えていくという方法も考えているので、１００パーセント確実なものでもなくても良いのではという認識を持っていますということです。現実には、あいあい広場が建替えの時期に入りますので、それについては実施設計の中で、中身も議論したいとの答弁がありました。

また、７款、１項、２目、１３節の委託料８００万円の中心市街地活性化計画策定業務は、３月までに国への申請、認定を予定しており、コンサルタント委託料である内容は、資料作成、アンケート調査、分析、データ収集、その他の基本方針の作成、数値目標等の内容で指名競争入札を予定しているとのことでした。他にもありましたが、この際省略させていただきます。

以上で産業経済委員会での審査報告を終わりますが、ご質疑がありましたら他の議員の協力を得ましてお答えしたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（世門 光君） 次に文教委員長の審査報告を求めます。

19番（渡 京一郎君） おはようございます。文教委員会は、去る6月23日午前9時30分から開会され、付託された2件の議案を慎重に審査いたしました。

それでは文教委員会に付託されました議案第52号 平成22年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中関係事項及び、議案第56号 奄美市立学校給食センター条例の一部を改正する条例についての審査結果をご報告いたします。

これら2件の議案につきましては、お手元に配布してあります文教委員会審査報告書のとおり、議案第52号中関係事項分、及び議案第56号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以下その審査の経過についてご報告いたします。

最初に議案第52号 平成22年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中関係事項分については、当局より説明の後、委員より10款教育費、1項教育総務、2目学校教育振興費、8節報酬費の理科支援員謝金はどうして縮小になったのか、との質疑がありましたが、当局より理科支援員謝金等の事業については前年度10校希望が出ておりましたが、県のほうから22年度は複式の学校、そして、理科専科のいない学校、さらに過年度まで配置されていた学校ではなく、新規の学校のみに派遣すると通知があり、10校の中から小湊小学校のみが該当することになり、284万円の減額になったとの答弁がございました。

次に、スクールカウンセラー配置事業費及び子どものサポート体制整備事業費、これが全て減額になっている理由はとの質疑があり、当局より文科省が事業仕分けで、そのものを見直さなければいけない状況になり、それを受け、県・市というふうに減額になったのが実情であるとの答弁がございました。これに対し多くの委員より、市内の学校訪問や視察の状況から見ても、奄美市の現状と今後の課題を考えたとき、必ず必要であり、今後とも継続をしていただきたいという強い要望がございました。

次に、学校建築費で金久中学校円形校舎が8月上旬から取壊しが始まり、プレハブを先に建てるとの説明がありましたが、引越しの時期的な部分はどうのような形になるのかとの質疑があり、当局より、円形校舎については8月上旬から計画をしており、仮設校舎・プレハブの業者も決定しているため、8月中での完了を見込んでおり、9月中で校舎の中身の引越しを終える計画をしています、との答弁がございました。仮設校舎の場所は、学校側とも協議をして、今のグラウンド、体育館と道路の間に仮設校舎設置を計画しているとの答弁がありました。

次に名瀬運動公園の工事費について、委員より、特殊でない工事についてはできるだけ工区分けをして、地元業者指名によって入札をさせることはできないかとの質疑があり、建築と土木の両方の業者が施工するということであり、この内容から見て、地元業者で対応できるとの考えでおるとの答弁がございました。また各委員より、このような時期であるため地元業者育成に努力をするよう強い要望が出されました。

次に、議案第56号 奄美市立学校給食センター条例の一部を改正する条例については、附則が9月1日から施行するとなっているが、その理由はとの質疑がありました。当局より、7月いっぱい完成をする予定であり、その後、職員の研修、新しい施設の機材の使用等の研修等を行い、2学期から新しい給食センターで給食を提供する予定をしており、9月1日が2学期の最初の日であり、9月1日から新しい給食センターの稼働が始まるわけですので、附則における施行日にその日を充てたとの説明がございました。

以上をもちまして、文教委員会における議案審査の報告を終わります。なお質疑がございましたら、他の委員のご協力を得てお答えしたいと思います。

議長（世門 光君） 次に、総務建設委員長の審査報告を求めます。

20番（朝木一昭君） 皆さんおはようございます。総務建設委員会は、去る6月23日、午前9時30分より午後0時40分まで1日間開催され、慎重に審査をいたしました。それでは、総務建設委員会に付託されました議案第52号 平成22年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中について、関係事項並びに議案第54号、議案第55号、議案第57号、議案第58号 町の区域の変更について、その審査の結果をご報告いたします。

これらの議案につきましては、お手元に配布してあります総務建設委員会審査報告書のとおり、原案のとおり可決すべきものと決しました。以下、その審査の結果についてご報告いたします。

議案第52号 平成22年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中関係事項についてであります。当局から2款総務費の1目一般管理費、9節の旅費147万円は沖縄県へ研修派遣している職員の日額旅費であること。19節安全安心対策費の100万円は、私道土砂災害整備事業補助金交付要綱に基づき限度額20万円掛ける5件分を計上したこと。

2款1項総務管理費、川内集落周辺施設整備事業費1,400万円のうち、県が2分の1、市町村負担が2分の1であること。念願であったトイレ休憩所が整備できること。

コミュニティ助成事業費、宝くじ普及交付事業を財源として里町内会他7箇所を整備すること。養子縁組届出受理処分取消請求事件について、また、電源立地地域対策交付金の480万円の減額について、住用木工センターの集じん装置の改修工事について、役務費の建物損害保険料の増額について、大島地区消防組合負担金4,710万円のうち1,210万円は住用消防分駐所の増改築を予定、また、笠利消防分署に高規格救急自動車3,500万円を配置する予定などの捕捉説明がございました。

委員より、沖縄県との交流は今後も続けるのか、旅費の算出基礎はどうなっているのか、配属分署を変えたり、3年のうち毎年1名ずつ派遣することはできないか、私道の災害想定地区はどのくらいあるか、この制度は大変良い制度なので広報誌に載せたらどうか、また、今年度で切れる時限立法、電源立地地域対策交付金は木工センターに充てると言うが、住用地区住宅の改修工事はどうなるのか、消防の4,710万円の財源はどうかなど、その他にも委員から質疑がございましたが、この際省略させていただきます。

次に、議案第54号 奄美市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第55号 奄美市公共下水道処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局より、議案第54号は平成15年度から進めてきた宇宿地区の農業集落排水事業が完了し、ほぼ全域で共用を開始することになり、条例の別表欄を改めたこと。議案第55号は平成8年度から整備を進めている、特定環境保全公共下水道事業。大笠利処理区で今回須野地区の共用を開始するのに伴い、条例中別表欄に須野地区を加えることになるなどの補足説明がございました。これに関しまして、委員からは特段の質疑はありませんでした。

次に議案第57号、新たに生じた土地の確認について、議案第58号 町の区域の変更についてであります。当局より、この度、鹿児島県が名瀬長浜町に隣接する国有地の地先公有水面埋立工事が竣工したので、当該埋立地を本市の区域内の土地として確認し、併せて名瀬長浜町に編入しようとする旨の捕捉説明がありました。

委員より、表示の在り方等の質疑があり、当局より、現在のように地先の公有水面埋立地というかたちの表現ができない旨答弁がありました。

以上をもちまして総務建設委員会に付託されました議案の審査報告を終わります。なお、ご質問がございましたら、他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（世門 光君） これから、各委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

これをもって、質疑を終結いたします。これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

これをもって討論を終結いたします。これから採決を行います。議案第52号から議案第58号の

7件を一括して採決いたします。

この議案7件に対する各委員長報告は、いずれも原案可決であります。議案7件は各委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

ご異議なしと認めます。

よって議案第52号から議案第58号までの7件については、各委員長報告のとおりいずれも原案のとおり可決することに決定いたします。

○

議長（世門 光君） 日程第2，請願第3号，住用村山間におけるチップ工場建設計画並びに森林伐採計画に関する請願及び陳情第6号 院内助産院設置の県当局への働きかけに関する陳情の2件を一括して議題といたします。本案に対する厚生委員長の審査報告を求めます。

9番（竹田光一君） それでは、厚生委員会に付託されました請願第3号 住用町山間におけるチップ工場建設計画及び森林伐採計画に関する請願及び陳情第6号 院内助産院設置の県当局への働きかけに関する陳情の2件についてをご報告いたします。

最初に請願第3号 住用町山間におけるチップ工場建設計画及び森林伐採計画に関する請願についてご報告いたします。請願第3号の請願者の住所・氏名は、奄美市名瀬長浜町25-5，NPO法人環境ネットワーク代表 博明さん他6団体であります。請願第3号に対する当局の参考意見を求めましたところ、今日までに至る経緯についてから説明したい旨申し出がありましたので、了承の上、説明を求めました。以下、経緯の概要につきまして申し上げます。

4月8日、チップ工場建設について、大東海運関係者が住用支所を来庁、その際、市民に対する説明会は実施しないと通告されたため、最低限当事者である山間集落への説明と市への説明会の開催を求める。それを受けて4月22日、山間集落、5月18日、市への説明会開催に至る。市への説明会の中で伐採は外注で月間1,500トンのチップ生産と、年間の伐採面積が100から120ヘクタール必要である。また9項目に渡る環境対策が示された。さらに、伐採場所については住用から瀬戸内町にかけての大ざっぱな位置で12か所示され、現在200ヘクタール程度伐採地を確保してあるが、地番等については個人情報から見地から示されなかった。

説明会の中で、各担当部所からは、早くて平成23年度中に国立公園の区域指定予定、また、ユネスコの調査が27か28年度中に入る予定の中で、今回の伐採計画やチップ工場建設は悪影響をもたらすので見直してほしい旨お願いしたが、企業としては延期などの再考の余地はないとのことであった。

チップ工場建設確認申請は、3月末に市に申請されており、法的にはかしはないため、5月17日に建築確認通知が県から出ているが、現在は基礎打ちの状況である。そのような説明会を受けて、庁内会議の中で市としては、計画の見直しが望ましいと考えているが、本事業等が届け制のため現行法の範ちゅうで対応せざるを得ないが、いかに国立公園や世界自然遺産登録に対する影響を抑制するしかないことや、主に環境保全、天然記念物生息地域の観点から、それに対する意見書を出していくことにした。それと平行して、伐採時期の変更を求めたところ、申請そのものを取り下げるという回答であった。以上が、経緯の概略です。

これを受けて質疑に入りました。委員から、請願は2点あり、1点はオープンな説明会を行政主導でもらいたい。2点目は、企業に対しては行政はき然とした態度で企業に臨んでもらいたいということだが、法律上は断念と言えないが、断念してくれとは言えるのではないかと質疑があり、当局から計画の見直しなどはお願いしているが、断念してくれとは言っていない。また、委員から企業は環境対策には配慮すると言っているが、伐採される前に環境影響評価法を適用することで、事業の取り組みを阻止できるのではないかと。環境アセスを実施することは考えてないかと質疑に対し、当局からは現在、環境アセスの議論がなかったので調査をさせてもらう旨の答弁がありました。その他、

山間港のチップ積出しに係る質疑などがありましたが、この際省略いたします。

以上、質疑を終結し本請願の取扱いについて協議会において協議いたしました結果、1点目のオープンな下での説明会実施については、情報公開の観点から当然のことであり、行政はそのような指導を行ってほしい。2点目の行政は毅然とした態度で事業断念を、企業体に働きかけてほしいについては、現行法下では規制する法的根拠がないものの、本地域が生物多様性地域として認識され、早くて平成23年度中には国立公園の区域指定されることや世界自然遺産登録を琉球諸島とともに目指している現況下では、今回の計画は、地域指定に少なからずとも悪影響を与えるものと懸念され、当委員会としては、当局が島外企業体に対して本市の取組状況や国立公園化や世界自然遺産登録の意など、十分に説明を行い当該事業計画の見直しや延期を申し入れていただきたいことで一致し、全会一致で請願3号は採択すべきものと決しました。

次に、陳情第6号 院内助産院設置の県当局への働きかけに関する陳情についてご報告致します。陳情第6号の提出者の住所・氏名は奄美市名瀬朝仁町5-7新日本婦人の会奄美支部支部長 荒田まゆみさんであります。

この制度は、家庭的な助産院と専門の産科医がいる病院を合わせ持った形式で、妊婦が安心して出産できる体制であり、医師の負担軽減にもつながることから、お手元に配布してあります審査報告書のとおり全会一致で採択すべきものと決しました。

以上をもちまして、請願第3号、陳情第6号の審査報告を終わりますが、ご質疑がございましたら他の議員のご協力を得てお答えしたいと思います。

議長（世門 光君） これから委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

これを持って質疑を終結いたします。これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

これを持って討論を終結いたします。

これから採決を行います。請願第3号及び陳情第6号に対する委員長報告はいずれも採択すべきものであります。本案は委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって請願第3号及び陳情第6号は、委員長報告のとおり採択することに決しました。

お諮りします。ただいま採択されました請願第3号及び陳情第6号の取扱いについては、これを市長に送付し、会議規則第135条及び136条の規定により、その処理の経過及び結果の報告を求めることにしたいと思います。これにご異議はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、請願第3号及び陳情第6号の取扱いについては、これを市長に送付しその処理の経過及び結果の報告を求めることに決しました。

○

議長（世門 光君） 日程第3、請願第2号及び陳情第5号、陳情第10号、陳情第11号の4件を一括して議題といたします。

本案に対する総務建設委員長の審査報告を求めます。

20番（朝木一昭君） それでは、総務建設委員会に付託されました請願・陳情につきまして、審査の結果についてご報告いたします。総務建設委員会に付託されました請願第2号入札に関する請願並びに陳情第5号、陳情第7号、陳情第8号、陳情第9号、陳情第10号、陳情第11号についての審査の結果はお手元に配布してあります総務建設委員会審査報告書のとおりであります。以下、その審査の

経過についてご報告いたします。

請願第2号の請願者は、住所、奄美市名瀬幸町19番5号、奄美大島観光協会会長 斉藤正道です。請願の趣旨につきましては、お手元に配布してあるとおりです。当局より、入札時間については配慮している。島内事業者については電子入札を進めていきたい。島外事業者の方については、当分の間、電子入札は実施しない、などの説明がなされ、委員より、時間的・人的無駄を省くための電子入札であり、地方自治体も導入の方向にある。請願内容の2、電子入札を採用しないという項目はふさわしくないのではないか、などの意見が出、委員会で協議の結果、この請願につきましては、お手元に配布してあります審査報告書のとおり、請願内容の2を外し、一部採択することに決しました。

陳情第5号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情の陳情者は、住所奄美市名瀬朝仁新町18番地17、里村紀幸です。陳情の趣旨はお手元に配布してあるとおりです。委員より多重債務問題は深刻である。所得制限などで、さらに問題の深刻化はしないか。ヤミ金はどうしても根絶して欲しい。などの意見が出、陳情項目の1、改正貸金業法を早期に完全施行することは既に6月18日に施行済であることから、1を省いた2・3・4の外因について採択すべきでは等の意見があり、委員会で協議の結果、この陳情につきましては陳情項目1を外して、2・3・4についてお手元に配布してあります審査報告書のとおり一部採択することに決しました。

ちなみに、2・3・4は自治体での多重債務相談体制の整備のため、相談員の人件費を含む予算を充分確保するなど相談窓口の拡充を支援すること。3、個人及び中小企業者向けのセーフティーネット貸付をさらに充実させること。4、ヤミ金融を徹底的に摘発することです。

陳情第10号 改正国籍法に関する陳情の陳情者は、住所奄美市名瀬小俣町25-1-11日本子どもの未来を守る会奄美支部支部長 中 和子です。

まず、当局より改正国籍法のあらましが説明されました。これまでの婚姻による国籍取得から、未婚でも父または母が認知し法務大臣に届け出れば国籍を取得することができるようになるとのこと。委員から、偽装認知につながらないか、法の目をくぐる認知ビジネスなどが出ないか、改正法は日本にとっては人口減少傾向にあるから良いことではないか、DNA鑑定となれば厳しく時間がかかるのではないか、厳格な制度運用が必要ではないか、などの意見が出ました。委員会で協議の結果、この陳情につきましては、審査を厳重にしてほしいとの理由でお手元に配布してあります審査報告書のとおり採択することに決しました。

また、陳情第10号につきましては、採択と決した際は後刻意見書の提出を予定しておりますので、その際にご賛同よろしく願いいたします。

次に陳情第11号 小規模工事登録制度の創設を求める陳情につきましては、審査の結果をご報告いたします。陳情第11号の陳情者は奄美市名瀬長浜町15番19号奄美民主商工会会長 江崎貞信です。この案件は前の委員会におきまして、小さな修理・電気交換等は小規模業者や職員で行っており、緊急時も特に支障はない等の理由で不採択になった案件であります。

委員より、全国で449の自治体が導入しているので検討したらどうか、学校や教室等の小規模修理は専属の大工がやっている346筆の署名に業者何名くらいいるのか、施工後の責任に問題はないか。などの意見が出、委員会で協議の結果、この陳情につきましてはお手元に配布してあります審査報告書のとおり、不採択とすることに決しました。

以上をもちまして総務建設委員会に付託されました請願・陳情の審査内容の報告を終わります。なお、ご質問がございましたら他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（世門 光君） これから、各委員長報告に対する質疑に入ります。通告のありました三島 照君の発言を許可します。

15番（三島 照君） おはようございます。ただいまの陳情10号について2点質問させていただきま

先ほどの委員長報告をお聞きしてまして、具体的にこの法改正の中身をどのような議論がされてきたのかという事が1点ですね。2008年に参議院本会議においてですね。日本共産党を含み賛成多数で改正国籍法が当時、これ政府ですから当時の政府は自公政治ですね。採択された案件なんです。で、これについてどのような議論がされたのかが1点。

もう1点は、この方たちが今奄美市だけでも100人近く在住されています。ALTの先生も3人おられます。こういった方々の権利と義務の問題、義務としては所得税や住民税や、そういう点では義務を押し付けられていますよね。課せられています。しかし権利の面でいけば、国保の場合であっても所帯主になれない。ある外国の方に、アメリカの方とお話ししていたら、なんとか国保では入れたけど所帯主は奥さんしか入れない。でも奄美にいたい、日本にいたい、そのためにボランティアもやりたいということで消防団にも入って消防団活動をやりたいとお願いしたら、最初相談した人は良からうと。話をしてみましようということになったんですけど、結局は外国人だということで消防団にも入れなかったということで、この方はですね、前に神奈川県でアシカのたまちゃんが、すぐに住民票を付与され市民の権利を全て保障された。そのときに自分らはアシカさんでも、たまちゃんでも市民権利を取得できたのに、私ら外国人は日本では国民としての権利すらないというような思いをしたということです。ですので、さっきのこの2点について、どういう議論が真剣にされたのかお聞きしたいと思います。

20番（朝木一昭君） 改正の国籍法、もうこれは施行されているものでございます。このことについては私どもの方で議論すべきものではないと思いますが、先ほど三島議員がおっしゃったですね、国籍が取得できにくいんじゃないかということが、むしろできやすくなる法案なんですよ。

これまでは婚姻をもとにしてしか、嫡出子しかできなかった国籍が正当であれば国籍を取得させようと。ところがその親が認知さえすれば取得できるのが、慎重さに欠けるのではないかと。この陳情の案件はですね、今後そういう認知、国籍法の取得に対する慎重に頑張ってもらいたいという陳情内容でございます。

そういうことであればですね、頑張ってもらっしゃる方、正しい方は認知して、そうでない事に関してはですね、しっかり法で照らしてやって下さいという請願内容ですので、ちょっと答えになっているかどうかわかりませんが、2点はもうこの意見で一応終わりたいと思います。

議長（世門 光君） 他に質疑はありませんか。12番 泉 伸之君。

12番（泉 伸之君） 先ほどの三島議員と関連しますけども、この陳情に関しての意味は分かります。今委員長からの三島議員に対しての質疑に対しての答弁で。

しかし、これを通ったときに意見書として、これは法務省ですかね、提出することになっておりますので、このちょっと疑問を感じますから言いますけれども、最高裁の判決で20年6月4日に、この準正でなかった法律に違反しているという、憲法14条に違反しているということで準正と扱われていたのと同様に認知したら、準正と扱われると。その違いですよ。

ここで、下で出てくるのがDNAの鑑定の推奨とかいろいろ出てきますけれども、この提出者のことばだけで、父子が写った写真の提出だけでですね、認知が可能なのか。その、準正であったときとこれが認められたときの判断がどう違ってたのかを伺います。

20番（朝木一昭君） 意見書の中身を読んでいただきたいと思います。そういう軽い軽々なことですね、国籍の取得はやってもらいたくないという請願内容なのであります。国のほうはしっかり、これはDNA鑑定をしなさいってことじゃないんです。できればそれぐらい厳重にやっていただきたいと、それでそういう情報もね、国民に公開してもらいたいなどが把握されているわけですので。どうしても法の目を潜って国籍を取得しようとするのをしっかり見張ってもらわないと困

りますという主旨の内容になっていると思いますが。答えになっておりますでしょうか。

12番（泉 伸之君） それは法律に関わることですから、認知に関して、この陳情書に書いてある父子が写った写真の提出だけで認知ができると思っていいんですか。

議長（世門 光君） ちょっと整理します。20番 朝木一昭君。

20番（朝木一昭君） そういうことなどが話し合われました。

議長（世門 光君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

これをもって質疑を終結いたします。これから討論に入ります。討論の際には、陳情・請願の件名を明らかにした上で討論するよう願います。

最初に反対討論の発言を許可します。

15番（三島 照君） はい、私はただいま提案のありました、陳情第10号 改正国籍法に関する陳情の採択に反対する討論をいたします。

先ほどの質疑間にもいろいろ声が聞こえてきました。この中では、この国籍法が採択されたことによって、日本の家族形態を破壊させることにつながりかねないという文章ですね。そして書類の信頼性に疑義のあるケースの増加が懸念される。日本とのつながりの深さを示すものや認知の真実性を示すもの、そして、国籍取得後も一定期間継続して調査をなさいと。

私はこれは、先ほど委員長報告では、前向きの陳情と受け止めているという答弁でした。質疑に対する答弁でした。しかし、私はこれは前向きじゃなくて、今後継続された陳情もありますようにですね、外国人を認めようとしない態度が見えるのではないかと考えています。

その点、2008年に先ほど言いました、改正国籍法が改正されました。この中で1番重視されたのは、法の下での平等の問題です。そのことがあってですね、このきっかけはですね、2008年6月4日に、日本人の父親とフィリピン人の母親との間に生まれた関係者14歳までの子ども10人が起こした訴訟です。

最高裁は現行の国籍法の規定が憲法14条の、法の下での平等の原則に反するという意見判断をしました。その後国会でも議論されてですね、この中心は児童が生まれて、いかなる差別も受けないという、いわゆる国際人権B規約や子ども権利条約に関する中身を引用してされているわけです。

そして、先ほど調査と言われましたけど、ここで言われている調査についても、この間議論がされています。偽装認知、いわゆる先ほどありましたように、偽装認知によってブローカーが出るんちゃうかという問題もありますね。そういった問題についても偽装認知の防止は別の問題ですというのが、最高裁判決です。偽装認知防止などの合理的な関連性を有するものといい難いというのが中身です。ドナー観点の問題も言われています。

真実の認知が排除されるのは本末転倒だと。こういった問題は今後逐次整備していくべき問題であって、こういうことが言われる前に、私は奄美市議会でこれが採択されるという問題。

もう一つはですね、子どもの福祉や利益が最優先という考え方が運用されるべきではないかという国会での質問に対して、法務省の当時の倉吉民事局長は、真実の親子があり日本国籍がほしいと届け出ている人たちの権利が損なわれないように、辛い思いをさせることがないようにするのは大事だと答弁されています。その上で、当時の森法務大臣は杓子定規でなく事例に応じて実施に当たっていきたいというのが、この間の当局が政府の法解釈の中身であってですね、私はこういった問題が現在奄美市内においては、国籍は言いませんけど、95人の方々がこの奄美で活動されています。ここにいわれているような問題がこの奄美市で発生したのか、しているのか。そういったことについての調査

もやっぱり審議のときにやっておけたらというふうにも思っています。

そしてこの国籍取得後の定期調査、誰がやるのかといったこと等についても、やっぱり当時のこの法案が、国籍法が提案され、採択された当時の議事録等をしっかり議論してやっていただきたかったというのが私の思いです。

奄美市内の95人、100人近い外国人の方々に、これは世界の流れですよ、日本は遅れていると世界から非難されている状況なんです。そういう点で私はこういうことが本奄美市議会で採択されないよう、議員の皆さんの良識に期待をして反対討論を終わります。

もう一点は、小規模工事の入札制度制定の問題です。先ほど委員長からは、前議会で不採択にした課題ですと、ですから今、今回ということにはならなかったというのがその中心だったと思っています。

私はこの問題は、この奄美市で今地元企業の市民の経済が非常に疲弊している中でですね、本当に今こそ必要な制度制定ではないかというふうに思っています。

その一つは、全国ではですね、140件、400を超える自治体の実施されて、この奄美、鹿児島県下でも5つの自治体の実施されています。今、先ほど前回の、私は委員外議員でお聞きしたときも必要なものについては、その都度連絡取って対応していますと言われました。私はこの問題は、必要なときには、要するに役所の関係者と関係があって、知り合いで、いつでも連絡が取れる、そういった人たちにばかり仕事がまわっているということの現れだと思っています。

しかし、そういうことじゃなくて、この問題は、それ以外にも奄美市では、20年度で約449件の30万以上の随意契約がやられています。約11億6,000万。21年度では450件を超える30万以上の随意契約がやられています。金額にしたら約15億3,000万越えています。こういう簡単に随意契約が実行していけるなら、私はこれを一つでも多くの地元の零細、一人親方、そういった人たちが、月に10万の仕事も無くて困っているというときにですね、やっぱり公正公平に割り振っていくべきであって、登録させることは、電話・携帯番号を登録したらすぐ登録できることであってですね、さほど難しい問題ではないと思っています。

ある広島県では、広島市ではですね、そういう小さい事業は学校の関係が非常に多いということで、教育委員会を中心とした受注が増えたということも新聞で報告されています。そういう観点からですね、今私たちは市民の暮らし、奄美の経済、少しでも入ってきた金が市民に回転する。

そのことを考えたときにですね、この問題がいても簡単に340人の、その陳情を無視して不採択にされたことについては、これも不採択に反対をし、議員の皆さんの良識で再度採択していただけるように、よろしく願いをして不採択に反対をする討論を終わります。

議長（世門 光君） 他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

これをもって討論を終結いたします。

これから、採決を行います。採決はこれを分割して行います。

請願第2号、入札に関する請願について、本案に対する委員長報告は一部採択すべきものであります。

委員長報告のとおり一部採択することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって請願第2号は一部採択することに決しました。

お諮りします。ただいま、一部採択されました請願第2号の取扱いについては、これを市長に送付し会議規則第135条の規定により、その処理の経過及び結果の報告を求めることにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

ご異議なしと認めます。よって、請願第2号の取扱いについては、これを市長に送付しその処理の経過及び結果の報告を求めることに決しました。

次に陳情第5号、改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情についての採決を行います。

本案に対する委員長報告は一部採択すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり一部採択することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

ご異議なしと認めます。よって、陳情第5号は一部採択することに決しました。

次に、陳情第10号、改正国籍法に関する陳情について採決します。

本案に対する委員長報告は、採択すべきものであります。本案は委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、陳情第10号は採択することに決しました。

次に、陳情第11号、小規模工事登録制度の創設を求める陳情について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は、不採択すべきものであります。本案は委員長報告のとおり不採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、陳情第11号は不採択することに決しました。

暫時休憩いたします。（午前10時45分）

○

議長（世門 光君） 再会いたします。（午前11時00分）

日程第4、議案第60号改正国籍法に関する意見書の提出についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、本案に対する提案理由の説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって本案に対する提案理由の説明は省略いたします。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結致します。

お諮りいたします。本案は委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決をいたします。議案第60号は議案のとおり可決することに賛成の諸君には起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第60号 改正国籍法に関する意見書の提出については、議案のとおり可決することに決定いたしました。

ただいま可決されました意見書の提出先につきましては、議長に一任願います。

○

議長（世門 光君） 日程第5，議案第61号 奄美和光園の外来診療の再開を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

18番（平 敬司君） おはようございます。本件は3月議会において皆さんから議決をいただきましたが、鳩山内閣から菅内閣に変わりましたので再度提出するものであります。よろしくお願いいたします。

奄美和公園の外来診療の再開を求める意見書、国立療養所奄美和公園は、昭和58年から25年以上にわたり、一般外来診療を行い地域医療に貢献をしてきました。特に、皮膚科においては本島内にとどまらず遠方から患者が来られるなど地域医療に大きな役割を果たしてまいりました。しかし、平成21年12月、常勤医師が1名になったことをきっかけに、一般外来は休診となっており、その後医師数が3名になった今日においても外来診療再開のめどはたっておりません。

平成21年4月に施行されたハンセン病問題の解決の促進に関する法律では、第1条において、医師・看護師・介護員の確保における国の責任が明確にうたわれるとともに、第12条では入所者の生活環境が地域社会から孤立することがないようにするための療養所の社会化がうたわれています。国の誤った施策によって人生被害を被ったハンセン病元患者の皆さんのハンセン病問題の抜本的解決を求める声によって作られた、この法律の理念にのっとりるのであれば、国、厚生労働省には入所者の皆さんが安心して暮らせる療養環境を確保するために、医師・看護師・介護員など医療福祉に関わる職員の確保に最大限努めるとともに、社会との共生を実現する療養所を確立する責務があります。和光園の外来診療は、まさに社会との共生を具現化したものです。

入所者の皆さんの医療・福祉を確保するとともに、基本法にのっとり社会との共生が実現するよう、以下の事項を強く要望致します。

一つ、国立療養所奄美和公園の一般外来診療を早急に再開すること。二つ、国立療養所奄美和公園の医師定数の確保に最大限努力するとともに、医療法上の医師定数を満たすよう、医師定数の拡大を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出をいたします。平成22年7月5日、奄美市議会議員の皆様の賛同方をよろしくお願いを申し上げます。

議長（世門 光君） これから質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

これをもって質疑を終結いたします。

本案は委員会付託及び討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって本案は委員会付託及び討論を省略したいと思います。これから採決をいたします。

議案第61号は議案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号 奄美和公園の外来診療の再開を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。ただいま可決されました意見書の提出先につきましては、議長に一任願います。

○

議長（世門 光君） 日程第6，議案第62号 監査委員の選任について及び議案第63号 監査委員の選任についてを議題といたします。市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） 皆さんおはようございます。ただいま上程されました議案第62号及び議案第63号の提案理由をご説明いたします。

議案第62号及び議案第63号監査委員の選任につきましては、知識を有するもののうちから選任される本市監査委員の任期が平成22年7月12日をもって満了になりますことから、久野勝彌氏及び武村雅夫氏を引き続き選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。何とぞご同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（世門 光君） これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

質疑ないものと認めます。これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

ご異議なしと認めます。よって本案は委員会付託を省略することに決しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決に入ります。採決はこれを分割して行います。

まず、議案第62号。監査委員の選任についての採決を行います。この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員は26名であります。投票用紙を配布いたさせます。

（投票用紙配布）

配布もれはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配布もれなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

異常なしと認めます。

この際、念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対との記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、投票中賛否に表明しない投票及び賛否の明らかなでない投票は会議規則第73条第2項の規定により否と見なします。

点呼を命じます。

（投票）

議長（世門 光君） 投票もれはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

投票もれなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

開票を行います。

会議規則第31条の第2項の規定により立会人に師玉敏代君、叶 幸与君を指名します。両名の立

会いを願います。

(開票)

投票の結果を報告します。

投票総数 25 票、これは先ほどの議長を除く出席議員に符号いたしております。そのうち賛成 25 票、反対 0 票、以上のとおり賛成多数であります。

よって議案第 6 2 号 監査委員の選任については、これを同意することに決定いたしました。

次に、議案第 6 3 号、監査委員の選挙について採決を行います。

この裁決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は 26 名であります。投票用紙を配布いたさせます。

(投票用紙配布)

配布もれはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配布もれなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

この際、念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対との記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、投票中賛否を表しない投票及び賛否の明らかでない投票は会議規則第 7 3 条第 2 項の規定により否と見なします。

点呼を命じます。

(投票)

議長(世門 光君) 投票もれはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票もれなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

開票を行います。

会議規則第 3 1 条の第 2 項の規定により立会人に崎田信正君、平田勝三君を指名します。両名の立会いを願います。

(開票)

投票の結果を報告します。

投票総数 25 票、これは先ほどの議長を除く出席議員に符号いたしております。そのうち賛成 25 票、反対 0 票、以上のとおり賛成多数であります。

よって、議案第 6 3 号 監査委員の選任については、これを同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。(午前 11 時 22 分)

○

議長(世門 光君) 再会いたします。(午前 11 時 23 分)

日程第 7、議案第 6 4 号 奄美市議会基本条例の制定について議題といたします。

本案に対する提案理由の説明を求めます。

23番（栄 勝正君） おはようございます。それでは、議案第64号 奄美市議会基本条例の制定について提案理由を説明いたします。国の地法分権政策の拡大に伴い議会の役割も大きくなり、議会と首長が直接住民に責任を負うという二元代表制のもと、議会は多数員による合議制の機関として住民の意思を市政に反映させるため、役割・機能を果たすことが期待されています。

そのような状況の下、全国にさがけ平成18年5月8日に北海道の栗山町で議会基本条例が制定されました。その後、議会基本条例を制定する自治体が増え、平成22年5月30日現在全国で104自治体、都道府県が10、政令市が3、市が57、町村が34、鹿児島県下では薩摩川内市、霧島市、薩摩町が制定し、今現在鹿児島県議会でも制定に向けて取り組んでいるところでもあります。

私どもの奄美市議会では昨年、第2回定例会において特別委員会を設置し、その中で作業部会を立ち上げ、特別委員会と平行して十数回の検討会を開催しました。昨年の12月には中間報告を行い、今年の2月13日に住民説明会を広報紙、奄美市ホームページ、地元新聞掲載で住民に広報して開催しました。その後、パブリックコメントを受け全員協議会で最終確認を得て、本日の議案上程ということになりました。

この議会基本条例は、奄美市全体の発展のために議員活動を通じて市政に住民の意思反映をさせることを推進することが大きな目的であります。その中でも反問権、議会報告会については特に重要な項目でもあります。

以上で、議案第64号 奄美市議会基本条例の制定についての提案理由の説明を終わりますが、何とぞこの議会基本条例の趣旨をご理解下さいますようお願いいたします。なお、ご質問がございましたら他の議員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（世門 光君） これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会付託及び討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって本案は委員会付託及び討論を省略いたします。これから採決をいたします。

議案第64号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○

議長（世門 光君） 日程第8、これより奄美市選挙区管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦の方法で行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦によることに決定いたしました。お諮りいたします。

指名は議長において行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって議長において指名することに決しました。奄美市選挙管理委員に西田安明氏、久保忠義氏、山野利光氏、名島義文氏の4名を。同補充員に、福山義廣氏、山田吉國氏、今里信弘氏、元井千尋氏の4名を指名致します。ただいま指名いたしました方々が、奄美市選挙管理委員及び補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの方々が奄美市選挙管理委員同補充員に当選されました。

さらにお諮りいたします。ただいま当選されました補充員の順序は先ほど指名した順序によることにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、補充の順序は先ほどの指名順とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。お手元に配布してあります文書表のとおり議会運営委員長及び総務建設委員長から申し出がありました、議長の諮問に関する調査と及び陳情第7号から陳情第9号及び陳情第5号、陳情第6号の5件については、これを閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、議長の諮問に関する調査と及び陳情第7号から陳情第9号及び陳情第5号、陳情第6号の5件については、これを閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもって平成22年第2回奄美市議会定例会を閉会いたします。（午前11時30分）

○

以上、本会議の次第を記載し、相違なかったことを認め、ここに署名する。

奄美市議会議長	世門	光
奄美市議会議員	平	敬司
奄美市議会議員	栄	勝正
奄美市議会議員	大迫	勝史

(別 紙)

総務建設委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条、第134条及び第136条の規定により報告いたします。

記

番 号	議案等番号	件 名	審査の結果
(1)	議案第52号	平成22年度奄美市一般会計補正予算(第2号)について	原 案 可 決 す べ き も の
(2)	議案第54号	奄美市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について	原 案 可 決 す べ き も の
(3)	議案第55号	奄美市公共水道事業処理施設条例の一部を改正する条例の制定について	原 案 可 決 す べ き も の
(4)	議案第57号	新たに生じた土地の確認について	原 案 可 決 す べ き も の
(5)	議案第58号	町の区域の変更について	原 案 可 決 す べ き も の
(6)	請願第2号	入札に関する請願	一 部 採 択 と す べ き も の
(7)	陳情第5号	改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情	一 部 採 択 と す べ き も の
(8)	陳情第10号	改正国籍法に関する陳情	採 択 と す べ き も の
(9)	陳情第11号	小規模工事登録制度の創設を求める陳情	不 採 択 す べ き も の

平成22年7月5日

総務建設委員長 朝木 一昭

奄美市議会議長 世門 光 殿

厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条、第134条及び第136条の規定により報告いたします。

記

番 号	議案等番号	件 名	審査の結果
(1)	議案第52号	平成22年度奄美市一般会計補正予算(第2号)について	原 案 可 決 す べ き も の
(2)	議案第53号	平成22年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について	原 案 可 決 す べ き も の
(3)	請願第3号	住用町山間におけるチップ工場建設計画並びに森林伐採計画に関する請願	採 択 す べ き も の
(4)	陳情第6号	院内助産院設置の県当局への働きかけにかんする陳情	採 択 す べ き も の

平成22年7月5日

厚生委員長 竹田 光一

奄美市議会議長 世門 光 殿

産 業 経 済 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

記

番 号	議案等番号	件 名	審査の結果
(1)	議案第52号	平成 2 2 年度奄美市一般会計補正予算（第 2 号）について	原 案 可 決 す べ き も の

平成22年 7 月 5 日

産業経済委員長 三島 照

奄美市議会議長 世門 光 殿

文 教 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

記

番 号	議案等番号	件 名	審査の結果
(1)	議案第52号	平成22年度奄美市一般会計補正予算（第2号）について	原 案 可 決 す べ き も の
(2)	議案第56号	奄美市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について	原 案 可 決 す べ き も の

平成22年7月5日

文教委員長 渡 京一郎

奄美市議会議長 世門 光 殿

参 考 資 料
(意 見 書)

改正国籍法に関する意見書

平成20年6月4日、最高裁判所は「日本国民である父と日本国民でない母との間に出生した後、父から認知された子について、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得した（準正のあった）場合に限り日本国籍の取得を、認めていることによって認知されたにとどまる子と準正のあった子の間に日本国籍の取得に関する区別を生じさせていることは、憲法第14条に違反する」との判決を言い渡しました。違憲判決を受けて平成20年12月5日に第170回国会で改正された本法律により、日本人男性と外国人女性の間の非嫡出子が、父親を自称する日本人男性による認知申告のみで簡単に日本国籍を取得できるようになりました。

しかし、このことによって、外国人の子どもが簡単に、日本人となることができそれに伴い、その子の親族が多数日本に移住できるようになります。国籍取得に関する資料の提出は、父子が写った写真の、提出などといったいくらでも偽装可能なものです。

この改正によって、違法に日本国籍が取得されると、違法行為及び不正行為によって一般市民の福祉増進並びに地方公共団体の健全な発展が妨げられ、日本国民の公益が脅かされる恐れがあります。

また、婚姻して家庭を持ち、夫婦の責任と義務の下で子どもは養育されるべきであり、この法律によって、そのような家庭制度の崩壊へと導く危険もはらんでいます。

生活習慣の違う外国人の多数の流入は、地元住民との摩擦が増加することも予想されます。その対応をするのは、地方の行政窓口の方々であり、今でさえ大変な窓口業務への支障があることも大いに懸念されるところであります。

このような弊害を抑止するため、安易な形で国籍を与えないよう、主旨をご賢察の上、下記の件について実現ができるよう求めます。

記

- 1 審査時におけるDNA鑑定の推奨
- 2 申請者や外国人の親の日本における居住実態や日本人の親による扶養実態等の綿密な調査（国籍付与後の継続調査を含む。）
- 3 審査情報の開示
- 4 罰則を強化する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年7月5日

奄美市議会

奄美和光園の外来診療の再開を求める意見書

国立療養所奄美和光園は、昭和５８年から２５年以上にわたり、一般外来診療を行い、地域医療に貢献してきました。特に皮膚科においては、本島内にとどまらず、遠方から患者が来られるなど、地域医療に大きな役割を果たしていました。

しかし、平成２１年１２月、常勤医師が１名になったことをきっかけに一般外来は休診となり、その後、医師数が３名になった今日においても、外来診療再開のめどは立っていません。

平成２１年４月に施行された「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」では、第１１条において医師・看護師・介護員の確保における国の責任が明確にうたわれるとともに、第１２条では入所者の生活環境が地域社会から孤立することがないようにするための療養所の社会化がうたわれています。

国の誤った施策によって人生被害を被ったハンセン病元患者の皆さんの、ハンセン病問題の抜本的解決を求める声によって作られたこの法律の理念に則るのであれば、国・厚生労働省には、入所者の皆さんが安心して暮らせる療養環境を確保するために、医師・看護師・介護員など医療・福祉にかかわる職員の確保に最大限努めるとともに、社会との共生を実現する療養所を確立する責務があります。

和光園の外来診療は、正に「社会との共生」を具現化したものです。入所者の皆さんの医療・福祉を確保するとともに、基本法の理念に則った社会との共生が実現するよう、以下の事項を強く要望いたします。

記

- １ 国立療養所奄美和光園の一般外来診療を早急に開始すること。
- ２ 国立療養所奄美和光園の医師定数の確保に最大限努力するとともに、医療法上の医師定数を満たすよう医師定数の拡大を行うこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２２年７月５日

奄 美 市 議 会